

茨城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
水戸市	就農研修等支援事業	市内に住所を有し市内で新規就農を希望する。65歳以下の者	茨城県立農業大学、鯉淵学園農業栄養専門学校及び日本農業実践学園が開催する就農準備のための講座の受講にかかる費用の助成 補助対象経費の1/2(ただし、10,000円を上限とする。)	通年	予算の範囲内	農政課 029-232-9181 <a href="https://www.city.mito.lg.jp/001437/001454/index.html">https://www.city.mito.lg.jp/001437/001454/index.html</a>	3
	就農開始支援事業	市内に住所を有し市内で新規就農を希望する。65歳以下の者	農業経営の開始にあたり、必要な資材の取得等にかかる経費を助成 補助対象経費の1/2(ただし、200,000円を上限とする。)				4
日立市	特産農産物産地育成事業	【対象者】 農業協同組合の組合員等で、市内の農地において耕作する生産者  【対象経費】 対象者が新たに、又は拡大して作付けする特産農産物の種子、苗木等の購入費 ※特産農産物:優良品種、高付加価値作物又は産地振興に資する作物で農業協同組合が推薦する作物	補助対象経費の1/2 (10万円を限度とする)	通年	予算の範囲内	農林水産課 0294-22-3111(内線403) <a href="http://www.city.hitachi.lg.jp/">http://www.city.hitachi.lg.jp/</a>	4
古河市	新規就農支援研修費助成事業	市内に住所を有し、申請時における年齢が39歳以下の者で、新規就農を目指す者および新規就農後(3年以内)に自己の農業技術の向上を目指す者	【助成対象経費】 農業技術を習得するため、3か月以上の期間研修等を受講した費用等 【助成金及び助成金限度額】 1年間に限り30万円を限度として助成。 ※指導的農家等での研修および研修費が無料の研修については、助成対象経費にかかわらず日額4,000円。	随時	—	農政課 0280-76-1511(内線)2133 <a href="http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/">www.city.ibaraki-koga.lg.jp/</a>	3
石岡市	「石岡市朝日里山ファーム」新規就農者 研修制度	・18歳以上45歳未満 ・石岡市内に移住し、石岡市内で独立営農を目指す者	・約30品目の野菜の栽培技術指導(有機栽培) ・果樹・施設園芸の栽培技術指導(イチゴ等) ・独立後のことを考えた農地確保支援 ・研修に必要なトラクター等の機材や圃場、設備の貸し出し 研修圃場:約1.8ha 集出荷作業室:1室(約20㎡)	令和3年度	各一組(有機野菜・果樹施設園芸)	農政課 0299-43-1111(内線1145) <a href="http://www.city.ishioka.lg.jp/">http://www.city.ishioka.lg.jp/</a>	2
	石岡市新規就農者支援センター	石岡市で就農を希望する者	就農相談	随時	随時		1
	園芸作物生産拡大整備支援事業(パイプハウス設置補助)	①と②に該当すること ①5年以上市内の直売所へ出荷する園芸作物を生産 ②次のいずれかに該当する人 ・定年退職などにより、新たに就農する65歳未満の人 ・就農してから5年未満かつ45歳未満の人 ・新たな園芸作物の栽培または園芸作物の生産規模の拡大に取り組む人	パイプハウス設置設置経費(消費税込み)の1/3以内 上限20万円 かん水施設設置経費(消費税込み)の1/3以内 上限30万円 ※ただし、かん水施設のみは対象外です。	令和4年11月末までに申請	予算の範囲内	農政課 0299-43-1111(内線1156) <a href="http://www.city.ishioka.lg.jp/">http://www.city.ishioka.lg.jp/</a>	4
石岡市(JAやさと)	「ゆめファーム」新規就農制度 研修事業	・1年に1家族(独身不可) ・45歳未満 ・研修後石岡市(八郷)で就農すること	次のことについては貸し出しを行う。 ・研修圃場 畑90a/パイプハウス75坪 ・農機具 トラクター、管理機等 ・農業資材 支柱、パイプ等	令和3年11月30日まで	一組	JAやさと 営農流通センター 0299-44-1661 <a href="http://jayasato-yuukibukai.com/kensyu.html">http://jayasato-yuukibukai.com/kensyu.html</a>	2
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市新規就農者支援事業	・認定新規就農者又は認定農業者 ・就農後8年以内、かつ18歳以上56歳未満であること ・龍ヶ崎市在住、かつ主に龍ヶ崎市内で営農すること ・前年の総所得が350万円未満であること	新規就農者は年間最大90万円を上限として、最長3年間補助金を交付。 親元就農者にあては、年間60万円を上限とする。	通年	予算の範囲内	農業政策課 0297-64-1111 <a href="https://www.city.ryugasaki.ibarakijp/jigyosha/nourinsuisangyou/nougyo/sinkisyuunou.html">https://www.city.ryugasaki.ibarakijp/jigyosha/nourinsuisangyou/nougyo/sinkisyuunou.html</a>	4
	龍ヶ崎市畑作農業ステップアップチャレンジ事業	○市内在住で以下のいずれかに該当する者 ・畑作経営に取組む認定農業者又は認定新規就農者 ・たつこの産直市場に出荷している農業者 ・農産物のブランド化に取組む組織 ・市税等を滞納していない者 ・導入予定の機械等が国などの補助金交付を受けていない者	農業用機械・ハウス・農業用井戸の新設等に補助対象事業費の3分以内(上限100万円)を補助 認定新規就農者は、補助対象事業費の2分の1以内(上限200万円)	第1四半期	予算の範囲内	農業政策課 0297-64-1111	4
常総市	新規就農者研修委託事業	新規就農者を受け入れる市内の先進農家	常総市在住者で就農を目指す方を受け入れる先進農家に対して研修費として市から日額5,000円を支払う。 5,000円/1日×14日間=70,000円	通年	先進農家1件	農政課 0297-23-9037(直通) <a href="http://www.city.joso.lg.jp">http://www.city.joso.lg.jp</a>	6
	新規就農者農地賃借料助成事業	常総市内の新規就農者	常総市で就農する場合、農地賃借料の一部を補助する。 10,000円/10a 上限50,000円×2人=100,000円	通年	2人		7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
常陸太田市	常陸太田市農産物高付加価値化支援事業	①認定農業者、認定新規就農者又は市内の直売所において生産者組織に加入している者 ②認定農業者、認定新規就農者。	①研修支援 総事業費1/2以内 但し限度額は次のとおりとする。 ア県内研修20,000円 イ県外研修50,000円 ②農業等経済交流訪問団派遣事業等に係る経費 経費の2/3以内	年間	予算の範囲内	農政課 0294-72-3111(内線615) <a href="http://www.city.hitachiota.ibara.kijp/">http://www.city.hitachiota.ibara.kijp/</a>	3, 9
	UJターン就業奨励金	・市外に1年以上住所を有した後、就農に際して市内に転入した者。 (学生として市外に1年以上居住した者を含む) ・平成30年4月1日以降に認定新規就農者(または認定農業者)に認定された者 ※但し、転入日から2年以内に認定を受けた者であること。 ・引き続き5年以上市内に定住する意思がある者 ・本市の市税等に滞納がない者。	交付額は1経営体につき20万円 (2回に分けて交付)	年間	予算の範囲内		4
	就農者等家賃助成交付金事業	・市内に家屋を持たない者(二親等以内の親族の所有を含む。) ・市内の民間住宅に居住している者。 ・市内に住所があり既に就農している者においては、転入日より2年を経過しておらず、前年の所得が350万円を超えていない者。 ・市内に住所がある研修者においては、市内の農家において研修を開始してから2年を経過しない者。 ・本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと。	市内に家屋を持たず民間の賃貸住宅に居住する就農者(認定新規就農者及び認定農業者)及び研修者に対し、家賃の一部を助成する。 助成額月額20,000円(家賃が20,000円以下の場合はその額) 最長24か月	年間	予算の範囲内		8
	中古農機具購入支援事業	【対象農機具】 ・農業機械販売業者が販売する中古農機具であること。 ・購入する農機具本体の代金が100,000円以上であること。 ・購入に際し、国・県・市その他補助を受けていないこと。 ・個人間の売買によるものでないこと。 ・市内の直売所等に出荷する畑作物の生産に使用する農機具であること。(ただし、そば生産を除く) 【対象者】 ・市内に住所を有している者 ・常陸太田市において認定を受けた認定新規就農者、又は、市内直売所において組織される生産者組織に加入しているか加入予定の者で過去に1度も補助を受けたことがない者 ※認定新規就農者は、認定の期間中2度まで補助 ・保存および保管に関する機具でないこと ・動力部のみでないこと ・市税等の滞納がない者	購入費の1/2以内及び予算の範囲内 ただし、上限を500,000円とする	年間	予算の範囲内		4
	農耕用免許取得補助事業	大型特殊免許、けん引免許の取得に関する教習費用を補助。 【対象者】 ・農家台帳に30a以上農地が記載されている者 ・市内に住所を有している者 ・前年の農業所得が350万円以下であること。 ・国、県等から本補助金と類似する補助を受けていないこと。 ・同一世帯内又は同一経営に、同年度に同一補助金の交付を受けた者がいないこと。 ・交付決定年度内(3月31日まで)に大型特殊免許又は、けん引免許の取得が可能であること。	教習費用の1/4以内及び予算の範囲内 ただし、上限を大型特殊免許20,000円 けん引免許25,000円、セット教習(大型特殊・けん引)45,000円	年間	予算の範囲内		3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
笠間市	新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	・認定新規就農者の認定を受けている者 ・就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営についての強い意欲を有している者 ・市内に住所を有している者 ・笠間市税の滞納がないこと。	・移植、収穫、防除、耕起等のための機械の購入に要する経費及び農業用施設の整備に要する経費を補助する。 (中古機械等の場合は4年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるもの) ・対象経費の2分の1以内(事業費が40万円を下回った場合は、補助事業の対象外) ・補助金の交付は、交付対象者につき年1回を限度とし、最大5年間で300万円まで。	通年	予算の範囲内		4
	樹園地継承支援事業 (受入果樹農家支援型)	・自身の経営縮小又は離農を予定している果樹農家 ・研修機関として市の認定を受けること。 ・概ね年間を通じて農業を営む経営体であること。 ・研修対象の主たる作物は、栗、梨、柿、葡萄、林檎又は梅であること。 ・笠間市税の滞納がないこと。	市内で果樹栽培で就農しようとする者に農業生産技術、経営手法等を習得させるために実施する研修に対して月額3万円。交付対象期間は最長2年間。	通年	予算の範囲内	産業経済部農政課農政企画室 0296-77-1101 http://www.city.kasama.lg.jp	6
	樹園地継承支援事業 (果樹研修支援型)	・就農時の年齢が45歳未満であり、認定新規就農者の認定を受けた者又は認定を受けることが確実と見込まれる者。 ・市内に住所を有している者。 ・研修終了後1年以内に市内農地等で果樹栽培による独立・自営就農すること。 ・笠間市税の滞納がないこと。	果樹栽培へ就農するための農業技術、経営手法及び農村地域で生活していく心構えを会得する研修期間における生活費として、年間120万円。交付対象期間は最長2年間。	通年	予算の範囲内		3
	樹園地継承支援事業 (樹園地流動化推進支援型)	・果樹栽培を志す新規就農者へ研修を実施した樹園地を農地中間管理事業を活用して10年以上転貸する者 ・果樹栽培を行う農業者等で、経営の縮小、農業部門の減少による経営転換、リタイアによる離農又は農地の相続人で農業経営を行わない者 ・笠間市税の滞納がないこと。	転貸した面積10a当たり5万円	通年	予算の範囲内		7
つくば市	新規就農者経営支援補助事業	市内在住の認定就農者又は認定新規就農者(18歳以上65歳未満の者) 市税の滞納がない者 国または県から補助金に相当する給付を受けていない者	補助対象経費は、農業経営に係る経費(肥料費、農具費、動力光熱費等)のみ 【補助額】農業経営月数に応じて、ひと月につき最大5万円 (年間最大60万円、最長3年間交付)	随時	予算の範囲内	農業政策課 029-883-1111 https://www.city.tsukuba.lg.jp	4
	果樹振興事業	市内に在住で市内に圃場がある者のうち、次の条件を満たす者 ・親光農園又は販売を目的とした、市振興作物のブルーベリー生産者。 ・ファン生産を目的とした、加工用ぶどう生産者。	(1)新規の果樹園整備に要する経費のうち、新植及びそれに伴う次のものを対象とする。 (既存の果樹園の改植、改修整備等は対象外) ・苗木購入費 ・資材購入費 ・施設整備費 なお、補助対象の栽培面積は10a以上、苗木は100本以上とする。 【補助率】1/2以内(上限:150千円/10a) (2)アウトウシヨウジウバエ対策のための生ごみ処理容器の購入費。 なお、生ごみ処理容器については、新規及び既存の果樹園を対象とする。 【補助率】1/3以内(上限:2,000円/1圃場)	随時	予算の範囲内	農業政策課 029-883-1112 https://www.city.tsukuba.lg.jp	4
常陸大宮市	常陸大宮市未来を創る農業支援事業	①農業等関連団体 ②認定農業者 ③認定新規就農者 ④直売所等出荷団体	【対象者①～②への支援】 ・新規作物の栽培又は従来から生産していた作物の新たな栽培方法等を導入するための種苗費、資材購入費等補助 [1年目]1/2以内(500千円上限) [2年目]1/3以内(300千円上限) ※補助金の交付は2年を限度。 ・市内で重点的に生産振興を図る農作物等の生産拡大を行うための種苗費、資材費等補助 [1年目]1/2以内(500千円上限) [2年目]1/3以内(300千円上限) ※連続して交付を受けることができる期間は2年まで。 【対象者①～③への支援】 ・市内で生産された農作物等を使用した加工品等を開発するための原材料費、加工費用等補助 [1年目]1/2以内(500千円上限) [2年目]1/3以内(300千円上限) ※連続して交付を受けることができる期間は2年まで。 ・市内で生産された農作物の販売促進及び販路拡大に必要な資材、PR費等補助 1/2以内(500千円上限) ・市場等への通年出荷を目的とした作物栽培のための簡易ハウス及び付帯施設の新設、増設等に関する補助 1/2以内(500千円上限) 【対象者③への支援】 ・市内で新規就農者が主体となって行う農作物の栽培や新たな栽培方法の導入、新商品開発に係る種苗費、資材費等補助 1/2以内(500千円上限) 【対象者④への支援】 ・直売所向け農作物等の生産拡大に必要な資材費等の補助 1/2以内(500千円上限) ・市内で生産された農作物等を使用した加工食品製造に必要な機械購入費用等補助 1/2以内(500千円上限) ・農作物などの安定供給体制の整備及び販売促進への支援 1/2以内(400千円上限)	翌年度予算措置分として例年10月頃まで募集	予算の範囲内	農林振興課 0295-52-1111(内202)	4.9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
那珂市	那珂市認定新規就農者経営支援補助金	【対象者】 市内に住所を有し、認定新規就農者で認定期間満了後に認定農業者となる意思を有するもの。また、申請時点において、市税等に滞納がない者。 【要件等】 補助対象者が認定新規就農者となった年度の初日から起算して5年間、補助を受けることができる回数は、同年度に補助対象者1人当たり1回まで。	【内容】 就農初期に必要なとなる農業の生産性の向上及び効率化を図るための農業用機械、農業用施設等の整備に係る費用の助成。 【補助額】 補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする。	通年	予算の範囲内	農政課農業振興G 029-298-1111(内線)235・236	4
筑西市	筑西市新規就農者研修事業補助金	50歳以下で農業研修を希望し、研修終了後に市内で就農する者、または市内で就農後概ね3年以内の者	【助成対象経費】 農業技術の習得に係る研修費用等 【助成対象となる研修等】 ・農業教育施設、農業専門学校等における研修(日本農業実践学園、鯉淵学園、いばらき堂農塾等) ・先進的な農業技術を有する農業法人等における研修 【助成額】 30万円(上限額) 【助成期間】 1年間 ※上記のほか、転入者に限り、住居費補助として10万円補助する	随時	予算の範囲内	農政課 0296-20-1161(直通) <a href="https://www.city.chikusei.lg.jp">https://www.city.chikusei.lg.jp</a>	3
稲敷市	稲敷市新規就農者育成支援補助金交付事業	新規就農者等のうち、次のいずれにも該当する者。 (1)市内に住所を有し、年齢が18歳以上60歳未満の者 (2)認定農業者となる意思を持つ者 (3)農業に専従している者又は専従する見込みがある者 (4)市税を滞納していない者	1か月につき5万円、年間60万円を上限として、最長3年間補助金を交付。ただし、経営開始2年目以降は、1人当たり前年の総所得が350万円を超えない限り交付。	通年	予算の範囲内	農政課 029-892-2000(内線)2312 <a href="http://www.city.inashiki.lg.jp/page/page005458.html">www.city.inashiki.lg.jp/page/page005458.html</a>	4
	稲敷市新規就農者農業用機械購入補助金交付	市内に住所を有し、農業を営んでいる者。稲敷市新規就農者育成支援補助金の交付を受けている者、または受けることが確実である者。	農業の生産性の向上及び効率化を図るために購入した機械導入の経費を補助する。対象者に対し、一回限りとなる。補助対象経費の1/2以内を交付。ただし、50万円を上限とする。	通年	予算の範囲内		4
かすみがうら市	第三者継承促進事業	次のいずれかに該当する者 (1)研修支援事業 将来、かすみがうら市内で果樹園を営む意思がある農業研修生を受け入れる農家に予算の範囲内で助成する。 (2)合意書締結祝い金支給事業 経営継承が合意に至った場合、両者(移譲者・継承者)にお祝い金を予算の範囲内で支給する。 (3)経営継承準備事業 経営の継承に関わるものであり、かつ、機械・設備の修繕や更新、雨よけハウスの新設、新植・改植等に要する費用を継承者に予算の範囲内で補助する。 ※(1)～(3)のいずれも、市農業再生協議会が別途定める要項等に基づく。	果樹産地の維持及び拡大を図るとともに、農業後継者を確保するため、研修生受入農家、移譲者又は継承者に対し、補助金等を交付する。 (1)研修支援事業 農業研修生を受け入れる農家に対し、一月につき5万円(上限)を助成する。(予算の範囲内) (2)合意書締結祝い金支給事業 移譲者及び継承者に対し、それぞれ一人あたり20万円(上限)の祝い金を支給する。(予算の範囲内) (3)経営継承準備事業 継承者に対し、補助対象費用の合計額の2分の1以内であり、かつ、100万円(上限)までを補助する。(予算の範囲内) ※(1)～(3)のいずれも、市農業再生協議会が別途定める要項等に基づく。	通年	予算の範囲内	農林水産課 029-886-3305 <a href="https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page005626.html">https://www.city.kasumigaura.lg.jp/page/page005626.html</a>	4.6.9
桜川市	桜川市農業者育成支援事業補助金	桜川市内に住所を有し、市税等を滞納していない者のうち次のいずれかに該当する者の中で、現状経営面積から10%以上の拡大、又は現状売上上の10%以上の増加を目指す意思がある者 (1)生産組織(3戸以上の農業者で組織する団体及び農業を営む法人等) (2)人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる中心的経営体 (3)認定新規就農者	【概要】 農業用機械等の導入に必要な経費を補助する。 【補助額】 (1)に該当する者で経営面積水稲20ha以上又は水稲以外1ha以上の者は30%以内(上限60万円) (1)に該当する者で上記面積未満の者は20%以内(上限40万円) (2)に該当する者で経営面積水稲10ha以上又は水稲以外0.5ha以上の者は20%以内(上限30万円) (2)に該当する者で上記面積未満の者は10%以内(上限10万円) (3)に該当する者は50%以内(上限100万円) ただし、中古農業機械の場合は上限50万円	随時	予算の範囲内		4
	桜川市農業用パイプハウス資材購入費補助金	認定農業者 認定新規就農者 集落営農組合 販売農家	【概要】 単棟パイプハウス(鉄骨ハウスを除く。)の新設及び建て替えに要する経費(被覆資材等の消耗品を除く。)を補助する。 【補助額】 対象経費の3分の1以内の額(100円未満は切捨て) 【限度額】 ●間口5m未満のパイプハウス 長さ1mにつき3,750円まで ●間口5m以上のパイプハウス 長さ1mにつき5,000円まで	随時	予算の範囲内	農林課 0296-55-1111(内線)3161 <a href="http://www.city.sakuragawa.lg.jp/">http://www.city.sakuragawa.lg.jp/</a>	4
	桜川市新規就農者営農研修補助金	新規就農者のうち次のいずれにも該当する者 (1)桜川市内に住所を有し、年齢が20歳以上65歳未満の認定新規就農者 (2)認定農業者となる意思を持つ者 (3)市税等を滞納していない者	【概要】 農業技術の習得に係る研修での受講料及びそれらに必要な教材費を補助する。 【補助額】 上限1万円までを支給する。	随時	予算の範囲内		3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
行方市	なめがた新規就農活力応援金補助金	市内に住所を有する新規参入者又は農業後継者であって、次のいずれにも該当するものとして農業委員会が推薦する者のうち、市長が認めるもの。 1.市内において農業経営を行う者 2.年間農業従事日数が200日以上見込める者 3.年齢が55歳未満の者 4.農業経営改善計画の認定申請を行う者 5.農業次世代人材投資資金(経営開始型)の支給対象でない者	応援金の額は、30万円 応援金の交付は、同一人物につき1回を限度とする。	通年	7人	農林水産課 0291-35-2111(内線74-242) <a href="https://www.city.namegata.ibaraki.jp/">https://www.city.namegata.ibaraki.jp/</a>	4
鉾田市	新規就農者支援事業	認定新規就農者であること ①においては農地中間管理機構を利用すること。 ②においては価格が50万円以上の機械等であること。	①借入農地における賃借料の一部補助(補助率1/2以内、上限5万円かつ5,000円/10a) ②農業機械・施設整備に要する経費の一部補助(補助率1/3以内、上限30万円)	未定	制限なし(補正含む予算の範囲内)	鉾田市環境経済部農業振興課 0291-36-7651	4・7
つくばみらい市	新規就農者資材費補助事業	青年等就農計画の認定を受けている者	作業効率の向上を図るための資材又は収量の向上を図るため土壌改良に要する資材の購入に係る経費の2分の1(上限5万円)	随時	予算の範囲内	産業経済課 0297-58-2111	4
	農業参入環境整備事業	市内で就農を希望している者	農地の紹介、農業機械シェアリングサービスの提供、農業研修の実施	随時	予算の範囲内		2、4、7
	かんしよ苗購入費補助事業	認定農業者又は認定新規就農者のうち、下記のいずれにも該当する者 (1)出荷・販売を目的として、新規でかんしよの栽培に取り組む者。 (2)市内に新規でかんしよを作付けする予定の農地の所有権又は耕作権を有すること。 (3)作付予定農地の面積がおおむね10a以上で、かつ、3年以上耕作を継続する予定であること。	かんしよの苗の購入に係る経費の2分の1(上限5万円)	随時	予算の範囲内		4
小美玉市	新規就農者営農定着支援事業	①市内において青年等就農計画の認定を受けている者、かつ農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けている者。 ②市内に住所を有している者 ③生計を同一とする世帯において、市税を滞納していないこと。 (上記①～③の要件をすべてを満たす者)	新規就農した意欲ある担い手の、農業開始時に必要とする経費負担の軽減や、経営規模の拡大、及び経営の多角化等に取り組む際に必要な農業用機械又は施設を導入する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付すること。  ①農業機械整備事業(移植、収穫、防除又は耕起等に必要機械の購入に要する経費) ②農業用施設等整備事業(農業用施設の整備に要する経費) ③前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業の実施に要する経費  補助対象事業費の30%以内(上限1件あたり100万円)ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てとする。 補助金の交付は、同一の交付対象者につき年度1回を限度とする。 中古機械等の場合は、原則として2年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるものとする。	年2～3回程度要望調査	予算の範囲内	農政課 0299-48-1111	4
茨城町	茨城町担い手経営環境整備事業	町の認定を受けている認定新規就農者及び認定農業者等で、次の要件をすべて満たす者 ①45歳未満の者 ②町内に住所を有している者 ③生計を同一とする世帯において、町税を滞納していないこと	新規就農した意欲ある担い手農業者が、就農初期に必要な農業用機械の導入や、農業用施設等の整備に係る費用等を支援。  補助対象経費の1/3以内(上限300,000円)	-	予算の範囲内	生活経済部 農業政策課 029-240-7118	1,4
	新規就農希望者受入研修事業	茨城町に就農・定住を希望する者	2年間の先進農家での研修と自ら作付を行う実学等を通して技術取得を図り、就農できるよう支援。 ①住居として町内空き家等を斡旋、家賃の一部を助成 ②研修先である先進農家を斡旋 ③研修ほ場及びパイプハウスを無償で貸付 ④トラクター、管理機等の農業用機械を無償で貸付 ⑤農業資材等を無償で提供	通年	1組/年	一般社団法人 茨城町農業公社 029-215-8002 <a href="http://www.ibaraki-agri.com/">http://www.ibaraki-agri.com/</a>	2,3,4,7,8
城里町	城里町新規就農者支援事業助成金	次のいずれにも該当する者 (1)農業次世代人材投資資金の交付決定を受けている者(町内住民登録者) (2)町税を滞納していない者	研修助成金:月額3万円(2年を限度) 経営助成金:月額3万円(3年を限度)	随時	予算の範囲内	農業政策課 029-288-3111 <a href="http://www.town.shirosato.lg.jp/">http://www.town.shirosato.lg.jp/</a>	3, 4, 6
	新規就農者農業機械・農業施設等導入支援事業	町内に住所を有する認定新規就農者であって、次のいずれにも該当する者 (1)就農時の年齢が45歳未満 (2)本事業終了後、5年間町内において農業に従事すること (3)町税を滞納していない者	農業用機械、農業用施設、家畜を導入する費用補助 補助率補助対象経費の1/2以内、交付対象者につき1回を限度、補助上限額100万円				4
東海村	東海村新規就農者育成補助事業	本村在住の非農家出身者であり、本村において新規就農認定を受けた者	新規就農時、必要と認められる機械・施設の一部補助(1/2以内、上限200万円) 独立自営就農者(50歳以下)10万円/月 独立自営就農者(50歳以上65歳以下)5万円/月等 ※年齢や家族構成等により補助区分あり ※いづれも最長36ヵ月	通年	若干名	農業政策課(農業支援センター) 029-287-7867	1, 4, 9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

茨城県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
大子町	大子町農業後継者応援金	①申請時町内に住所を有し、年齢が18歳以上50歳未満であること ②就農から5年以上町内に居住することを誓約する者 ③就農を5年以上継続することを誓約する者 ④過去にこの要綱による応援金の交付を受けていない者 ⑤町税等を滞納していない者	①独立自営型就農者30万円 ※共同型就農(夫婦)の場合50万円 ②経営移譲型就農者20万円 ※共同型就農(夫婦)の場合35万円 ③親元就農者10万円 ④町内に本拠地を置く農業法人就職者10万円	通年	予算の範囲内	農林課 農政担当 0295-72-1128 <a href="http://www.town.daigo.ibaraki.jp/">http://www.town.daigo.ibaraki.jp/</a>	4
	大子町認定農業者等育成支援事業	町内に住所を有し、かつ、町内で農業を営む者であって、次のいずれかに該当する者 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③農業次世代人材投資資金又は大子町農業後継者応援金を活用した新規就農者	農業の生産性の向上又は効率化を図るための機械購入又は施設整備(汎用性の高い機械購入又は施設整備を除く)に要する経費の2分の1(上限50万円)		予算の範囲内		4
阿見町	阿見町農業後継者等支援対策事業費補助金	・50歳未満である者のうち、町内在住の認定農業者又は認定農業者と同等の農業経営を行う農業者の経営を引き継ぐ者で、5年以内に認定農業者となる見込みの者 ・国又は県の就農支援制度の支援対象とならなかった者で、前年の総所得が350万円未満である者	1.農業大学校又はそれに準ずる公的研修機関の受講料の助成 2万円を上限 2.農業経営に必要な機械の購入に要する経費の助成 事業費の1/2、上限50万円 3.農業経営に必要な施設の建設に要する経費の助成 事業費の1/2、上限50万円 ※補助金の交付は、それぞれの経費につき1回までとする。	随時	予算の範囲内	農業振興課 029-888-1111	3.4
利根町	がんばる農業者等支援事業 ・新規作物導入事業	・青年農業者(事業採択時現在45歳まで) ・認定農業者	・作物の苗木等購入費等 ・展示圃の設置費 ・先進地調査・研究費 ・栽培方法研究費 【補助率】1/2以内 ・栽培のための機器購入費 【補助率】1/3以内	通年	予算の範囲内	農業政策課 0297-68-2211	3.4
	がんばる農業者等支援事業 ・既存作物の栽培改善事業	・認定農業者が組織する団体 ・「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体	・改善のための研究費 ・先進地調査・研究費 ・栽培方法研究費 【補助率】1/2以内 ・改善のための機器購入費 ・転作物に関わる農業用機械、施設導入費 ・稲作規模拡大に関わる農業用機械、施設導入費 【補助率】1/3以内	通年	予算の範囲内		3.4
	がんばる農業者等支援事業 ・農作物加工施設、直売所施設の設置事業	・農産物加工・産直等の団体	・加工施設、直売施設の施設整備費等 【補助率】1/3以内	通年	予算の範囲内		4
	がんばる農業者等支援事業 ・うめえもんどころ認定事業	・水稲生産者	・土壌改良資材費 ・食味試験研究費 【補助率】1/2以内	通年	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
宇都宮市	新規就農支援事業	○新規就農者及び新規就農希望者	○窓口における就農相談 ○情報提供	-	-	農業企画課 担い手農地調整グループ 028-632-2473 http://www.city.utsunomiya.toc higi.jp/  農業委員会事務局 028-632-2814	1
	新規就農者等体験実習会	以下の条件を全て満たす者 ○18歳以上の方 ○宇都宮市に将来就農を希望し、体験実習に意欲のある方(定年後農業に就きたい方を含む)	【1日目】 ○オリエンテーション ○生産農家見学 【2日目】 ○体験実習内容:数品目の収穫作業体験 ○体験期間:1日間×年1回開催(2月末頃)	市広報紙 や公社HP にて周知	1回20人		2
	新規就農相談会 & 見学会(随時)	○新規就農希望者	○新たに就農を目指す人への情報提供 ○先進農家・新規就農者の圃場見学 ○年1回(11月頃)	公社HP にて周知	見学会は 12名程度		1
	新規就農者農地貸付推進事業	○本市から青年等就農計画の認定を受けたものであって、三親等以内に農業経営者がいない者。 ○農地中間管理事業又は農地利用集積円滑化に係る契約により、5年以上の利用権を設定すること。	○これまでに新規就農者農地貸付促進助成の対象となっていないこと。 ○新規就農者に優先的に農地を貸し出す意思が明確であること。 ○助成金の額は、助成対象農地10aあたり2万円とし、農地の所有者に給付する。	-	-	公益財団法人 宇都宮市農業公社 028-660-2701 http://www2.ucatv.ne.jp/~unk.s ea/	7
	認定就農研修制度IN先進農家	以下の条件を満たす者 ○農業経営に意欲ある市内在住(予定者)者で市内就農者 ○就農時年齢が50歳未満(審査時は48歳以下) ○認定新規就農者(予定含む) ○農家出身は自家農業と経営類型が異なる者	○公社が選定・斡旋する先進農家での実地研修 ○研修対象品目:いちご・アスパラ・にら・トマト(露地栽培は除く) ○研修期間:概ね1年以上かつ概ね1,200時間 ○研修生に対して、研修終了後、就農時に「就農助成金 60万円」を給付 ○先進農家に対して、研修開始時に「研修費15万円」を給付	12月頃まで	5名程度		2.6
	新規就農者農地確保支援事業	○就農時、市内在住の認定新規就農者であること	○園芸作物の作付けが可能な優良農地を、貸し手との協定締結により公社が一時的保有し、新規就農者のために農地の斡旋を行う。	-	-		7
	新規就農支援事業(新規就農者との集い)	以下の条件を全て満たす者 ○市内に在住し、市内で新たに農業を営む者(農家出身者の場合独立して生計を営み、新たな作型に取り組む者) ○認定新規就農者 ○50歳未満の者 ○申込み資格期間は、就農した年度からその翌年度まで	○説明会の部(1時間30分程度)関係機関からの支援事業の紹介 ○関係団体からの活動紹介 ○式典・交流会の部 ○新規就農者と規範的な経営を実践している農林業士や認定農業者との交流	-	-	農業企画課 担い手農地調整グループ 028-632-2473 http://www.city.utsunomiya.toc higi.jp/	9
	新規就農者生活資金貸付事業(事業主体は農業公社)	○当該年度における市内在住かつ市内で営農を開始した新規就農者(専業に限る)	○貸付上限額 1世帯あたり120万円 ○貸付実行 2年間 ○利率:無利子 ○償還期間:貸付実行の日から10年以内 ○据置期間:貸付実行後3年以内	-	-	公益財団法人 宇都宮市農業公社 028-660-2701 http://www2.ucatv.ne.jp/~unk.s ea/	4
	農業金融支援事業(利子補給)	以下の条件を全て満たす者 ○近代化資金の貸付けを受けた者 ○本市区域内において資金の融資対象となる事業を行っている者 ○市税を滞納していない者	○利子補給率: 1. 0%以内(一般農業者) 1. 5%以内(認定農業者) ○利子補給期間:20年以内	-	-	農業企画課 担い手・農地調整グループ028-632-2473 http://www.city.utsunomiya.toc higi.jp/	4
	園芸作物生産施設等整備事業	以下の条件を全て満たす者 ○認定農業者又は認定新規就農者 ○市税を滞納していないこと ○市内在住又は、事業所が所在すること 【パイプハウス整備事業】 ○5a以上の新規又は拡大であること ○農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。 ○生産施設の設置は、市内は場に限る。 【作業機械導入事業】 ○施設園芸用:5a以上の新規又は規模拡大であること ○事業費が50万円以上であること ○露地園芸、果樹用:30a以上の経営規模(目標)があること ○事業費が50万円以上であること 【品質等向上対策事業】 ○炭酸ガス殺虫装置:いちごの品質・生産能力向上に資すること ICT機器:生産効率や品質向上に資すること、事業費が20万円以上であること 【夏秋イチゴパイプハウス整備事業】 ○5a以上の新規もしくは規模拡大 ○夏秋イチゴの生産を継続すること 【夏秋イチゴ品質向上対策事業】 (1) クラウン冷却システム導入 ○夏秋イチゴを生産するためのクラウン冷却システムであること。 ○夏秋イチゴの生産効率や品質向上に資すること ○事業費が20万円以上であること (3) ヒートポンプ導入 ○クラウン冷却システムと併用して、夏秋イチゴを生産するためのヒートポンプであること	【パイプハウス整備事業、作業機械導入支援事業】 ○認定農業者:事業費の3/10以内で補助金限度額70万円以内(パイプハウス本体資材のみ。工事費付帯設備は含まない) ○認定新規就農者:事業費の1/2以内で、補助金限度額300万円以内(パイプハウス本体資材費に工事費、付帯設備を含む) 【品質等向上対策事業】 ○事業費の3/10以内で補助金限度額50万円 【夏秋イチゴパイプハウス整備事業】 ○認定農業者 ・大谷冷熱活用の場合 補助率:1/2以内(上限300万円) ・上記以外の場合 補助率:3/10以内(上限70万円) ○認定新規就農者 ・大谷冷熱活用の場合 補助率:1/2以内(上限500万円) ・上記以外の場合 補助率:1/2以内(上限300万円) 【夏秋イチゴ品質向上対策事業】 ○認定農業者、認定新規就農者 (1) クラウン冷却システム導入 ・大谷冷熱活用の場合 補助率1/2以内(上限なし) ・上記以外の場合 補助率3/10以内(上限なし) (2) ICT等新技術の導入 ・大谷冷熱活用の場合 補助率1/2以内(上限50万円) ・上記以外の場合 補助率3/10以内(上限50万円) (3) ヒートポンプ導入 補助率3/10以内(上限なし)	-	-	農林生産流通課 生産振興グループ 028-632-2457 http://www.city.utsunomiya.toc higi.jp/	4
土地利用型生産施設等整備事業	○土地利用型農業を始める新規就農者(親元就農者を含む)	大型収穫機等の導入費用を一部補助する。 ○補助額 事業費の1/2以内、補助金限度額300万円(1回限り)	-	-		4	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
宇都宮市	奨励作物作付促進事業	○対象作物(トマト、イチゴ、アスパラガス、梨、ニラ)を栽培するための施設を概ね5a以上、新設または拡大すること	○補助額 10aあたり15万円(同一圃場で1回限り)	-	-	宇都宮市農業再生協議会 (宇都宮市農林生産流通課内) 028-632-2457	4
	露地野菜生産拡大事業	○対象作物(玉ねぎ、かんしょ)を畑地と水田合わせて10a以上作付すること	○補助額 10aあたり1万円	-	-		4
	担い手育成金事業	以下の条件を全て満たす者 ○認定新規就農者 ○申請年度において50歳未満の者 ○本市内在住かつ本市内に就農を開始して1年以内の者	○概要:宇都宮の「担い手」となり「優れた農業者」として活躍されるよう一定の成果を挙げた者を対象に育成金を支給する。 ・金額:120万円 ・審査対象期間:申請年度の4月1日より5年間 ・要件:5年間で「経営の確立」と「地域への貢献」について一定の成果を挙げること [※交付にあたっては審査委員会による審査がある。交付を受けた方は市の農業振興に関する業務に協力していただく]	-	-	農業企画課 担い手・農地調整グループ 028-632-2473 http://www.city.utsunomiya.toc higi.jp/	4
	農業経営の第三者継承事業	【移譲促進対象者(離農予定者)】 ・果樹、施設園芸、畜産の営農類型 ・農業所得が概ね580万円以上 ・2年~5年以内に利用する可能性がある 65歳以上の経営体 【継承希望者】 ・新たに農業経営を営もうとしている意欲ある青年	○後継者が確保できない農業者と強い意欲と責任感を持って農業経営を開始しようとする者とのマッチング。	-	-		9
	親元就農・集落営農促進助成金	【親元就農促進助成金の対象者】 ○3親等以内の認定農業者等の元就農した者 ○就農時の年齢が50歳未満であって、その時から3年以内に助成金の申請をした者 ○市内において年間200日以上農業に従事する者 ○認定農業者又は人・農地プランに中心となる経営体として登録されている者 【集落営農促進助成金の対象となる集落営農法人】 ○市内に法人登記がある者 ○新規就農者(就農時年齢50歳未満、就農3年以内で市内において年間200日以上農業に従事する者)を雇用する者 ○認定農業者又は人・農地プランに中心となる経営体として登録されている者	○親元就農後3年以内(新規就農者を雇用後3年以内)に利用権の設定を行った農地の1年間の賃借に要した経費の2分の1の額を助成(10aあたり5千円を限度とする) 【助成対象農地】 ・経営耕地面積10haを超える農地を対象とする。 ・農地中間管理事業又は農地利用集積円滑化事業に係る契約により、5年以上の利用権を設定した農地とする。	-	-	公益財団法人宇都宮市農業公社 028-660-2701 http://www2.ucatv.ne.jp/~unk.s ea/	4
	農業インターンシップ制度	以下の条件を全て満たす者 ○関係機関において、就農相談等をするなど、就農に向けて積極的に活動している者 ○将来、宇都宮市で就農を希望する者 ○概ね18歳以上50歳未満の者	○新たに就農を目指す人の短期農業体験 ○体験品目:いちご、トマト、アスパラ、にら、露地野菜等 ○体験期間:概ね年間20日以内	-	4名程度		2
	夏秋いちご認定就農研修制度	以下の条件を全て満たす者 ○夏秋いちごによる農業経営に意欲ある市内在住者(予定者)で市内就農者 ○就農時年齢50歳未満(研修時は48歳以下) ※ただし法人の場合、年齢要件は除く ○認定農業者(予定含む) ○自家農業が夏秋いちごでない方又は非農家の方	○研修期間:概ね1年以上かつ1200時間 ○研修生に対して、研修終了後、就農後に60万円を給付	-	-		2
上三川町	園芸産地振興対策事業	○施設園芸作物の栽培を目的に、新規又は規模拡大のためにパイプハウスを設置することに対して補助 ○町内在住の認定農業者又は認定新規就農者	○補助率: 認定農業者 3/10(上限60万円) 認定新規就農者 3/10(上限80万円) ○対象施設:施設園芸作物の栽培に供されるパイプハウス(工事費及び灌水装置、暖房機などに係る費用は除く。ただし、認定新規就農者は工事費を含む。)	6月30日まで(ただし、上記の提出期日後においても、補助金を交付できる見込みがあるときは、予算の範囲内において随時)	予算の範囲内	農政課 0285-56-9138 https://www.town.kaminokawa.l g.jp/0247/info-000000653- 0.html	4
鹿沼市	いちご新規就農者研修事業	18歳~47歳以下の者で、農業新規参入者または部門経営開始者。市内外在住の制限はないが研修終了後、本市での就農・居住を希望する者。	1年目は研修実施計画に基づいた育苗・定植・収穫等の一連の栽培技術の習得。2年目は研修用ハウスを割り当てての実践研修を行う。	市HP、広報紙等で 周知	4名		2
	にら新規就農者研修事業	18歳~47歳以下の者で、農業新規参入者または部門経営開始者。市内外在住の制限はないが研修終了後、本市での就農・居住を希望する者。	栽培技術を学ぶため、1年間、市内の現役生産者の元での実践的研修と、農大未来塾(就農準備専門研修1コース施設野菜)での基礎的研修を併用して行う。	市HP、広報紙等で 周知	若干名		2
	いちご・にら新規就農支援事業費補助金	以下の条件を全て満たす者 ○鹿沼市いちご新規就農研修制度、鹿沼市にら新規就農研修制度、栃木県農業士の下での研修のいずれかを修了した認定新規就農者 ○補助金の交付対象となる事業を直接実施すること ○市内在住かつハウスの設置場所が市内の圃場であること ○市税を滞納していないこと ○これまでにこの補助金の交付を受けていないこと	○補助対象経費及び補助金額 ハウス、付帯設備等の整備に要する経費で、事業費の30/100以内(事業費の上限はなし)で、補助金限度額300万円以内	-	-	農政課 0289-63-2191 http://www.city.kanuma.tochigi.j p/	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
日光市	日光市農業後継者等海外研修補助事業	以下の条件を全て満たす新規就農者または農業後継者 ○市内に住所を有していること。 ○過去にこの補助金の交付を受けていないこと。 ○市税及び公共料金を完納していること ○次に掲げる補助対象研修に既に参加が決定していること。 ①栃木県農業振興公社が主催する農業に関する海外研修 ②国、県及び市が主催する農業に関する海外研修 ③全国農業協同組合及びその組織が主催する海外研修 ④その他市長が必要と認めた海外研修	○新規就農者については、研修費用の25パーセント以内を補助する。ただし、限度額は25万円とする。 ○農業後継者については、研修費用の20パーセント以内を補助する。ただし、限度額は20万円とする。	随時	予算の範囲内	農林課 0288-21-5171	3
	日光市園芸作物生産施設等整備事業補助金	○認定新規就農者、認定農業者 ○市税及び公共料金を完納していること	○園芸作物生産施設等の整備に対して、事業に要する経費の3分の1以内の額を助成する。限度額は300万円とする。 ○国又は県の補助等を受けている交付対象者で、市長が特に必要と認めて補助する場合の補助金の額については、10分の1とする。	随時	予算の範囲内		4
	日光市にら研修制度	○18歳以上、概ね60歳までの方 ○研修終了後、日光市内での就農が可能なる方	○現役のにら生産者のもとで農業・にら栽培の基礎を学びます。	—	若干名		2
真岡市	真岡市新規就農者育成確保支援事業費補助金 ①新規就農者農業経営支援 ②新規就農者研修支援 ③空き施設有効利用促進支援 ④新規就農者家賃支援 ⑤親元就農者支援	①新規就農者農業経営支援 市内に居住し、専ら農業で生計を維持することを目的に、市内で新規に就農した概ね65歳までの農業経営者で、真岡市より青年等就農計画の認定を受けた者。且つ5年以上市内で営農が見込まれる者。ただし、市税完納者に限る。	①新規就農者農業経営支援 施設、農業機械、農地取得等の初期投資の合計額に、30パーセントを乗じた額を補助(3,600千円以内) ※1回限り	随時	予算の範囲内	産業部 農政課 0285(83)8137 <a href="http://www.city.moka.tochigi.jp/12,18832,48,338.html">http://www.city.moka.tochigi.jp/12,18832,48,338.html</a>	4.7
		②新規就農者研修支援 (新規就農塾推進協議会) 新規就農塾推進協議会が主催する研修を終了した者が市内において就農した場合、協議会が負担した派遣研修先謝礼の一部を補助する。	②新規就農者研修支援 新規就農塾推進協議会が主催する研修を終了した者1人に対し180千円を補助				3
		③空き施設有効利用促進支援 市内在住の認定新規就農者へ農地および施設(パイプハウスなど)を5年間以上貸付けた方に、奨励金を交付する。	③空き施設有効利用促進支援 施設1m当たり500円				9
		④新規就農者家賃支援 市内在住の認定新規就農者へ家賃の一部を補助する。	④新規就農者家賃支援 アパートなどの借家の家賃の50パーセント、または2万円のいずれか低い額。 ※最長3年間				8
		⑤親元就農者支援 真岡市で農業を営営する親元に、後継者が就農した場合、設備投資費等の一部を補助する。	⑤親元就農者支援 施設、機械、農地取得等の初期投資額の30パーセント、または30万円のいずれか低い額。 ※1回限り				4
	新規就農者フォローアップ 新規就農者指導員の設置	新規就農塾推進協議会が主催する研修やとちぎ農業未来塾(県)の研修後就農した認定新規就農者(市内に居住し、専ら農業で生計を維持することを目的に、市内で新規に就農した概ね65歳までの農業経営者で、真岡市より青年等就農計画の認定を受けた者)	自立できるまでの1年間、新規就農者の農業経営や栽培技術の指導、生活面の相談役として新規就農者指導員を配置しフォローアップする。 (指導員の任期1年以内) ○補助額 指導員に対して、月額5千円	6.9			
	新規就農相談会	新規就農者及び新規就農希望者	新たに就農を目指す人への情報提供 JA、県、市による新規就農支援のワンストップサービスを提供。	特になし	1		

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

栃木県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
益子町	新規就農者等支援事業費補助金	①家賃補助 ○青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた日から3年以内の新規就農者、又は町内で農業を主として営む法人と雇用契約を締結してから1年以内の者 ○町内に家屋を持たず、町内の賃貸住宅等に居住している者 ○申請時から3年を限度として補助 ○町税等を完納している者(世帯全員)	月額家賃の1/2以内の額とし、2万円を限度とする。	随時	予算の範囲内	農政課 0285-72-8853 <a href="http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/">http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/</a>	8	
	①家賃補助	②農業機械等導入費補助 ○町内に住所を有していること ○青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた日から3年以内の新規就農者 ○町税等を完納している者(世帯全員)	農業機械・農業用施設等の導入又は整備に要する費用の1/2以内の額とし、100万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4	
	②農業機械等導入費補助	③種子・種苗購入費補助 ○町内に住所を有していること ○青年等就農計画又は農業経営改善計画の認定を受けた日から3年以内の新規就農者 ○町税等を完納している者(世帯全員)	園芸作物の種子・種苗の購入に要する費用の1/2以内の額とし、5万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4	
	③種子・種苗購入費補助	農業研修者受入支援助成金	次の要件を全て満たす者を研修者として受け入れる町内の認定農業者等 ○農業で自立を目指す者 ○町内に居住する者 ○営農農地が町内にある者	1名あたり月額2万円とし、最長2年間交付する。	随時		予算の範囲内	3
	イノシシ被害防止対策事業費補助金	○町内の10a以上の耕地 ○事業費5万円以上(税込)	事業費の1/2以内とし、1事業あたり10万円を限度とする。	随時	予算の範囲内		4	
	農業用ビニールハウス資材購入費補助金	○町内に住所を有していること ○出荷を目的とした農作物をおおむね3年以上作付けすること ○事業費5万円以上(税込)	高収益な野菜等の生産振興及び地場野菜等の出荷の促進、並びに自然災害により農業施設が被災した農業者の農業経営の安定を図る。 ○補助対象事業費の1/2以内 ※限度額20万円	随時	予算の範囲内		4	
	若者定住促進住まいづくり奨励金	次の要件を全て満たす者 ○町内に移住・定住するために新築住宅を取得した者 ○住宅を取得した時点で所有者が40歳未満 ○居住区域の自治会に加入していること	一律25万円	令和3年4月1日～令和8年3月31日	予算の範囲内		企画課 0285-72-8828 <a href="http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/dir001806.html">http://www.town.mashiko.tochigi.jp/page/dir001806.html</a>	8
若年子育て世帯家賃補助金	民間賃貸住宅に居住する借主が40歳未満であり、かつ、中学生以下の同居する子がいる世帯に対し、家賃の一部を最大2年間(24ヶ月)補助(要自治会加入)	月ごとの実質家賃(住宅手当等を差し引いた金額)の2分の1(上限2万円)、千円未満切り捨て。	随時	予算の範囲内	8			
市貝町	新規参入農業者支援事業費補助金	町内に住所を有する農業者のうち ①認定新規就農者 ②早期退職者などの帰農者	農業機械・施設等の購入費用の1/2以内を助成する。(上限50万円)	随時	—	農林課 農業振興係 0285-68-1116 <a href="http://www.town.ichikai.tochigi.jp/">http://www.town.ichikai.tochigi.jp/</a>	4	
	振興作物種子等購入費補助金	町内に住所を有する農業者、生産組合、農業を営む法人	町の振興作物であるイチゴ、トマト、アスパラガス及びメロン等を新規、拡充し作付する場合、苗・種子の購入費用の1/2以内を助成する。	随時	—	4		
芳賀町	施設用園芸ハウス設置整備事業	○認定農業者又は認定新規就農者 ○町税の滞納がないこと ○新設又は増設部分のみ ○500㎡以上4,000㎡以下	○事業費の3分の1以内 ○補助金上限は330万円 ○事業費上限は面積1㎡あたり3,000円	随時	予算の範囲内	農政課 028-677-1110 nougyoushinkou@town.tochigi-haga.lg.jp	4	
茂木町	新規就農支援	・新規就農者	就農相談(窓口) 情報提供 農地斡旋	—	—	農林課 0285-63-5634	1	
	茂木町農業振興資金利子補給	・農業振興資金の貸付を受けた農業者	【利子補給率】年3%以内 【補給期間】7年以内	随時	—		9	
	茂木町農業近代化資金利子補給	近代化資金の貸付を受けた農業者	【利子補給率】2%以内 【補給期間】償還期間内	随時	—		9	
	茂木町施設園芸新規参入支援事業	・認定新規就農者 ・認定農業者等で、新たに施設園芸に参入する者(作物転換後5年以内の者)	【補助対象】 ・町で推進する施設園芸作物(イチゴ、アスパラガス、ニラ等)の新規導入又は生産規模拡大を図るためのパイプハウス及び付帯設備の導入経費(対象面積は100㎡以上) 【補助率】事業費の1/2以内 【金額】上限200万円 【その他】 ・国又は県の補助等を併せて受ける場合は事業費の6/10以内 ・その場合の町が負担する補助金の額は、事業費の2/10以内、上限200万円	随時	—		9	
	新規就農者定着支援事業	・概ね55歳未満の新規就農者で、国の農業次世代人材投資資金の給付を受けない者	【対象経費の種類】 住宅の修繕、清掃、簡易な農機具の購入等 【補助率】事業費の1/2 【金額】上限10万円	随時	—		9	
	施設園芸用ハウス整備事業費補助事業	・直売所に出荷する目的で作物を栽培する農業者、または今後出荷することが確実と見込まれる農業者	【対象経費の種類】 パイプハウス資材購入費 【補助率】事業費の1/2 【金額】上限20万円	随時	—		4	
	移住・定住支援	・茂木町に定住しようとする者	5年以上、農地付の空き家に居住し、耕作する場合、1a(100㎡)から農地の取得が可能	—	—		農業委員会 0285-63-5636	7・8

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
新規就農塾推進協議会(はが野農業協同組合)	新規就農塾推進協議会・いちご研修生募集	募集対象者 ①年齢 満18～48歳 ②研修終了後、JA管内で就農すること ③JA組合員・JA生産部会に加入すること  ※申込書提出後、書類審査・面接の上で選考となります。詳細条件は問い合わせ下さい。	1年間(4～3月まで)の研修支援 ・実際の農作業を通じての研修 ・講習会等での研修 他	令和3年11月まで	6名程度	営農部 0285-83-7623 <a href="http://www.ja-hagano.or.jp">http://www.ja-hagano.or.jp</a>	2
栃木市	新規就農サポート事業	次のいずれにも該当する者 ・申請時において市内に住所を有し、引き続き3年以上居住する見込みがある者 ・市内において新規就農し、年間150日以上農業に従事し、又は従事する見込みがある者で、主たる収入が農業収入である者 ・新規就農時の年齢が50歳未満である者 ・申請日が新規就農日から3年以内である者 ・認定農業者を志向している者 ・市税に滞納がない者	○補助金の額 補助対象経費の2分の1以内 ○交付回数 1会計年度につき1回、2会計年度を限度とする。 ○限度額 2会計年度合計で60万円 ○対象経費 ・資材費、種苗費その他農業生産に係る経費 ・経営管理の合理化又は高度化のために導入する機器の購入に係る経費 ・その他市長が農業後継者育成のため必要と認める経費	予算の範囲内において随時	予算の範囲内	農業振興課 0282-21-2381 <a href="https://www.city.tochigi.lg.jp/">https://www.city.tochigi.lg.jp/</a>	4
	移住・定住支援	・市街化区域に家を新築・購入した転入者  ・市街化調整区域の空き家を購入した方  ・市街化調整区域等に3世代以上で同居、近居のための住宅を新築・購入した方	・新築住宅の建築・購入で30万円、中古住宅の購入の場合は20万円を補助。 ・農業も含め市内就労者には10万円を加算。 ・家族構成により、上記へさらに加算される場合あり。 ※その他諸要件あり  20万円を補助。 ※その他諸要件あり。  20万円を補助。 (市街化調整区域の空き家の購入補助と併用はできません) ※その他諸要件あり	～R6.3末	予算の範囲内	地域政策課 0282-21-2453 <a href="http://www.city.tochigi.lg.jp/">http://www.city.tochigi.lg.jp/</a>	8
	新規就農支援事業	次のいずれにも該当する者 ・年齢18歳から48歳までの者(性別・農業経験の有無は不問) ・研修終了後、栃木市内に居住し就農・経営を開始すること ・「いちご」栽培での就農に強い意欲がある者	・研修作物:いちご ・研修機関:令和3年4月から令和4年3月まで ・研修場所:株式会社観光農園いっふね ・研修内容:「とちおとめ」「スカイベリー」など複数品種のいちご栽培について、土づくりから育苗・定植・収穫までの一連の栽培技術を習得する ※農業次世代人材投資事業(準備型)対応	随時	2名	一般財団法人栃木市農業公社 0282-20-5300 <a href="https://www.tochigiagri.or.jp/">https://www.tochigiagri.or.jp/</a>	2
小山市	新規就農者育成事業	新規就農者及び新規就農希望者	窓口等における就農相談や就農に関する情報提供を実施。	—	—	農政課 0285-22-9254 <a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp">https://www.city.oyama.tochigi.jp</a>	1
	経営継承・発展支援事業	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等からその経営に関する主権の移譲を受けた後継者であって必要な要件を満たした者	左記の者が経営発展計画を策定し、その計画に基づいて実施する経営発展に向けた取組(法人化、新品種・部門等の導入、認証取得等)に必要な経費を100万円を限度に補助(国と市が2分の1ずつ負担)。	市が制定する募集要領に定める期間	予算の範囲内	農政課 0285-22-9254 <a href="https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/39/240865.html">https://www.city.oyama.tochigi.jp/soshiki/39/240865.html</a>	3.4
下野市	下野市新規就農者向け園芸作物生産施設・機械導入事業(早期安定経営対策)	認定新規就農者である者。	農業用施設・機械等を導入する事業費の助成 ・補助率1/2以内 ・上限50万円	4～5月未まで	予算の範囲内	農政課 0285-32-8906 <a href="http://www.city.shimotsuke.lg.jp/">http://www.city.shimotsuke.lg.jp/</a>	4
壬生町	壬生町アグリサポート事業	町内に住所を有し、農業次世代人材投資資金(経営開始型)の交付を受けている者	20万円以上の農業用機械等の導入に対し事業費の3割以内補助。(補助対象事業費限度200万円)	随時	—	農政課 農業振興係 0282-81-1839 <a href="http://www.town.mibu.tochigi.jp/">http://www.town.mibu.tochigi.jp/</a>	4
野木町	農業次世代人材支援事業	町内に住所を有し、農業次世代人材投資事業の交付期間中の農業者	①施設整備、農業用機械の導入に対し事業費1/4以内の補助。ただし、上限100万円とする。 ②農業用資材、肥料、農薬等に対し事業費の1/4以内の補助。ただし、上限20万円とする。	随時	—	産業課 0280-57-4151	4
JALもっけ	規模拡大に伴うパイプハウス建設応援事業	JALもっけ部会員(新規者含む)	面積拡大の栽培用パイプハウスの建設費用に対し事業費の3割以内、金額50万円以内	～R3年7月末	—	営農企画課 0282-20-8828	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9.その他

栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
矢板市	新規就農者育成研修事業	・農業に対する意志と意欲がある農業後継者や新規就農希望者 ・研修開始時における満年齢が18歳以上45歳未満の個人 ・研修後も一定期間(10年間)市内で就農することが見込まれている者	○研修に参加する者のうち、当該研修の修了後に矢板市で就農することが見込まれる者に支給される研修手当に要する費用を補助する ○上限額は研修生1人当たり年額84万円	9月上旬～3月中旬 ※市は相談窓口。 応募先は塩野谷農業協同組合	予算の範囲内		3
	園芸作物振興支援事業	・市内在住の農業経営者・認定新規就農者等 ・市内で継続的に園芸作物の規模拡大に取り組む者 ・補助対象者と生計を一にする方全員が市税等を滞納をしていないこと	・対象園芸作物…いちご、春菊、トマト、うど、ねぎ、花き ・補助内容…機械や施設資材の補助対象経費の2分の1以内(上限30万円)。消費税、工事費は対象外。 ・国、県などの補助金対象と重複しないこと	随時	予算の範囲内	農林課 農政担当 0287-43-6210 https://www.city.yaita.tochigi.jp/site/juuteiju/sinnkisyuunou.html	4
	露地野菜等生産チャレンジ事業	・市内在住の農業経営者・新規就農者等 ・市内において露地野菜等への水稲からの作付け転換、新規作付け及び規模拡大にチャレンジする者 ・販売を目的とした露地野菜等について、事業実施年度の翌年度から起算して同一作目を3ヶ年以内かつ5a以上の作付けに取り組む者 ・補助対象者と生計を一にする方全員が市税等を滞納をしていないこと	・対象露地野菜…ねぎ、たまねぎ、さつまいも ・補助内容(機械類)…露地野菜等の生産に真に必要な機械の購入に要する費用の2分の1以内(1作物当たり1回限り、上限100万円) ・補助内容(生産資材等)…露地野菜等の生産に真に必要な資材の購入に要する費用(1作物当たり1回限り、10a当たり上限5万円) ※いずれも、消費税・運搬費・人件費等は対象外。	随時	予算の範囲内		4
さくら市	園芸作物推進支援事業	○市の区域内に住所を有するものであって、農業を営む者 ○市税を完納している者 ○同一年度内に同要綱により補助金を受けていない者	○新規青年就農者: 補助率70% 上限額200万円 ○新規就農者: 補助率50% 上限額150万円 ○新規作物導入者: 補助率50% 上限額150万円 ○規模拡大を図る者: 補助率30% 上限額100万円 ○省エネルギー対策に取り組む者: 補助率50% 上限額100万円			農政課 振興係 028-681-1117 http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/16/paipuho-use.html	4
	新規導入作物種子・種苗助成事業	○市の区域内に住所を有するものであって、市内で農業を営む農業者 ○新規導入作物の種子・種苗を購入し、栽培及び販売を行う農業者 ○市税を完納している者 ○同一年度内に同要綱により補助金を受けていない者	○種子・種苗の購入額の50% 上限20万円			農政課 振興係 028-681-1117 http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/16/syubyou.html	4
	さくら市露地野菜推進支援事業	市内に住所を有し、露地野菜の栽培等により生計を維持する(見込みを含む)農業者で、次のいずれにも該当するもの ○露地野菜をおおむね30a以上新たに作付けするもの又は既存の露地野菜の作付面積のおおむね50%以上若しくはおおむね30a以上の拡大を行うもの ○補助金の交付を受けて露地野菜の栽培を始めた農地において、当該露地野菜を3年以上栽培する意思を有するもの ○市税を完納している者 ○本事業と同様の趣旨の国又は栃木県が行う補助制度による補助を過去3年間に受けていないもの又は本事業費補助金の申請年度に受ける予定でないもの	○先進地視察研修事業(露地栽培の効率化、露地野菜の生産性及び品質の向上を図るための先進的な事例に関する視察) 補助対象経費の額(上限30万円) ○農業用機械等購入事業(下取り金額を除いた購入金額が20万円以上の農業用機械等の購入) 補助対象経費の額に2分の1(上限100万円)	随時受付	予算の範囲内	農政課 振興係 028-681-1117	3.4
	さくら市農業用機械等導入支援事業	○新規就農者又は園芸品目の新規品目を導入する認定農業者もしくは既存の園芸品目の作付面積を拡大する認定農業者 ○農業用機械等を購入し、当該農業用機械等を農作物の栽培及び販売を行うために活用する農業者 ○市税を完納しているもの ○申請年度の前年度及び同一年度内に当該補助金の交付を受けていないもの ○国又は栃木県が行う農業用機械等の購入費用を支援対象とした補助金等を受けていない者もしくは受ける予定のないもの	購入額の50% 上限額 50万円			農政課 農政係 028-681-1117 http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/16/kikai.html	4
	さくら市農地バンク	○さくら市内の農地であり、当事者間以外の利用権、抵当権等の設定がされていない農地 ○農地権利取得要件のある借受・購入希望者	農地を貸したい・売りたいと考えている所有者と規模拡大や新規参入を考えている耕作者とのマッチングの手助け	随時受付	—	農政課 農政係(農業委員会) 028-681-1117 http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/soshiki/16/nouchiban.html	7
	新規就農者育成研修事業	○交付対象:塩野谷農業協同組合 ○交付対象事業:塩野谷農業協同組合の行う新規就農者育成研修事業	○研修に参加する者のうち、当該研修の修了後にさくら市で就農することが見込まれる者に支給される研修手当に要する費用を補助する ○上限額は研修生1人当たり年額84万円	随時	—	農政課 農政係 028-681-1117	3

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
高根沢町	高根沢町園芸作物推進支援事業	○販売を目的とした園芸作物を生産(園芸作物の育苗を含む。)するためのパイプハウス(面積が100㎡以上のものに限る。)及びそれに付帯する設備を整備する農業者の方。 ○人・農地プランに今後の地域の中心となる経営体として位置づけられる方、又は位置づけられることが確実と見込まれる方で町の区域内に住所を有する方。 ○町税を滞納していない方。 ○当該事業による同一年度内に補助金を受けていない方。	○認定新規就農者 補助率70% 上限額200万円 ○新規就農者、新規作物導入者 補助率50%、上限額150万円 ○規模拡大を図る者 補助率30%、上限額100万円 ◎補助金の上乘せ 次の①②いずれかに該当する場合は、上記補助率及び上限額に、補助率は10%加算し、上限額は1.1倍乗じた額を補助する。 ①直売を行うための出荷計画を作成でき、実行できる方。 ②高根沢町農産物直売農家指定要綱(平成19年7月制定)の規定に基づく高根沢町農産物直売農家協定を締結した方。	随時	予算の範囲内	産業課 028-675-8104 <a href="https://www.town.takanezawa.tochigi.jp">https://www.town.takanezawa.tochigi.jp</a>	4
那須烏山市	那須烏山市新規就農促進事業	①18～64歳の新規就農者 ②18～44歳の農業後継者 ③18～64歳の新規就農予定者で、就農前に研修を予定している ④18～64歳の農業後継者で、施設整備に係る国または県の補助事業を受けており、総事業費が概ね1億円以上	①補助率1/2、上限50万円 ②祝い金として10万円 ③研修者に上限2万円。市内の専業農家で研修を受けた場合は研修受入者に2万円。 ④補助率3/100、上限300万円 (①は各年1回で最大3年間、②③④は1回限り)	随時	予算の範囲内	農政課 農業振興グループ 0287-88-7117 <a href="http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp">http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp</a>	3,4,6,9
	移住促進住宅取得奨励金	対象者要件 令和3年4月1日以降に定住を目的として住宅を取得した本人又は配偶者が49歳以下の方、かつ対象住宅に住居登録をした方	基本額10万円+加算額(移住者25万円)+加算額(15万円)	令和3年4月1日～令和6年3月31日	-	まちづくり課 0287-83-1151 <a href="https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp">https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp</a>	8
	移住ファミリー家賃補助金	対象者要件 市内の民間賃貸住宅に住居し、市に転入をした日前の1年間、他の市町村に住居があった次のいずれかに該当する世帯 ①若者夫婦世帯:夫婦のいずれか一方が40歳以下の同居世帯 ②ひとり親世帯:49歳以下の者で、同居する18歳以下の子を扶養する世帯	補助金は月額として、1基本額と子育て加算合計額(最大月額2万円)を申請日の翌月から最長12箇月間補助します。 ・基本額10万円 ・実費家賃から住居手当を控除した経費の2分の1以内の額(限度額1万5千円) ・子育て加算 申請日において、18歳以下の同居する子を扶養する場合、1人につき1千円を加算します。	令和3年4月1日～令和6年3月31日	-	まちづくり課 0287-83-1151 <a href="https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp">https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp</a>	8
那珂川町	農業後継者支援事業 農業後継者支援交付金	①親元就農者 ②就農日から3年以内 ③年間150日以上の農業従事 ④親が認定農業者、又は本人が認定農業者 ⑤前年所得が500万円未満 ⑥滞納のないもの ⑦申請は1回限り	50万円の支援金を交付	随時	-		4
	農業後継者支援事業 農業後継者(土地利用型) 機械整備支援事業費補助金	①親元就農者 ②就農日から3年以内 ③年間150日以上の農業従事者 ④親が認定農業者、又は本人が認定農業者 ⑤農業者が耕種又は耕畜複合経営 ⑥滞納のない者 ⑦申請は1回限り	機械の取得経費 補助率1/2 150万円限度	随時	-		4
	園芸作物振興対策事業	①規模拡大を図る農業経営者又はその同一世帯で農業に従事している者 ②新規就農者 ③農業生産組織 ④新たに園芸作物に取り組む農業者	○補助率1/2以内 (補助限度額200万円以内) Ⅰ パイプハウス等購入 150万円以内 Ⅱ 栽培管理用機械及び出荷調整用器具購入 30万円以内 Ⅲ 栽培管理資材種子等購入 20万円以内 ※Ⅱ、Ⅲについては、Ⅰを実施した者のみ	随時	-	産業振興課 0287-92-1113	4
	耕作放棄地再生利用緊急対策事業	①認定農業者 ②認定新規就農者 ③農業生産組織等	耕作放棄地解消に要する経費 1/2以内、5万円上限	随時	-		4
	農作物等鳥獣被害防止対策事業	①農業者 ②任意団体	農作物等の鳥獣被害防止対策に要する経費 1/2以内	随時	-		4
那須塩原市	那須塩原市園芸作物生産振興事業	○認定新規就農者 ○農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給者	市内で農業を営む個人等に対して、園芸作物の生産に係る施設及び農業用機械の整備費用の一部を補助する。	随時 ※令和3年度は受付終了	予算の範囲内	農務畜産課 0287-62-7032 <a href="http://www.city.nasushiobara.lg.jp">http://www.city.nasushiobara.lg.jp</a>	4
公益財団法人那須塩原市農業公社	チャレンジファーマー事業	○市内で営農又は農業に意欲を有する者(各コースごとに対象者が異なる)	農業技術を習得するための研修 【チャレンジファーマー事業の概要】 ①基礎コース(野菜作りの基礎研修。机上研修とほ場研修、実地研修あり。) ②おためしコース(市内農家におけるおためし短期研修(2か月単位)。農業初心者向け。) ③応用コース(市内農家等における長期研修(1年以上かつ1200時間以上)。本格就農者向け。) ④実践コース(実際のほ場において作物を栽培し実際に産直等へ出荷するマーケティング研修。) ⑤インターンシップコース(2日間の農業体験型研修。)	①③毎年1月下旬から3月下旬 ②③⑤数回 ④④⑤随時	①20名程度 ②③⑤数名 ④3名	(公財)那須塩原市農業公社 0287-60-1283 <a href="http://www.nasushioagri.or.jp">http://www.nasushioagri.or.jp</a>	2
	新規就農見学会&相談会	農業に興味のある方、就農を考えている者	先進農家及び新規就農者の農場見学会及び意見交換、関係機関による新規就農全般に係る相談会を通じて就農のきっかけ作りを促す。	開催時期の2ヶ月前くらいから	15名程度		1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

栃木県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
那須町	那須町地域農業後継者支援事業	親等である農業者(以下「農業者」という)の後継者として就農した者で、次の要件を全て満たす者 ○農業者の農業経営を継承し、将来において経営主となる町内に住所を有する者 ○就農日における年齢が55歳以下の者 ○年間150日以上農業に従事する者 ○農業者が認定農業者または農業者との共同認定者または申請者本人が申請年度内に認定農業者の認定を受けることが確実と認められる者 ○町税等の滞納のない者	○農業後継者就農交付金・・・親元就農者に対し、30万円を交付 ○土地利用型農業(耕種)後継者機械導入事業費補助金・・・親元就農者に対し、規模拡大に必要な機械導入に係る購入費の1/3を補助(上限100万円)	予算の範囲内 随時	予算の範囲内	農林振興課農政係 0287-72-6911 <a href="http://www.town.nasu.lg.jp/">http://www.town.nasu.lg.jp/</a>	4
	那須町園芸作物推進支援事業	園芸作物への作付転換や作付拡大のため園芸用パイプハウスを整備する町内に住所を有する農業者、農業協同組合、生産組合、農業法人であって次の要件を全て満たす者 ○1棟または複数棟の合計が60平方メートル以上の施設面積を新たに導入する者 ○米穀の生産者においては、申請日の前年度において生産調整を達成した者 ○申請日の前年において農業所得等の申告納税を行っている者で町税等の滞納のない者 ○対象となる施設の整備事業に関して、申請年度において国または県の補助等を受けていない者	園芸用パイプハウス整備に係る購入費の1/3を補助(上限50万円)	予算の範囲内 随時	予算の範囲内		
一般財団法人那須町農業公社	那須町就農おためし体験事業	町内での新規就農を目指し町内宿泊施設への宿泊を伴う就農体験を行う者、及びその就農体験を指導する者	就農体験実施者:就農体験通算時間が6時間以上で宿泊を伴うもの、1泊につき宿泊費3,000円を補助(年間最大2泊まで) 就農体験指導者:認定農業者または人・農地プラン掲載者、就農体験通算時間が6時間以上、就農体験実施者1人につき指導費5,000円を補助(同一就農体験実施者に係る指導費は年間2回まで)	予算の範囲内 随時	予算の範囲内	(一財)那須町農業公社 0287-73-5545 <a href="http://nasunoukou.com">http://nasunoukou.com</a>	3.6
足利市	足利市農業大学講座	(対象者) 就農後5年以内程度の市内新規就農者	新規就農者のフォローアップを目的に以下の項目を実施する。 ○生産者等による営農講話、ハウス見学、収穫体験 ○販売講話、直売所見学	6月下旬 ~7月下旬	約10名	農政課農業振興担当 0284-20-2162 <a href="http://www.city.ashikaga.lg.jp">http://www.city.ashikaga.lg.jp</a>	2
	農業制度資金利子補給事業(うち足利市農業後継者育成資金利子補給補助金)	(対象者) 18歳以上30歳以下の農業後継者で、現在農業を主たる職業とし、将来も農業経営を実質的に継承するもの。 (対象事業) 農業後継者が自らの創意と責任において農業部門の経営を開始または拡大するのに必要な資金。 ただし、土地購入費を除く。 (貸付条件) 貸付利率:無利子(本人負担なし) 貸付限度額:300万円 融資機関:農業協同組合 保証人:2人(1人は経営主とする)	(概要) 農業後継者が農業経営に必要な資金を借り受けた場合、その経済的負担を軽減するため、その利子を補助する。 (利子補給率) 年9.0%以内(延滞額を除く) (対象期間) 5年以内(1年以内据置期間を含む)	随時	—	農政課農政担当 0284-20-2160 <a href="http://www.city.ashikaga.lg.jp">http://www.city.ashikaga.lg.jp</a>	9
	農業制度資金利子補給事業(うち足利市農業近代化資金利子補給補助金)	(対象者) 認定農業者 ただし、「担い手育成資金」は上記の他、新規就農者(就農後5年以内の者)、特定農業団体、集落営農組織も対象 (対象資金) 栃木県農業近代化資金利子補給金交付要領に規定する資金 (補助要件) 市税等に滞納が無いこと	(概要) 農業近代化資金を融通する場合において、担い手の段階的な経営発展を促進するため、予算の範囲内で当該農協等に対し利子補給金を交付する。 (利子補給率) 年1.5%以内 (利子補給期間) 20年以内(7年間の据置期間含む)	随時	—	足利市新規就農支援協議会 (JA足利営農振興課内) 0284-22-4433 <a href="http://www.jaashikaga.or.jp">http://www.jaashikaga.or.jp</a>	9
足利市新規就農塾事業	(対象者) ①18歳以上62歳以下の就農希望者で、研修後1年以内に足利市内で独立・自営就農を開始するもの ②①に該当する就農希望者の研修を受け入れる農業者 (対象科目) いちご、トマト、トルコギキョウ、アスパラガス、大根、人参、なす	①研修を開始する就農希望者に月額5万円を支援する。(1年間以内) ②研修を受け入れる農業者に月額5万円を支援する。(①に該当する就農希望者の研修期間内) ③ター等による市外からの研修者が新たに住居を賃借する場合に家賃月額1/2(上限2万円)を補助する。	随時	予算の範囲内	足利市新規就農支援協議会 (JA足利営農振興課内) 0284-22-4433 <a href="http://www.jaashikaga.or.jp">http://www.jaashikaga.or.jp</a>	3・6	
佐野市	農業制度資金利子補給事業(うち佐野市農業近代化資金利子補給補助金)	(対象者) 認定農業者 (対象資金) 栃木県農業近代化資金利子補給金交付要領に規定する資金 (対象事業) ①農産及び畜産の振興に必要な生産施設の造成及び取得のための事業資金 ②農業機械化促進に必要な費用	(概要) 農業経営の近代化を推進するために必要な資金を借り受けた農業者が負担する利子の一部を補給する。 (利子補給率) 年2.0%以内 (対象期間) 償還期間の範囲内	随時	—	農政課農政係 0283-20-3043	9
	園芸新規就農者研修受入支援事業	(対象者) 新規就農希望者の研修受入農家 (対象事業) 佐野市園芸振興協議会が主催する園芸作物にて営農開始を希望する新規就農者	(概要) 研修受入農家に支給する研修支援助料について、JA佐野がそれぞれ1/2以内を支援する。	随時	—	農政課農業振興係 0283-20-3043	6

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

群馬県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
前橋市	担い手支援事業(新規就農者支援事業)	次の要件のどちらかに該当する方 (1)前橋市新規就農者奨励金の交付決定を受けて2年以内の新規就農者で、5年以内に認定農業者を目指す者。 (2)農業経営基盤強化促進法の青年等就業計画の認定を受けた者で、農業経営開始日から起算して5年以内の者。	支援策の概要 5年以内に認定農業者を目指す新規就農者に対して、必要な農業用機械等の整備に要する経費の支援を行なう。 補助内容 ・補助の対象となる事業:農業用機械等購入費 ・補助率:事業に要する経費の10分の3以内 ・補助上限額:300,000円	4月～3月	3名程度	農政課 027-898-6708	4
	農業研修者受入農家等助成金交付事業	次の要件のすべてに該当する研修者を受け入れる市内の認定農業者又は市長が認める農業者等 (1)農業で自立を目指す方 (2)この助成金の申請時の年齢が18歳から65歳までの方 (3)市内に居住している方 (4)営農農地が市内にある方(取得見込みを含む)	事業概要:本市農業の振興と発展を図るため、農業で自立を目指す方を研修者として受け入れ、農業技術を指導する農家に対し、助成金を交付する。 交付対象となる研修:連続して3ヶ月以上の研修(最長12ヶ月) 助成金額:30,000円/月	随時	—		6
	新規参入者等応援農家奨励金交付事業	市内に居住し、新規参入者等に農地や農業用施設等を貸す農業者	事業概要:新規参入者等に対して、市内にある農地又は農業用施設等について、令和2年4月1日以降、新たに賃借権等の設定(農地については3年以上)を行なった場合に奨励金を交付する。(3親等以内の賃貸借等の設定については不可) 奨励金の金額 ・農地 5,000円/10a ・農業用施設等 20,000円	随時	—		4.7
	新規参入者定着支援事業	交付申請日において、次のいずれにも該当する新規参入者 (1)平成31年4月1日以降に転入し、本市で就農することに対して、強い意欲を持つ方 (2)就農時点で55歳未満の方 (3)本事業を活用後、引き続き市内で5年以上営農することが認められる方 (4)市町村民税等、必要な納税について滞納がないこと (5)前橋市暴力団排除条例を遵守していること。	事業概要:本市に転入し、新たに農業に参入する個人(新規就農者・雇用就農者)に対して、地域農業との繋がりを推進し、就農の円滑化を図るため、市内の空農家住宅等を借りる場合の家賃補助を行う。 交付金額:月額2万円を上限とし、月額家賃の2分の1の額のいずれか低い額とする。 ただし、居住期間が1か月に満たない月にあつては、上記金額を当該月の日数に基づき日割計算で算定することとする。 交付期間については連続する24ヶ月を限度とする。	随時	—	農業委員会事務局 027-898-6733 http://www.city.maebashi.gunma.jp/	8
	新規就農者奨励金交付事業	次の要件のすべてに該当する方 (1)平成28年4月1日以降に55歳未満で就農し、就農してから5年以内の方 (2)前橋市内に住所を有する方 (3)専門的に農業に従事する個人経営主又は当該後継者で、営農の拠点の全部又は一部が前橋市内にある方。 ただし、夫婦の場合は、どちらか1人とする。 (4)過去に本市で新規就農者奨励金の交付を受けていない方	事業概要:本市農業の振興と発展を図るため、新規就農された方に対して奨励金を交付する。 交付金額:100,000円	1月中旬～3月中旬まで	—		9
渋川市	新規就農者相談窓口	○渋川市内で新規就農を考えている方 ○渋川市内で新規就農した方	○相談者が希望する就農形態(独立・自営就農、親元就農、雇用就農)や営農品目等を聞き取った上で、就農への課題を整理し、経営、技術、農地及び資金等、それぞれの課題に応じた専門的な機関と相談者の情報を共有し、連携して支援を行います。 ○就農後についても、地域農業の担い手として育成するために、就業段階から農業経営の改善・発展段階までの一貫した支援を行います。 ○意欲ある就農者に、青年等就業計画や農業経営改善計画の作成を勧め、安定した農業経営を確立するための支援を行います。	随時	—	農林課 0279-22-2593 http://www.city.shibukawa.lg.jp/	1
高崎市	新規就農者研修施設入居支援	(1)研修入居 農業技術の習得を目的とする者の入居で、その期間が3年以内のもの (2)一時入居 高崎市に農業の研修、実習等に訪れた者の一時的な入居で、その期間が6ヶ月を超えないもの 支援条件:高崎市内に定住する意思のあるもの 入居条件:新規就農計画認定者	(1)研修入居 入居期間:原則2年間 (特別な事由がある場合は1年間の延長あり) 入居使用料:月額20,000円 (水道・光熱費等自己負担) (2)一時入居 入居期間:6ヶ月間 入居使用料:日額1,000円 (水道・光熱費等自己負担)	随時	空室状況による	倉瀬支所農林建設課 027-378-4527 http://www.city.takasaki.gunma.jp/	8
安中市	新規就農者相談窓口	○安中市内で新規就農を考えている方 ○安中市内で新規就農した方	相談者の基本情報(氏名・生年月日・住所・職業等)や、希望する就農形態・営農作目、必要な農地・期間・施設等を「新規就農相談カード」に記入してもらった上で、話し合いながら就農への課題を整理し、相談者に適した制度の案内や手続きを行う。相談を受けた内容については、JA碓氷安中、西部農業事務所等と共有し、連携しながら支援を行う。	随時	—	農林課 027-382-1111 https://www.city.annaka.lg.jp/	1
藤岡市	新規就農者相談窓口	藤岡市内の新規就農者や新規就農を検討している方	相談者の希望する就農形態・営農品目、必要な資金・農地・機械などを「就農相談記録カード」に記入してもらった上で、話し合いながら就農への課題を整理し、相談者にあった制度の案内等を行う。また、相談内容はJAや藤岡地区農業指導センターと共有し、連携して支援を行う。	随時	—	農政課 0274-40-2304	1
榛東村	榛東村農業研修者受入農家等補助金	補助対象者は、以下に掲げる全ての要件を満たす者を研修者として受入れる村内の認定農業者又は村長が認める農業者等とする。 (1)専業農家又は第一種農業農家として村内で自立を目指す者 (2)交付申請時の年齢が18歳から満50歳までの者 (3)村内に居住している者又は居住することが見込まれる者 (4)村内に営農農地を有する者又は有することが見込まれる者	連続して3箇月以上6箇月までの間、農業技術を指導する村内の認定農業者等へ対し、受入れる研修者1人につき月額上限3万円の補助金を交付する。 ただし、合理性を特に認めた場合は、1箇月以上3箇月未満の研修も補助対象とする。研修を行った日数がその月の日数の2分の1に満たない月については、補助金の支出を行わない。	随時	予算の範囲内	産業振興課 0279-54-2211 http://www.vill.shinto.gunma.jp	6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

群馬県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
中之条町	中之条町新規就農者定住支援事業 町単独青年就農給付金	農業次世代人材投資事業と同条件で55歳未満の町内在住の方	補助金額及び給付期間 1 補助金の額は、研修及び経営開始初年度は、給付期間1年につき1人あたり120万円を給付し、経営開始2年目以降は、給付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、補助金を除く。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)を給付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は120万円を給付する。また、給付期間は最長5年間とする。 2 夫婦で農業経営を開始し、次の要件を満たす場合は、補助1年につき夫婦合わせて、第4の1の額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)を給付する。ただし、夫婦のどちらかが青年就農給付金の受給対象となっており、その配偶者が青年就農給付金の受給対象でない場合には、第4の1の額に0.5を乗じて得た額(1円未満は切り捨て)を給付する。	随時	予算の範囲内	農林課 0279-75-8844(内線237) http://www.town.nakananjo.gunma.jp/	3.4
	中之条町新規就農者定住支援事業 新規就農者経営スタート支援事業	町の認定新規就農者となって経営開始から概ね1年以内の55歳未満の町内在住の方	補助金額及び給付期間 経営開始に係る資材費等を補助する。補助金の額は、1人あたり30万円を限度として交付(定額)。	随時	予算の範囲内		4
	中之条町新規就農者定住支援事業 担い手後継新規就農奨励事業	農業次世代人材投資事業及び町単独青年就農給付金の対象外となる方で、町の認定農業者の後継者として新規就農し、概ね1年を経過した方。(申請は就農から5年まで可能)55歳未満の町内在住の方。	補助金額及び給付期間 奨励金の額は、1人あたり30万円を限度として交付(定額)。	随時	予算の範囲内		9
富岡市	新規就農者相談窓口	富岡市内の新規就農者や新規就農を検討中の方。	相談者の基本情報(氏名・生年月日・住所・職業)や、希望する就農形態・営農品目、必要な資金・農地・機械などを「就農相談記録カード」に記入してもらった上で、話し合いながら就農への課題を整理し、相談者にあった制度の案内や手続きを行う。また、相談内容はJAや富岡地区農業指導センター等と共有し、連携して支援を行う。	随時	—	農林課 0274-62-1511 https://www.city.tomioka.lg.jp	1
みなかみ町	新規就農者相談窓口	みなかみ町内の新規就農者や新規就農を検討中の方。	相談者の基本情報(氏名・生年月日・住所・職業)や、希望する就農形態・営農品目、必要な資金・農地・機械などを「就農相談記録カード」に記入してもらった上で、話し合いながら就農への課題を整理し、相談者にあった制度の案内や手続きを行う。また、相談内容はJAや利根沼田農業事務所等と共有し、連携して支援を行う。	随時	—	農林課 0278-25-5015	1
桐生市	桐生市農業後継者奨励金	・桐生市内に住所を有し、満50歳未満の者。 ・桐生市内の親元に専断的に就農した者で、就農から1年を経過していないこと。 ・親元就農後1年以内に、家族農業経営協定を締結していること。 ・農業次世代人材投資事業の該当となっていないこと。	・1人につき1回10万円	R3.4~ R3.12末	2人	農林振興課 農業委員会事務局 0277-46-1111(代) https://www.city.kiryu.lg.jp	9
みどり市	みどり市なす産地パワーアップ事業 補助金	次のいずれにも該当する者 (1) 市内に住所を有する者(法人にあっては、本店又は事業所を有すること。) (2) なすを市内の農地で栽培し、販売する目的で生産する者 (3) みどり市で新たに就農しようとする者又は就農してから3年以内の者(雇用就農者を除く。) (4) 交付申請時の年齢が満65歳以下の者 (5) 過去にこの補助金の交付を受けたことのない者	なす苗の購入費の3分の1以内の額 上限10万円	通年	予算の範囲内	農林課 0277-76-1937 https://www.city.midori.gunma.jp/	4
館林市	新規就農者支援事業	(1) 市内在住、かつ、農業を開始する者又は就農する農業後継者であること。ただし、研修支援型の場合は、市外在住の者であっても、研修後1年以内に市内に移住し、かつ、市内で農業経営を行うことが確実な者。 (2) 農業後継者の場合、親の圃場とは別の圃場において、独立経営を行うこと及び生産した農作物は、申請者名義で出荷・販売・確定申告を行うこと。 (3) 事業完了後2年以上、市内で農業経営を営む者であること。 (4) この事業に類似する国・県等の事業の該当とならない者であること。 以上の要件を全て満たす者を補助対象者とする。	○経営支援型 新規就農者等の営農に係る経費を補助する。 ・就農1年目は対象経費の7/10以内(上限500千円)、2年目は5/10以内(上限300千円)、3年目は3/10以内(上限200千円)を補助。 ・助成期間は3年を限度とする。 ○研修支援型 新規就農のための事前研修の費用として、月額30,000円(定額)を最大10カ月補助する。ただし、1か月につき20日間以上研修を行うものとする。	随時	予算の範囲内	農業振興課 0277-47-5143 http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/	3.4
	空きハウス活用促進事業(空ハウス再整備)	就農後3年以内の認定新規就農者(農業後継者を含む)	○空ハウスを取得又は賃借して再利用する際の被覆材の張替え、除草処理に要する経費に対する補助制度 ・対象経費の1/2以内(上限1,800千円)を補助。	随時	予算の範囲内		4
千代田町	千代田町新規就農支援事業 (1) 就農準備支援事業 新規就農者 (2) 経営安定支援事業 新規就農者 (3) 農業機械購入支援事業 新規就農者	(1) 就農準備支援事業 就農者 (2) 経営安定支援事業 新規就農者 (3) 農業機械購入支援事業 新規就農者	(1) 就農準備支援事業 基礎的な農業知識技術及び経営能力取得を目指し、農科大学校で研修を受ける就農者に対し、生活基盤として助成する。 年間50万円/最大2年間 (2) 経営安定支援事業 農業を始めてから経営が安定するまでの間、生活基盤補助として助成する。 年間50万円/最大3年間 (3) 農業機械購入支援事業 経営規模の拡大を図るため、農業機械購入に要する経費の一部を助成する。 上限50万円とし、1/6以内	通年	各1名	産業観光課 0276-86-2111	(1)3 (2)4 (3)4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



群馬県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
邑楽町	邑楽町青年就農者営農支援交付金	次のいずれにも該当する者 (1)町内在住で45歳未満で就農した者 (2)就農してからの期間又は農業法人の業務に従事した期間が5年以上経過している者 (3)認定新規就農者、認定農業者若しくは農業法人の役員である者又は受給2年以内いずれかとなることが見込まれる者 (4)町税の滞納がない者	20万円(定額) *夫婦で就農の場合は夫婦で20万円	通年	予算の範囲内	農業振興課 0276-47-5027 <a href="https://www.town.ora.gunma.jp/">https://www.town.ora.gunma.jp/</a>	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援  
8. 住宅取得支援（あっせん・家賃補助を含む） 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
さいたま市	農業後継者育成事業 自立経営支援事業	(対象) 農業後継者(将来にわたり農業経営を継承すると認められる新規就農者(45歳未満)又は認定新規就農者) (条件) ・就農計画に沿った内容であること、又は自立経営に資すると認められること ・設置場所又は利用場所が市内であること 上記内容をすべて満たす農業用機械、施設等の導入及び設置	(補助対象経費) 工事請負費及び備品購入費 (補助率) 2分の1以内(上限100万円)	年度内、事業計画等の決定後速やかに	予算の範囲内		4
	農業後継者育成事業 研修派遣事業	(対象) 農業後継者(将来にわたり農業経営を継承すると認められる新規就農者(45歳未満)又は認定新規就農者) (条件) 農業技術の向上や国際化時代に対応できる経営感覚等を修得するための指導農家等での研修または、農業経営に関連する資格を取得するための研修	(補助対象経費) 手数料、負担金及び報償費 (補助率) 3分の1以内(上限5万円)	年度内、事業計画等の決定後速やかに	予算の範囲内		3
	農業後継者育成事業 団体育成事業	(対象) 農業後継者(3名以上)で組織された団体 (条件) 団体が主催する農業経営及び生産に関する研究、研修及びPR事業などで、構成員の農業経営の拡大又は生産性の向上に資する事業	(補助対象経費) 報償費、賃金、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料、賃借料、原材料費、負担金及び広告宣伝費 (補助率) 3分の2以内(ただし、事業の種類毎に限度額を設定)	年度内、事業計画等の決定後速やかに	予算の範囲内	農業政策課 048-829-1378 <a href="https://www.city.saitama.jp/005/002/002/p014797.html">https://www.city.saitama.jp/005/002/002/p014797.html</a>	3
	就農予備校推進事業 (就農に向けた農業研修)	(対象) 新規就農希望者 (条件) (1)研修修了後、市内で就農し、認定新規就農者を目指す強い意欲のある者 (2)受講開始時の年齢が18歳以上64歳以下の者 (3)高等学校を卒業した者又は、これと同等の学力を有し、研修の受講が可能な者 (4)心身ともに健康で、農業研修に耐えられる体力と精神力を持つ者 (5)研修の全期間について研修に支障なく参加でき、かつ、通える者 (6)普通自動車運転免許を有している者	(1)野菜の栽培における実践的技術を修得するための基本的な内容を主体とした実習並びに講義等を行う (2)期間は、令和3年4月から令和4年3月まで (3)受講料は無料	2月	3人程度		2
上尾市	上尾市新規就農者経営支援補助金	①18歳以上～50歳未満で市内在住かつ、市内で就農する者 ②市税を滞納していないこと。 ③認定新規就農者であること。 ④30a(農業用施設は10a)以上の農地で5年以上農業を営むこと。 ⑤各都道府県の農業大学校、民間の農業機関等において、概ね1年以上の研修を受け、又は当該研修を受けた者と同等の技量があると明らかに認められること。 ⑥国又は県からこの要綱の規定による補助金に相当する給付を受けていないこと。	(補助対象経費) 賃借料、燃料費、種苗費、肥料費、農具費等の経費 (補助額) 1か月当たり5万円(上限12カ月)	随時	予算の範囲内	農政課	4
	上尾市新規就農者農業機械等導入支援補助金		(補助対象経費) 農業用施設の設置、農業用機械・農業用資材の取得 (補助額) 補助対象経費の1/2 (上限:100万円、中古50万円)	随時	予算の範囲内	048-775-7384	4
伊奈町	伊奈町新規就農者奨励金	1. 伊奈町内に住所を有し、専業農家又は第1種兼業農家の後継者で、学校を卒業して直ちに就農する者又は帰農して1年を経過した45歳未満の者。 2. 伊奈町内に住所を有し、農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項に基づく青年等就農計画の認定を受けた45歳未満の者であって、町内で就農するもの。 3. 前2号に準ずる者として町長が認めたもの	初年度30万円、以後第5年度まで各年度5万円	-	-	伊奈町アグリ推進課 048-721-2111	4
(実施主体) さいたま農業協同組合 (構成市町) 鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町	北足立北部明日の農業担い手育成塾	①上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、鴻巣市(旧川里除く)に居住し農業経営を行う意思のある者。 ②満18歳以上60歳以下の者。 ③県農業大学校等で通算1年以上の研修又は同等程度以上の技術を有する者	○研修期間:継続して2年 ○研修内容:申請時の品目の栽培実践及び販売管理 ○研修終了後、認定委員会が研修内容を評価し、研修修了認定証を交付 ○研修に要する費用の一部を予算の範囲内で支援	-	-	さいたま農業協同組合北部統括部 営農経済課 048-593-7811	2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
(実施主体) JAいるま野  (構成市町) 川越市 所沢市 飯能市 狭山市 入間市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 ふじみ野市 三芳町 毛呂山町 越生町	いるま地域明日の農業担い手育成塾	以下の条件を全て満たす者 1 就農時にいるま野農協管内に居住しかつ同管内で新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 2 研修地周辺等の地域農業者と協調し、研修成果の報告や改善等関係機関の指導に従うことを誓約した者 3 研修申込時の年齢の制限が研修受入れ市町により決められている。 4 各県農業大学校等において所定の教育課程を修了するなど、一定程度の農業経験を備えていると認められた者 5 研修に専念することができる者 6 心身ともに健康な者で、研修に耐えられる体力と精神力を持つ者 7 就農後の農業従事日数が年間150日以上であること 8 普通自動車免許を有する者 その他に、市町にて定める場合もある。  ・受講料4万円	1 関係機関(市町及び県)と連携し、栽培技術や経営手法に関するアドバイス等を行う。 2 各研修生ごとに研修指導員を設置し、栽培技術や経営手法、農村生活について個別に指導する。 3 研修経費の支援 (1)市町・農業委員会が研修用農地を確保し、その賃料相当をJAいるま野が研修協力金として負担する。 (2)研修指導員設置に係る謝金はJAいるま野が負担する。 (3)研修に必要な種苗、肥料、資材、小道具について、その経費の一部をJAいるま野が助成する。	随時	制限なし	(事務局) JAいるま野営農企画課 049-227-6153 e-mail e-kikaku@irumano.st-ja.or.jp https://www.ja-irumano.st-ja/or.jp  (市町問い合わせ先) 川越市農政課 049-224-5939 https://www.city.kawagoe.saitama.jp/ 所沢市農業振興課 04-2998-9158 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/shigotojyoho/nogyo/syuno/index.html 飯能市農業振興課 042-973-2122(直通) www.city.hanno.lg.jp/ 狭山市農業振興課 042-2953-1111 https://www.city.sayama.saitama.jp 入間市農業振興課 04-2964-1111 ir243000@city.iruma.lg.jp 富士見市農業振興課 049-257-6987(直通) https://www.city.fujimi.saitama.jp/ 坂戸市農業振興課 049-283-1419 鶴ヶ島市産業振興課 049-271-1131 https://www.city.tsurugashima.lg.jp/ 日高市産業振興課 042-989-2111(代) http://www.city.hidaka.lg.jp/ ふじみ野市産業振興課 049-262-9024 三芳町観光産業課 049-258-0019(代) 毛呂山町産業振興課 049-295-2112 sangyou@town.moroyama.lg.jp 越生町産業観光課 049-292-3121 http://www.town.ogose.saitama.jp/	1,2,3,6,7,9
所沢市	新規就農円滑化推進事業	新たな農業の担い手である新規就農者(所沢市在住で所沢市内において就農するもの)	1 農地の貸借への補助 就農後3年間、農業委員会算出の平均賃借料をもとに補助額を決定、実際の賃借料を上限に農地賃借料を補助。 2 農業機械の導入への補助 農業機械の購入に関し、一人一回に限り25万円を上限に購入費の2分の1を補助	随時	制限なし	農業振興課 04-2998-9158 https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/shigotojyoho/nogyo/syuno/index.htm	4,7
東松山市	農業塾(野菜コース・梨コース)	・野菜、梨に関する農業技術・知識を学び市内で就農をめざす者、また農業サポーターをめざす者。 ・市内で新規就農し、営農開始が確実な者。	・野菜コースは、農業塾ほ場(農業公社借土地20a)で栽培実習や座学を通して技術習得を支援する。 ・梨コースは、市内梨農家の梨園で栽培実習や座学を通して技術習得を支援する。	・野菜コース毎年2月頃募集 ・梨コース(農業サポーターのみ)毎年9月頃募集	・野菜10名 ・梨若干名		2
	東松山市水田農業担い手育成支援事業	【補助対象者】 ・市内の農業経営面積が5ha以上で、水稲栽培での新規就農希望者を雇用する者。 【担い手候補者】 ・50歳未満で、市内において水稲で新規就農する意向がある者。	【補助対象者】 ・既存農家が水稲での新規就農希望者を雇い入れた場合に、雇用費用の補助を行う。 【担い手候補者】 ・水稲栽培の技術から、経営管理や販売まで水稲農家として必要なスキルの習得を支援する。	毎年度4月～5月頃	毎年度1名程度	農政課 0493-21-1400 http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/soshiki/kankyosangyobu/nosei/index.html	5
	農業経営塾	農業塾や農業大学校の卒業生等で、市内で新規就農し、営農開始が確実な者。	地元農家を講師とし、本格的な農業経営の習得を支援する。	随時	-		2
	農業公社による農地の斡旋・農業機械の貸付け	市内の農業者、新規就農者。	農業の経営規模縮小を希望する農家から農地を借り受け、新規就農者への貸付けを行う。また、農業公社が所有する農業機械の貸付けを行う(就農後一定期間を経過しない者等は利用料金等の減額措置あり)。	随時	-		7,9
	露地野菜栽培研修休日コース	野菜づくりの基礎を実習形式で学び市内での就農または市内野菜農家の手伝いを希望する者。	東松山市農林公園内「体験・研修農場」で、野菜づくりの基礎(耕耘、定植、防除、収穫等)の習得を支援する。	R3年度募集予定	若干名		2
	農林公園イチゴ栽培研修	市内でイチゴの施設栽培を希望する者。	東松山市農林公園内「高度環境制御型温室」で、イチゴの施設栽培技術の習得を支援する。	R3年度募集予定	若干名		2
滑川町	就農相談	滑川町内で就農を希望する者	就農に関することの相談	随時	-	産業振興課 0493-56-6906 http://www.town.namegawa.saitama.jp	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入れ農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
嵐山町	嵐山町新規就農者等支援事業 (嵐山町明日の農業担い手塾)	(1)町内に住所を有する者又は、就農時に町内に居住する者 (2)申込時の年齢が18歳以上48歳以下である者 (3)ほうれん草の専業農家として独立を志す者 (4)その他町長が認める者	(1)農業次世代人材投資資金(準備型)が受給できる (2)ほうれん草の専業農家にむけた技術指導を行う。 (3)研修中の実践農場および就農時の農地を斡旋する (4)そのほか、新規就農に必要な事項について支援を行う。	随時	1	農政課 0493-59-6671 <a href="http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000003553">http://www.town.ranzan.saitama.jp/0000003553</a>	1.2.3
小川町	小川町明日の農業担い手育成塾実践研修事業	町内に定住し、新たに農業経営を始める意欲のあるもの 申し込み時年齢18歳から64歳 研修に専念できる者 研修終了後、小川町で新規就農者として承認されること	研修内容:就農するための実践研修 研修期間:原則2年間	随時	-	環境農林課 0493-72-1221 内線244,245,246 <a href="http://www.town.ogawa.saitama.jp">http://www.town.ogawa.saitama.jp</a>	2.3.7
	就農相談	小川町内で就農を希望する者	就農に関することの相談	随時	-		1
	就農相談(有機農業)	小川町内で有機農業の就農を希望する者	有機農業に関する就農相談 研修有機農家の紹介	随時	-		1
川島町	川島町農業者支援対策事業	・町内在住者 ・町税等滞納していない者 ・この事業の補助金及び青年等就農給付金の交付を受けていない者 ・営農面積要件あり ○新規就農者 ・認定新規就農者及び認定農業者 ・年齢15歳以上～49歳以下 ○新規観光農園開設者 ・認定新規就農者及び認定農業者 ・年齢15歳以上～49歳以下 ○観光農園への切替者 ・認定農業者 ・年齢64歳以下	・農園の開設に要する経費が50万円以上の場合が対象で、経費の1/2を助成 ○新規就農者 ・上限300万円 ○新規観光農園開設者 ・上限300万円 ○観光農園への切替者 ・上限100万円	随時	規定なし		4
	川島町明日の農業担い手育成塾	Aコース:イチジク栽培(希望者は露地野菜も可) Bコース:イチゴ栽培 以下の要件をすべて満たすものとする。 (1)農業に対し情熱及び忍耐力をもって努力し、継続して積極的に取り組むことができる者 (2)町内において農業経営を行う意志のある者 (3)入会希望時における年齢が、満18歳以上65歳以下である者(入会申込時) (4)研修農場への通作が可能なる方 (5)1年間農業収入がなくても生計を維持できる資力を有する者 (6)普通自動車免許を有する者 (7)農業関係機関等が実施する農業研修の受講 経験、実家・農業法人等での農作業従事経験、又は市民農園等での栽培経験がある者	(1)研修期間中に要する費用への支援 種苗代、肥料代、印刷製本費、燃料光熱費、研修用資材費、報償費等の一部を支援 (2)技術指導に関する支援 栽培技術、販路開拓等の支援 (3)農業資材及び農業機械等に関する支援 必要な資材や機械の購入・貸出の斡旋 (4)就農認定に関する支援 認定新規就農者制度の申請手続き支援 (5)農地の確保に関する支援 農地バンクを活用した農地の斡旋等 (6)各種助成金等の活用支援 農業次世代人材投資資金、農業制度資金等の申請手続き支援	随時	各コース若干名	農政産業課 049-299-1760 <a href="http://www.town.kawajima.saitama.jp">http://www.town.kawajima.saitama.jp</a>	2
吉見町	就農相談会	町内で新しく農業を始めようと考えている方	町で就農する場合の初歩的な相談から具体的な計画まで埼玉県東松山農林振興センター、JA埼玉中央、農業委員会、町が連携して相談をお受けします。	年2回、日曜日開催(例年6、12月)	予約制		1
	吉見町新規就農者等支援事業 (吉見町明日の農業担い手育成塾)	(1)町内に住所を有する者又は、就農時に町内に居住する者 (2)申込時の年齢が18歳以上64歳以下である者 (3)いちごの専業農家として独立を志す者 (4)その他塾長が認める者	(1)農業次世代人材投資資金(準備型)が受給できる (2)いちごの専業農家にむけた技術指導を行う。 (3)研修中の実践農場および就農時の農地を斡旋する (4)そのほか、新規就農に必要な事項について支援を行う。	随時	2	産業観光課 0493-63-5015 <a href="http://www.town.yoshimi.saitama.jp">http://www.town.yoshimi.saitama.jp</a>	1
鳩山町	鳩山町明日の農業担い手育成塾進捗事業	年齢:60歳未満 居住地:研修中(通塾できる範囲)、研修後(鳩山町内に在住) 必要な事前研修、経験は必要 一部費用負担あり	担い手塾研修について (1)研修の内容 ①ほ場研修 ②実践研修:研修ほ場での実践栽培と販売活動 (2)研修期間:研修生認定から原則2年間 (3)修了認定 支援策の概要 ①先進農家等による技術指導に関する支援 ②販売活動に関する支援 ③農業資材及び農業機械等に関する支援 ④就農認定に関する支援 ⑤農地取得等に関する支援 ⑥住宅の紹介に関する支援	随時	-	産業環境課 049-296-5895 <a href="http://www.town.hatoyama.saitama.jp">http://www.town.hatoyama.saitama.jp</a>	1, 2, 7
	就農相談会	鳩山町で就農を希望する者	就農に関することの相談 (東松山農林振興センター、JA、農業委員会、町が連携)	年1回開催	予約制		

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
ときがわ町	ときがわ町農地情報登録制度(農地バンク)	利用登録者は次の3つの要件を満たしていなければならない。 (1) 農地を耕作し、地域の活性化に寄与できる者 (2) 農地を耕作し、地域住民と協調して農業を営むことのできる者 (3) 農地を5年間以上耕作することができる者 また、制度の利用者は、規程の書式である利用申請書及び誓約書を町長に提出しなければならない。	農地の貸出し等を希望する所有者等から申し込みを受けた情報を、紹介することにより、新規就農者を含む農業者が営農のために必要な農地の取得を支援する。 町は農地登録者及び農地利用登録者に対して、農地に関する賃貸借契約等については、直接これに関与しない。 農地の賃貸借契約等については、農地法または農業経営基盤強化促進法を遵守しなければならない。	通年	-	産業観光課 0493-65-1532 <a href="https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=25404">https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=25404</a>	7
	農地利用集積促進事業	町内の遊休農地を譲り受けるか、借り受けて耕作を開始する場合、耕作を開始するとき1回に限り補助金を交付。	権利の設定期間 5年以上) 10a当たり10,000円(田・畑同一額。) (権利の設定期間 3年以上5年未満) 10a当たり7,000円(田・畑同一額。)	通年	-		7
	鳥獣被害防除対策事業	鳥獣による農作物被害の未然防止を図るため、農業者が設置する電気柵等の資材にかかる経費の一部を補助。	資材・材料代の1/2以内で町長の定める額ただし限度額を10万円とする	通年	-		9
秩父市	秩父市農業担い手育成塾【吉田塾】	<研修対象者> ①秩父市内で定住し新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 ②就農時の年齢が64歳以下の者 ③次のア～エいずれかを備えた者 ア 埼玉県農業大学校において継続した1年以上の農業に関する教育課程を卒業し、埼玉県農業大学校がその旨を証明することができる者 イ 農業教育機関(日本農業実践学園、経済学園等)で2年以上の実践的な農業教育課程を卒業し、その期間の長がその旨を証明することができる者 ウ 先進的な農業経営体(認定農業者、指導農業者、青年農業経営士、農業生産法人等)において農業に関する継続した1年以上の実地研修を修了した旨を証明することができる者 エ その他、塾が認めた者 ④原則として就農時に秩父市内に居住することができる者 ⑤心身ともに健康な者で、農業研修に耐えられる体力と精神力を持つ者 ⑥研修に専念することができる者 ⑦普通自動車運転免許を有する者	(1)研修農家の確保 (2)研修指導員等の設置 (3)塾構成員の巡回による支援 (4)研修農地の確保	特に定めていない	特に定めていない	吉田総合支所地域振興課 0494-72-6083 <a href="http://city.chichibu.lg.jp">city.chichibu.lg.jp</a>	2,3
	秩父市農業担い手育成塾【秩父塾】					産業観光部農政課 0494-25-5210 <a href="http://city.chichibu.lg.jp">city.chichibu.lg.jp</a>	
	秩父市農業担い手育成塾【荒川塾】					荒川総合支所地域振興課 0494-54-2114 <a href="http://city.chichibu.lg.jp">city.chichibu.lg.jp</a>	
横瀬町	横瀬町明日の農業担い手育成塾	以下の要件を全て満たす方が対象。 1、横瀬町内で在住し新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 2、62歳以下(就農時の年齢が64歳以下の者) 3、農業大学校等において農業に関する教育課程を卒業し、その旨を証明することができる者 4、普通自動車免許を有する者	研修時に必要な農業資材の一部を支援します。 研修の農地は、関係機関と連携して提供いたします。 就農準備(就農計画、営農ほ場の確保、施設、機械整備計画、資金利用計画の策定、資格免許の取得)を支援いたします。	随時	1名	振興課 0494-25-0114 <a href="http://www.town.yokoze.saitama.jp/so-shiki/shinkou/nourin/document/s/ikuseizyuku.html">www.town.yokoze.saitama.jp/so-shiki/shinkou/nourin/document/s/ikuseizyuku.html</a>	1.2
皆野町	皆野町明日の農業担い手育成塾	以下の要件を満たす者。 1)皆野町内で定住し新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 2)就農時の年齢が64歳以下の者 3)次の要件のいずれかを満たす者。 ・埼玉県農業大学校において継続した1年以上の農業に関する教育課程を卒業し、埼玉県農業大学校長がその旨を証明することができる者 ・農業教育機関(日本農業実践学園、経済学園等)で2年以上の実践的な農業教育課程を卒業し、その期間の長がその旨を証明することができる者 ・先進的な農業経営体(認定農業者、指導農業者、青年農業経営士、農業生産法人等)において農業に関する継続した1年以上の実地研修を修了した旨の証明ができる者 ・その他、塾が認めた者	・研修農地の確保 ・研修指導員等の設置 ・巡回による支援	随時	若干名	産業観光課 0494-62-1462 <a href="http://www.town.minano.saitama.jp/section/kankou/6680/">http://www.town.minano.saitama.jp/section/kankou/6680/</a>	1.2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
長瀬町	長瀬町明日の農業担い手育成塾	(1)長瀬町内で定住し新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 (2)就農時の年齢が64歳以下の者 (3)次のアからエのいずれかを備えた者 ア 埼玉県農業大学校において継続した1年以上の農業に関わる教育課程を卒業し、埼玉県農業大学校校長がその旨を証明できる者 イ 農業教育機関(日本農業実践学園、経農学園等)で2年以上の実践的な農業教育課程を卒業し、その機関の長がその旨を証明することができる者 ウ 先進的農業経営体(認定農業者、指導農業者、青年農業経営士、農業生産法人等)において農業に関わる継続した1年以上の実施研修を終了した旨の証明ができる者 エ その他塾が認めた者 (4)心身ともに健康な者で、農業研修に耐えられる体力と精神力を持つ者 (5)研修に専念することができる者 (6)普通自動車免許を有する者。	(1)研修農地の確保 塾は、研修に必要な農地を関係機関等と連携して選定し調整する。 (2)研修指導員等の設置 塾は研修対象者の栽培技術や農村生活向上を支援するため、研修指導員等を設置する。 (3)巡回による支援 塾は、研修対象者に対し巡回相談を行い、必要に応じた助言を行う。また、対象者の就農が円滑に行えるよう関係機関や生産組織と随時連絡調整を行うものとする。	通年	1	産業観光課 0494663111	1.2
小鹿野町	小鹿野町明日の農業担い手育成塾	① 小鹿野町内で定住し新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 ② 就農時の年齢が64歳以下の者 ③ 当塾が認める農業に関する知識、経験について 「小鹿野町明日の農業担い手育成塾 営農実践研修事業運営要領」(研修対象者)のとおり ④ 心身ともに健康で研修に耐えられる体力・精神力を持つ者 ⑤ 普通自動車免許を有する者	・研修時に必要な農業資材等の一部の支援 ・研修用農地は、関係機関と連携し提供 ・就農準備(就業計画、営農ほ場の確保、施設・機械整備計画、資金利用計画)の策定、資格免許の取得)の支援	随時	2名		2.3.6.7
	小鹿野町新規就農等支援補助金	1 補助の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者とする。ただし、第3号においては就農1年未満の者を除く。 (1) 町内に住所を有する者で、町税を滞納していない者 (2) 農業意欲があり、今後10年間営農可能と見込まれる者 (3) 農協、農林産物直売所等で定期的に出荷をしている者 2 補助の対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第4号については、新規就農者に限る。 (1) 農業用ハウスの取得又は改良 (2) 農産物の出荷若しくは加工に用いる作業場の取得又は改良 (3) 加温機、動力噴霧器、揚水ポンプ、防霜ファンの取得 (4) トラクター、耕運機、管理機等(附属品を含む。)の取得 (5) その他町長が事業に必要と認める経費 3 気象災害の被災者の要する費用から、農業災害共済により支払われる共済金等を除いた費用とする。	補助率 ①認定新規就農者 必要資材費の2分の1(上限150万円) ②認定農業者 必要資材費の3分の1(上限75万円)	随時	予算内	産業振興課 0494-79-1101	4
本庄市	児玉地域明日の農業担い手育成塾	児玉地域明日の農業担い手育成塾は、本庄市の他、埼玉ひびきの農業協同組合、美里町、神川町、上里町、各市町農業委員会、埼玉北部農業共済組合、及び埼玉県本庄農林振興センターで構成されている児玉郡市担い手育成協議会が実施主体である。 入塾要件としては、①児玉地域で新たに農業を始めようとする意欲的な者、②就農時64歳以下であること、③埼玉県農業大学校等で継続した1、2年の教育課程を卒業した者、④先進的農業経営体で1年以上の実施研修を修了した者、⑤その他、塾が認めた者で研修終了後必ず児玉管内に居住することとなっている。	直接的な予算措置は無いが、塾構成組織と連携した就農希望者情報の共有化、塾生に対し空き農地情報の提供や、空き農地情報の収集を中心として具体的な就農へ向けての協力体制を図っている。	随時	2名	本庄市農政課 0495-25-1177 <a href="http://www.city.honjo.lg.jp/">http://www.city.honjo.lg.jp/</a>	1.7
美里町	児玉地域明日の農業担い手育成塾	児玉地域明日の農業担い手育成塾(実施主体:児玉郡市担い手育成協議会)は、埼玉ひびきの農協、本庄市、美里町、神川町、上里町、各市町農業委員会、埼玉北部農業共済組合及び埼玉県本庄農林振興センターから構成されており、美里町も構成員の一員である。入塾要件としては、①児玉地域で新たに農業を始めようとする意欲的な者、②就農時64歳以下であること、③埼玉県農業大学校等で継続した1、2年の教育課程を卒業した者、④先進的農業経営体で1年以上の実地研修を修了した者、⑤その他、塾が認めた者で、研修終了後必ず児玉管内に居住することとなっている。	直接的な予算措置は無いが、塾構成組織と連携した就農希望者情報の共有化、塾生に対し空き農地情報の提供及び空き家情報の収集を中心として具体的な就農へ向けての協力体制を図っている。	随時	2名	農林商工課 0495-76-5133 <a href="http://www.town.saitama-misato.lg.jp/">http://www.town.saitama-misato.lg.jp/</a>	1.7

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
	新規就農青年育成奨励金交付事業	専ら農業に従事する18歳以上45歳未満の年齢で、以下のいずれかに該当する者をいう。 (1) 新たに耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地について、所有権、地上権、永小作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者 (2) 新たに農業経営の開始に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し、又は賃借した者 (3) 新たに年間150日以上農業作業に従事した者 ※町内在住、又、町内に農地がある者	奨励金の額は、10万円とする	随時	3名		4
神川町	新規就農者農業機械購入費補助金交付事業	次に掲げる要件を備えている者とする。 (1) 町内に住所を有し、新たに農業を始める生産意欲がある者であること。 (2) 町内において農地を所有又は借用することにより、営農の継続が見込まれる者であること。ただし、借用農地については、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定に基づき、3年以上の利用権を設定した農地であること。 (3) 町税等を滞納していない者であること。	(補助対象経費) 営農に必要な管理機、耕運機、またはトラクターを新たに購入する経費(消費税等を除く。)で、2万円以上のものとする。 (補助金額) 補助対象経費の2分の1以内で10万円を限度額とする。	随時	予算の範囲内	経済観光課 0495-77-0703 <a href="http://www.town.kamikawa.saitama.jp/">http://www.town.kamikawa.saitama.jp/</a>	4
	児玉地域明日の農業担い手育成塾	児玉地域明日の農業担い手育成塾は、埼玉ひびきの農業協同組合、本庄市、美里町、神川町、上里町、各市町農業委員会、埼玉北部農業共済組合、及び埼玉県本庄農林振興センターで構成されている児玉郡市担い手育成協議会が実施主体である。 入塾要件としては、①児玉地域で新たに農業を始めようとする意欲的な者、②就農時64歳以下であること、③埼玉県農業大学校等で継続した1、2年の教育課程を卒業した者、④先進的農業経営体で1年以上の実施研修を修了した者、⑤その他、塾が認めた者で研修終了後必ず児玉管内に居住することとなっている。	直接的な予算措置は無いが、塾構成組織と連携した就農希望者情報の共有化、塾生に対し空き農地情報の提供や、空き地情報の収集を中心として具体的な就農へ向けての協力体制を図っている。	随時	2名		1.7
上里町	担い手育成事業	○児玉地域担い手育成総合支援事業 児玉地域では、埼玉ひびきの農協、本庄市、美里町、神川町、上里町、各市町農業委員会、埼玉県農業共済組合及び埼玉県本庄農林振興センターを構成員とした「児玉地域担い手育成総合支援協議会」を設置しており、担い手育成推進活動の一環として「児玉地域明日の農業担い手育成塾」を開催している。入塾要件としては、①児玉地域で新たに農業をはじめようとする意欲的な者、②就農時64歳以下であること、③埼玉県農業大学校等で継続した1、2年の教育課程を卒業した者、④先進的農業経営体で1年以上の実地研修を修了した者、⑤その他、塾が認めた者で、研修終了後必ず児玉管内に居住することとなっている。 ○就農相談 当町では、農業委員会や埼玉県本庄農林振興センターと連携し、就農相談を随時受付けており、新規参入希望者が就農できる体制をとっている。	直接的な予算措置はないが、塾構成組織と連携した就農希望者情報の共有化、塾生に対し空き農地情報の提供や空き家情報の収集を中心として具体的な就農へ向けての協力体制を図っている。	随時	2名	産業振興課産業観光係 0495-35-1232(直通) <a href="http://www.town.kamisato.saitama.jp/">http://www.town.kamisato.saitama.jp/</a>	1.2.7
熊谷市	熊谷市明日の農業担い手育成塾推進事業	以下に該当する者 ○熊谷市において就農しようとする者 ○就農時に64歳以下である者 ○入塾前に農業塾サポーターと面接し、推薦を受け、担い手塾が認められた者 ○研修開始後、埼玉県就農促進方針に基づく就農計画を樹立できる者	研修内容 ○研修期間:原則2年間 ○研修場所:市内農家 ○研修内容:農産物の栽培管理、出荷・販売に関すること、農業機械等の操作・保守点検等に関すること 支援内容 ○関係機関と連携し、新規就農希望者に合った農業塾サポーターを探します ○研修時に必要な農業資材等の一部を負担します ○就農準備支援 ○傷害保険への加入 ○農地の確保に関すること	前年度の2月まで	—	産業振興部農業振興課 048-588-9990(直) <a href="https://www.city.kumagaya.lg.jp">https://www.city.kumagaya.lg.jp</a>	2
	就農相談	○熊谷市で就農を希望する者	○農業に関する相談	—	—		1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
深谷市	就農相談	○深谷市で就農を希望する者	○農業に関する相談 (農地・農具・技術・資金・販路 等)	随時	—	農業振興課 048-577-3298 ・メールアドレス nougou@city.fukaya.saitama.jp ・ホームページ http://www.city.fukaya.saitama.jp	1
	深谷市農業用生産基盤整備等活動補助金	○対象者 認定農業者、認定新規就農者 ○事業費(農業用機械の購入費)が20万円以上	○農業用機械の購入に対する補助 《対象機械》 農産物収穫機、移植機、調整機、管理機、トラクター (※トラクターは認定新規就農者のみ) 《補助率》 3/10以内 (※認定新規就農者は5/10以内) 《限度額》 20~50万円 (※対象機械ごとに定めあり)	毎年度4月~6月頃	予算の範囲内		4
寄居町	寄居町明日の農業担い手育成塾	※以下に該当する者 ○寄居町に定住し、寄居町で就農を希望する方 ○地域からの信頼を得ることができる者 ○就農時に64歳以下である者 ○心身ともに健康な者 ○実践研修事業に専念できる者 ○担い手育成塾が認めた者 ○普通自動車免許を有する者	※ 支援策の概要 研修期間:原則2年間 研修場所:町内サポーター農家 研修内容:露地野菜栽培、有機野菜栽培、米麦栽培、酪農、花木鉢物等の生産及び出荷・販売に関すること 研修助成金:指導員報酬、必要資材の一部を補助(研修対象者が実践研修に要する経費の一部を支援)。	特に定めていない	予算の範囲内(要相談)	寄居町担い手育成協議会(事務局:農林課) 048-581-2121 http://www.town.yorii.saitama.jp/	2,3,6
	就農相談	○寄居町で就農を希望する方	○就農に関する相談(随時) ○就農支援セミナー(2月頃開催)	—	—		1
	寄居町定年就農者等支援事業	※以下に該当する者 ○寄居町居住 ○町内で農業経営を始めようとする65歳以下の定年退職者等 ○町税の滞納がない者 ○新規就農に関する町の他の補助金等の交付を受けていない者 ○過去にこの要綱による補助金を受けていない者 ○実施後3年以上町内で営農する者	○対象経費 10万円以上の機械購入費、施設整備費 ○補助率 1/2以内 ○限度額 30万円(1経営体1回のみ)	随時	若干名		4
行田市	行田市農業後継者奨学資金交付事業	次の各号のいずれにも該当する者 (1)市内の住民基本台帳に記録されていて年齢が満45歳未満の埼玉県農業大学校に在学している者 (2)習得した技能及び知識を本市の農業の振興に結び付けようとする意欲が十分にありと市長が認めた者 (3)埼玉県農業大学校を卒業後、速やかに市内に居住し、及び就農し、3年以上農業に従事することが見込まれる者	埼玉県農業大学校の1年間の授業料の相当額を交付する。	毎年度5月末日	若干名	農政課 048-556-1111 http://www.city.gyoda.lg.jp/html	3
加須市	新規就農者育成事業	○研修事業 市内に在住し、市内で就農することが確実と見込まれ、申込み時の年齢が15歳以上64歳以下である方。ただし、62歳以上の方については、就農予定時において64歳を超えないこと。 ○助成事業 市内に住所を有する者であって、かつ、市内で就農し、申込み時の年齢が15歳以上64歳以下であって次のいずれかの要件に該当する方。 ア 加須市青年等就農計画の認定を受けた方 イ 新たな営農類型に変更しようとする方 ウ 前ア及びイに掲げるもののほか就農に意欲及び熱意を有する者で、市長が別に定める基準を満たすと認める方	○研修事業 【農業研修を受ける方への支援】 埼玉県農業大学校の研修を受ける方、もしくは、市内農家等で実践的な研修を受ける方に対して、一箇月当たり3万円の就農研修奨励金を支給する。 【研修生を受け入れる市内の農家及び農業生産法人等への支援】 1箇月当たり2万円の就農研修謝金を支給する。 ○助成事業 市内で就農するときから5年以内に必要となった農業用施設の取得(貴借する場合における施設の資産価値を高める大規模な修繕を含む。)又は農業用機械の購入について1年分に限り補助金を交付する。※費用の2分の1以内の額(上限100万円)	随時	—	農業振興課 0480-62-1111(内線213) https://www.city.kazo.lg.jp/	1,3,4,6
		○加須の農業担い手塾 加須市内で就農を予定している方、又は加須市内に在住・在勤で農業に興味のある方 参加費:20,000円	農業の基礎知識と農作業の基本技術の習得 研修期間:毎年7月から翌年3月まで(全15回)	毎年6月末日	10人程度		1,2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
羽生市	就農相談	羽生市内で就農を希望する者	就農に関することの相談	随時	—	農政課 048-561-1121	1
	はにゆう農業担い手育成塾	【対象者】 ・申請時の年齢が50歳未満である者 ・農業大学校において1年以上、農業に関わる教育課程を修了した、または経営体において同等以上の実地研修を修了した者 ・研修終了後に羽生市内に就農する者 ・心身ともに健康な者	・栽培から収穫・出荷・販売まで一貫した模擬経営の実践や実際に指導農家のもとでの実践的研修により、農業経営における技術と知識を身につけ、営農への準備を支援する。 ・塾生は研修生奨励金の補助を受けることができ、運用上はセットとなっている。	随時	1		1,2,3,6,7,8
	就農研修生奨励金	【対象者】 ・羽生市内で就農を希望する就農研修生 ・羽生市内に住所を有する者 ・年齢が50歳以下 ※就農研修生 農業技術の習得のための研修を受け、研修終了後1年以内に羽生市内で就農する者 ※就農 50アール以上の羽生市内の農地において、農業経営基盤強化促進法に規定する利用権の設定を受け、農業経営を営むこと	・羽生市内で就農を希望する就農研修生に対し奨励金を交付することにより、生活の安定と就農の促進を図り、もって農業の振興に資すること ・研修期間中、毎月125,000円が支給される(最長2年)	随時	1		3
	農業後継者育成支援事業	【対象者】 ・市内在住の認定農業者であること ・農業後継者が構成員として位置づけられている農業経営改善計画を策定していること ※農業後継者の要件 ・申請者の3親等内の親族 ・年齢が50歳以下 ・市内在住であること ・1年あたりの90日以上かつ600時間以上の農業に従事する見込みがある	・市内の認定農業者の優れた技術力と経営力を次世代に引き継ぐため、経営基盤を継承する際に必要な設備投資に要する経費に対して補助金を交付。 ・補助金を交付する対象は、農業機械又は農業施設を整備する事業 ・交付額は、補助対象経費の2分の1(1件あたりの上限は50万円)	随時	若干名		4
	新規就農・後継者育成事業	【対象者】 ・羽生市内に住所を有する者 ・埼玉県農業大学校に在学している者 ・大学校を卒業後、本市において農業を営み、又は農業に従事する意欲が十分にあること	・県条例別表に定める授業料の2分の1以内の額 ・大学校が定める教科書の購入に係る経費の額 ・助成金の交付年限は、専攻する科ごとに定められた修業期間以内とする。	随時	若干名		3
春日部市	春日部市農業ヘルパー事業	・市内の農家 ・市内、市外問わず、農業に興味がある人、農業をやってみたい人、農業を手伝いたい人	市内の農家で『農業が忙しい時期に人手が欲しい』といった際に、市役所に登録されたヘルパーに農業の手伝いを頼めるもの。 ヘルパーを探す手伝い(あっせん)をするほか、閲覧のみの利用も可能。 閲覧場所:春日部市役所農業振興課、春日部農林振興センター、JA南彩春日部営農経済センター、JA埼玉みずほ南部経済センター 登録申し込み者数:112人(令和3年3月31日時点)	随時	—	農業振興課 048-739-7085	1,2
越谷市	新規就農・農業後継者育成支援事業(越谷市担い手塾を含む)	・市内において就農を希望し、研修開始時において満18歳以上47歳以下の者	・指導農家および外部講師により、原則2年で以下の研修を行う。 ①農産物の栽培知識や技術の習得 ②農業機械の取り扱い・整備 ③農業経営に関する知識の習得 ④出荷・流通に関する実習・知識の習得 ・研修期間中、研修奨励金を支給する。	令和3年度は継続研修のみ。	1期について2名程度(令和4年度に再募集)		2,3
久喜市	久喜市明日の農業担い手育成塾	以下の要件を全て満たす者 ・市内の農地を活用し、新たに農業経営を始めることに意欲があること。 ※農家後継者は対象外です。 ・埼玉県農業大学校卒業程度の農業技術を有していること。 ・研修終了後、市内で農業を主な生活の基盤とし、農業に年間150日以上従事できること。 ・研修生の認定申請時における年齢が満18歳以上60歳未満であること。	・研修期間:2年間 ・研修内容:指導農家での実地研修、ほ場による営農研修等 ・研修時に必要な農業資材等の一部補助 ・研修用農地の確保 ・就農準備支援	令和3年度開始分の募集は無し 令和4年度開始分は令和3年12月頃募集予定	2名程度	農業振興課 0480-85-1111	2,3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
八潮市	八潮市農業後継者育成助成金	【対象者】 ①八潮市内において農業に従事している農業後継者 ②将来市内において農業に従事することが確実な者 ③①、②に準ずるもので、市長が認める者 【対象となる研修】 ①埼玉県農業大学校での履修 ②農業後継者の育成を目的とする機関における修学期間が1年以上のもの ③国、県及びその他公共団体等が主催する県外への視察研修であって、5日以上以上の日程を要するもの ④先進的な農家、研究機関等への視察研修であって、5日以上以上の日程を要するもの	農業後継者の育成を目的とする修学及び研修等への参加に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。 助成金の交付額は、修学は30,000円/人・年、研修等は30,000円/人・研修を限度とした額とする。	随時	予算の範囲内	都市農業課 048-996-2111(内299)	3
吉川市	農業チャレンジ 吉川塾運営事業	吉川市では、農業の担い手を育成することを目的に、市内で新規就農を希望する方を対象とした専門指導員による農業技術研修を実施し、農業を生業として営んでいけるよう支援します。研修後に、吉川市で居住し引き続き営農活動を実施する方を対象とします。 応募資格 次の条件をすべて満たす方 ①新規に農業経営を目指す意欲的な方 ②就農時において年齢が64歳以下である方 ③農業高校卒業等レベル以上の基礎的な技術・知識を有する方 ④就農時までに市内に居住し、就農後において地域で営農活動を実施する方	専門指導員による自立就農に向けた技術的支援研修を実施します。 ①研修農地の支援 ②研修指導員の支援 ③農業用資材等の支援 研修期間 原則2年間	随時	若干名	農政課 048-982-9482	2
吉川市	認定農業者支援事業	認定農業者(認定新規就農者を含む)	認定農業者及び認定新規就農者の農業経営の効率化を図るため、経費の一部を補助します。(市の予算の範囲内で行うため、申請額が予算額を超えた場合は選考又は交付額の調整を行う場合があります。) ①設置面積500㎡以上の農業用施設の建設、農業用施設(ハウス等)の修繕、農業用機械(トラクター等)の購入 *補助額は1/5以内で、それぞれに対象事業費の下限、補助額の上限の設定があります。 ②雇用賃金(同居家族以外の者を農作業のために雇用した場合の補助) *補助額500円/時間、ただし40,000円以内 ③法人化、GAP・HACCP認証経費補助 *総事業費の1/2以内で上限10万円まで。ただし、初回分のみ	年1回認定農業者、認定新規就農者に募集をかける	予算の範囲内	農政課 048-982-9482	4
白岡市	担い手確保・育成事業	新規就農希望者	担い手に対する育成講座(農業講演会の開催)	—	—	市民生活部農政課農政担当 0480-92-1111 (内線)244	2

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

埼玉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
宮代町	明日の農業担い手支援対策事業(宮代町農業担い手塾)	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入による就農希望者</li> <li>町内の農家の子弟(農業経営継承予定者。ただし、親の経営類型と異なる経営を目指す者であること)</li> </ul> <p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の要件を全て満たす方</li> <li>①満18歳以上57歳以下であること(入塾申込時)。</li> <li>②農業に対し情熱と忍耐力をもって努力し、継続して積極的に取り組むことができること。</li> <li>③地域の人々と協調して地域活動に参画し、地域からの信頼を得ることができること。</li> <li>④将来にわたって町内で農業経営を行う意志のあること。</li> <li>⑤研修ほ場への通達が可能であること(概ね片道30分以内)。</li> <li>⑥担い手塾を卒業後、農業を主な生活の基盤として、農業に年間150日以上従事し、経営耕地面積20アール以上耕作できること。</li> <li>⑦農業関係機関等が実施する農業研修や農業法人等での農作業従事、又は市民農園等での栽培経験があること。</li> <li>⑧1年間農業収入がなくても生活できる自己資金を保有していること。</li> </ul> <p>【修了認定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の要件を満たす方</li> <li>①研修内容について概ね良好な成績で習得し、実践活動を行ったと見込まれること。</li> <li>②研修最終年の年間販売額が200万円(③において年間販売目標額という)を超えていること。</li> <li>③年間販売目標額の1/3の額以上を新しい村森の市場結等で販売しており、地産地消に積極的に貢献していると認められること。</li> <li>④担い手塾研修修了後、宮代町内で営農活動を実践できる見込みがあること。</li> </ul>	<p>【研修コース】推奨作物あり</p> <p>Aコース 露地栽培コース Bコース 果樹(ブルーベリー)+露地栽培野菜 Cコース 露地栽培野菜+施設栽培野菜</p> <p>【研修内容】</p> <p>①実践研修 研修ほ場での実践栽培と販売活動(塾生自らが作成する栽培計画を基に、研修圃場で作物の栽培から収穫・出荷販売までの一貫した作業を実践)</p> <p>②座学(勉強会) 野菜栽培等の基礎知識や技術習得のための勉強会やほ場見学会、先進農家視察等を実施。</p> <p>【研修期間】 原則3年間</p> <p>【支援体制】</p> <p>①新規就業農親制度による地域密着型の支援体制 ・塾生は、農業機械や倉庫等の生産基盤を提供(貸出)していただける農家(生産基盤支援農家)の周辺に確保された研修圃場で実践研修を行い、圃場に隣接する馬農家(農業技術支援農家)が技術的な指導を行う。</p> <p>②宮代町新規就農者支援委員会による組織としての支援体制 ・その他の各種相談や技術支援、販売支援など総合的な支援については、宮代町新規就農者支援委員会が行う。</p> <p>③宮代町農業担い手塾営農研修奨励金150万円の交付(研修1年目・農家子弟の方を除く)</p> <p>【研修期間中の条件】</p> <p>①地産地消への取組み 農産物の販売においては、積極的に地産地消に取り組むことを原則とし、研修1年目から年間売上額の1/3を新しい村森の市場結を通じて販売すること。</p> <p>②住まい (町外在住の場合)実践研修開始後1年以内に宮代町内に居住すること。</p> <p>③栽培方法の指定 研修期間中は慣行栽培を基本とし、有機栽培は認めない。</p> <p>④事業への積極的な協力 宮代町農業担い手塾の塾生として、町が実施する新規就業農者支援事業に積極的に協力すること。</p>	随時	若干名	産業観光課農業振興担当 0480-34-1111 内線262,263	1.2.3.6.7.8.9
	新規農業経営参入担い手支援事業(農業機械)	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入による新規就農者(就農5年未満)</li> </ul> <p>【採択基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地等を含めた農地を活用して畑作(野菜)に取り組む、今後5年間で経営規模を拡大する計画又は新しい村森の市場結での出荷販売額増加させる計画があること。</li> <li>利用下限面積(町内農地)が参入時50a以上。</li> </ul>	町内で新規参入による農業経営を行うための参入初期段階の農業機械導入補助 ①トラクター(25馬力以上) ②栽培管理機(マルチャー・畝立成型機・管理機・苗移植機等) 補助率1/2以内、補助上限2,500千円/人	随時	予算の範囲内		4
	新規農業経営参入担い手支援事業(栽培施設)	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規参入による新規就農者</li> <li>農家の子弟(農業経営継承者)</li> </ul> <p>※いずれも就農後5年未満に限る。</p> <p>【採択基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売を目的とし、新しい村森の市場結での地産地消を進めるための生産・出荷・販売計画があること。</li> <li>周年で作物を生産・出荷すること(周年作物の場合)。</li> </ul>	野菜等園芸作物の栽培施設用ビニールハウス導入補助 ①ビニールハウス(井戸等灌漑設備及び電源設備含む)150㎡以上/1棟 補助率1/2以内、補助上限2,500千円/人	随時	予算の範囲内		4
杉戸町	明日の農業担い手育成杉戸塾運営事業	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>次の要件を全て満たす方</li> <li>①農業大学校(各大学農学部含む)等の卒業生または農業実務経験者(専業農家に1年程度の研修含む)</li> <li>②町内で農業を営む意思のある者</li> <li>③入塾時に町内に住所を要する者</li> <li>④農業高校等卒業レベル以上の基礎的な技術、知識を有する者</li> <li>⑤18歳以上60歳以下(入塾申込時)※若い人が望ましい</li> </ul>	<p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町が概ね2年間、遊休農地等を借り上げ農業に取り組める環境の提供</li> <li>指導員(農業委員等)による技術指導</li> </ul>	要相談	若干名	農業委員会事務局 0480-33-1111 (内線324)	1.2.3.7
	地域農業担い手育成助成金	<p>【応募資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内在住の販売目的で営農する農業者</li> </ul> <p>審査にあたり、新規就農者・若手農家に有利になる傾斜配点あり。</p>	<p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業に要する施設、設備、機械などの購入に対し広く助成。</li> <li>事業費の1/2が20万円のうち低い金額。</li> </ul>	10月末日	5名程度	農業振興課 0480-33-1111 (内線322)	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

千葉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
千葉市	新規就農希望者研修	市内の就農を希望する者で次の要件に該当する方。 (1) 市内在住及び在住見込みの方。 (2) 研修申し込み時点で、年齢が18歳以上61歳以下の方。 (3) 研修終了後、直ちに市内で農業経営を開始する方。 (4) 農家子弟にあつては、農業を引き継がず独立した農業経営を希望する方。 (5) 研修期間中、通所可能な方。 (6) 市町村税の未納がない方。	円滑な就農の推進を図ることを目的に、2年3か月には渡る農業の技術及び経営方法の習得のための研修を実施するほか、農地の確保などスムーズに就農できるよう支援する。 また、2年目、3年目の研修生に対し、奨励金を交付する(月額5万円)。 (※農業次世代人材投資資金との併用は不可。)	7月1日～10月29日	2人	農業経営支援課担い手育成班 043-228-6273 <a href="http://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/s/hiiki-kari.html">http://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/s/hiiki-kari.html</a>	1,2,3,7
	新規就農地再生支援事業	新規就農希望者研修による就農者または認定新規就農者(共に就農後5年以内に限る)。	新規就農者が就農時に必要となる草刈や土壌改良等の就農地初期整備費を助成し、新規就農者の円滑な就農を支援する。  草刈、土壌改良、排水対策、抜根、耕起、整地等の初期整備に要する人件費、消耗品費、原材料費、使用料及び賃借料、燃料費、委託料、手数料等を補助する。  補助率: 対象経費の75/100以内 ※補助限度額 10アール当たり45,000円、1人当たり180,000円	随時	3人程度	農業経営支援課担い手育成班 043-228-6273	4
	雇用就農希望者等研修	以下のすべてを満たす者または農業後継者。 (1) 研修の申し込みをした日における年齢が15歳以上の者 (2) 研修終了後、市内で農業法人等に雇用就農を希望する者 (3) 研修期間中、通所可能な者	市内農業法人等への就職希望者や農業後継者を対象に、栽培に関する基礎知識の習得、雇用就農の事例紹介、農業法人インターン実習等を通じ、仕事としての農業への理解を深める。 また、IoT栽培ナビゲーションシステムを活用したイチゴトマトの栽培技術実習や直進アシストトラクタ等の農業機械操作実習を行い、スマート農業による将来の農業生産を支える人材を育成する。	8月16日～9月3日	10人程度	農業経営支援課担い手育成班 <a href="https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/r02-koyoshunou.html">https://www.city.chiba.jp/keizainosei/nosei/center/keieishien/r02-koyoshunou.html</a> 043-228-6273	2
市原市	定年帰農者支援事業	市内でなし生産の帰農や就農などを目指す者。	なし生産の基礎的な知識や技術を習得するための研修を2年間行い、なし農家の帰農対策と担い手確保を推進する。	—	—	経済部農林業振興課 0436-36-4187	2
	市原市指導農業者・農業士会による新規就農希望者支援	市原市指導農業者・農業士会	市原市指導農業者・農業士会が実施する、新規就農希望者の実地研修受入や就農相談会などの必要経費に対し、100千円/年を上限に補助するもの。	—	—		6
八千代市	八千代市農業ボランティア推進事業	八千代市内の農業ボランティア受け入れ農家	受け入れ農家から提出された「農業ボランティア活動受け入れ表」に記載された作業への支援を通じ、農業への理解と就農への興味を持ってもらう事業。	—	—	農政課 047-483-1151 (内線3562)	9
船橋市	農地流動化推進事業	新規就農認定を受けた者の、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りに対して支援する。	貸し手・借り手、両者に対して 新規 3年以上 10,000円/10a 6年以上 20,000円/10a 更新 3年以上 5,000円/10a 6年以上 10,000円/10a	—	—	経済部 農水産課 047-436-2492	7
野田市	都市部の就農希望者に対する就農支援事業	都市部に在住する者で、野田市において新たに就農を希望するもの。	(株)自然共生ファームで借り受けた遊休農地で、野菜の栽培に取り組む。	—	—	野田自然共生ファーム 04-7157-4200	2
柏市	(1) 新規就農者への支援・相談活動 (2) 就農支援事業補助金 (3) 研修里親農家支援事業補助金	(1) 新規就農者希望者 (2) 独立新規就農者 (3) 就農を目的とする研修生を受け入れた農業経営体	(1) 新規就農を希望する者に対し、研修受入農家等での実地研修に向けた支援を行う。 (2) 独立で新規就農した者に対し、営農開始直後の農業資材等に係る経費に対し60万円を上限として補助を行い、就農後の安定した定着を促進することを目的とする。 (3) 柏市内において新規就農希望者の農業研修先及び就農の里親として受け入れる農家に対して、最大月4万円の補助を行う。	—	—	農政課 04-7167-1143	2,4,6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

千葉県								
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野	
我孫子市	新規就農ガイダンス	新規就農希望者	新規就農予定者を対象とした支援策等の説明、現就農者の体験報告等を交えた就農ガイダンスの実施	12月～2月	20名	農政課 04-7185-1481 <a href="https://www.city.abiko.chiba.jp/index.html">https://www.city.abiko.chiba.jp/index.html</a>	1	
	我孫子市新規就農者支援研修事業	<p>&lt;支援対象者&gt; 次のいずれかに該当する者 (1)我孫子市が定めた「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」中の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」を満たしている者 (2)その他、新規就農に強い意欲を持つ者で、研修を受けることが適当であると我孫子市が特に認めた者</p> <p>&lt;条件&gt; ・研修期間は原則として6ヶ月以上1年以内 ・年度途中で研修を行う必要がある場合は、6か月未満の研修期間とすることができる ・当初の研修期間終了後、継続して研修を行うことが適当であると我孫子市が認めた場合は、1年以内の範囲で研修を延長することができる。</p>	農業に関する知識・経験・技術について豊富な実績があると認められる我孫子市内の農業経営者又は農業者団体に研修事業を委託することにより、新規就農者支援のための研修を行う。 研修業務に係る委託金額は、市予算の範囲内で定めるものとする。 <研修単価> ①技術指導 5,000円以内(1人あたり/月) ②技術指導・研修に要する経費 10,000円以内(1人あたり/月)	随時	定めなし		6	
	我孫子市新規就農者補助金	<p>&lt;支援対象者&gt; (1)次のいずれにも該当する者 ア 市内に住所を有する者 イ 就農後5年未満の農業者又は農業経営基盤促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた就農予定者 ウ 農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定により本市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしている者 (2)その他市長が特に必要があると認める者</p> <p>&lt;条件&gt; 支援内容欄を参照</p>	新規就農者及び新規就農予定者を対象とした補助金の交付 1. 農地を賃借した場合に5年間、年10万円を上限に賃借料を補助。 2. 農業用施設、設備、機材等の整備費について、1/2の補助。ただし、5年間で50万円を上限。 3. 就農研修費について、1/2の補助。ただし、5年間で10万円を上限。 4. 宣伝広告費について5年間、1/2の補助。ただし、年10万円を上限。	随時	定めなし		3,4,7	
	新規就農前練習園場の提供（日秀新田市民農園内）	<p>&lt;支援対象者&gt; 市内において就農を目指す者で市長が認めるもの</p>	新規就農予定者が就農に必要な技術、知識を習得するため市民農園内練習園場の提供を行う。 1. 新規就農希望者を募集し面接 2. 農業事務所及び先進農家等による相談、技術指導など(無料) 3. 使用期間2年(更新可)	随時	1区分		2	
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市援農ボランティア事業	援農ボランティア登録希望者	基本的な農業知識を習得するため、「援農ボランティア養成講座」にて専門講師による講義及び農家での実際の実習体験を行い、援農ボランティアの育成を図る。	梨(2月頃)野菜(8～9月)	定めなし	農業振興課 047-445-1233	2	
成田市	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に必要な情報の提供や支援制度の説明を行う。	—	—	経済部農政課 0476-20-1542	1	
	成田市農地集積促進事業補助金交付事業	<p>(1)法人にあっては市内に事務所又は事業所を有し、個人にあっては本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者。</p> <p>(2)①農地中間管理機構に農地を貸し付け、認定農業者又は認定新規就農者へ転賃された農地を所有する者。 ②農地中間管理機構から農地を借り受けた認定農業者又は認定新規就農者。</p>	10年以上の貸し借りに対して 貸付者 4円/m <sup>2</sup> 借受者 6円/m <sup>2</sup>	—	—		7	
佐倉市	新規就農サポート	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に必要な情報の提供や農家住宅、農地等のあつせん、地元農家との顔合わせなどを行う。	—	—	農政課 043-484-6142	1,7,8	
	佐倉市新規就農者支援事業補助金	<p>新規就農者 ①独立就農者 新規就農者として認められた場合 ②親元就農者 2親等以内の直系尊属のもとで、新たに農業経営を開始した場合</p>	就農に必要な農業機械等の導入経費について、1/2以内を助成する。(限度額:30万円)	—	予算の範囲内		4	
	新規就農希望者の農業技術習得の場としての提供（飯野台ふれあい農園）	<p>&lt;支援対象者&gt; 市内において就農を目指す者</p>	新規就農希望者が就農に必要な技術、知識を習得するために市民農園の一部区画を練習園場として提供 ※先進農家等による相談、技術指導など	随時	現在 定めなし		農政課 043-484-6141	2
	佐倉市担い手集約整備事業補助金	新規就農者	・10a以上の農地を3年以上賃借する場合に賃借料や機械作業費等の経費の一部(1/2以内、限度額15,000円/10a)を助成します。 ・賃借権設定日から3年以内に実施する農地整備費等の経費の一部(1/2以内、限度額30,000円/10a)を助成します。	随時	—		農政課 043-484-6142	4
四街道市	四街道市認定新規就農者支援事業補助金	<p>(1)認定新規就農者であること (2)市内に居住していること (3)市内に主たる営農する農地があること</p>	・施設・機械等に係る経費を支援(補助率1/2以内 上限20万円) ・賃借料を設定した農地の賃借料を補助する(1aあたり500円、上限50千円。最大3年間)	—	—	産業振興課農政係 043-421-6133	4,7	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

千葉県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
八街市	八街市農業後継者育成支援給付金事業	次の各号のいずれにも該当する者 (1)農業経営者になることに強い意欲を有する者 (2)本市に在住し、本市の住民基本台帳に記録されている50歳未満の者 (3)主たる農用地が市内にある者 (4)平成26年4月1日以降の新規就農者であって、就農後3年以内の者	本市における新規就農者の就農意欲の喚起と育成を図ることを目的として、予算の範囲内で、農業の後継者として新たに就農した農業者に対し、月額2万円を最長24ヶ月給付する。	—	—	農政課 043-443-1402	4
印西市	農業版ハローワーク	市内在住の農業への従事希望者	農家で働いてみたい市民と、労働力を必要としている市内農家の求職及び求人に係る情報について登録し、相互に必要な情報の提供を行う。求職者に対しては登録にあたって複数回の農業研修を行う。	不定期	10名程度	環境経済部農政課 0476-33-4488	1
白井市	就農支援事業 新規就農者ステップアップ講座	白井市内での就農希望者・新規就農者	農業経営に必要な基礎知識取得のための講義及び各種支援制度に関する情報提供を行う講座を開催する。	2月	20名程度	市民環境経済部産業振興課 047-401-4631	1
酒々井町	酒々井町担い手育成支援事業	1. 認定農業者等 ①認定農業者 ②認定新規就農者 ③集落営農組織 (当該年度中に上記になることが確実な者を含む。) 2. 経営発展志向農業者 ①経営面積 ・畑作1ha以上 ・水田2ha以上 ・畑作と水田あわせて1.5ha以上 ②施設園芸、その他については、別に町長が判断する。 3. 新規就農者・帰農者 (販売を目的に新規就農又は帰農する者)	補助対象 (1)農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設の改良、復旧若しくは取得 (2)農地等の改良又は復旧 補助率 1. 認定農業者等 事業費の30%(限度額50万円) 2. 経営発展志向農業者 事業費の15%(限度額30万円) 3. 新規就農者・帰農者 事業費の20%以内(限度額30万円)	—	—	経済環境課 043-496-1171	4
香取市	香取市農業後継者新規就農助成金	①農業経営者育成セミナーの受講者 ②将来にわたり農業を営む意欲を有する者 ③市内に住所を有する40歳以下の新規就農者	千葉県香取農業事務所が開催する農業経営者育成セミナーの受講者に対し、セミナー受講及び受講期間中の営農に係る経費を対象とした助成金を交付する。 交付限度額 基本研修生(1年目) 10万円 専門研修生(2年目) 11万円 総合研修生(3年目) 12万円	5月下旬頃	—	生活経済部 農政課 農政班 0478-50-1258	3
神崎町	新規就農者研修支援事業	町内に住所を有する地域の中心的な農業者を目指す農業経営者育成セミナー参加者	参加費用としてセミナー参加1回あたり3,000円を助成する。	—	—	まちづくり課 0478-72-2114	3
	神崎町親元就農促進事業	認定農業者の2親等内の直系単属であって以下の条件を満たす者 ①町内に住所を有し、かつ、町内において農業経営を行う者 ②前年度の年間農業従事日数がおおむね150日以上である者 ③就農日における年齢が55歳未満の者 ④農業次世代人材投資資金(経営開始型)に該当しない者	(1)親元就農支援金 年間20万 最長5年間 (2)機械等整備支援事業 支援金支給期間で1回助成 1/3補助 上限100万円	年度通し	—		4
	神崎町空き家バンク	移住希望者	町内空き家物件情報を提供し、移住就農者に対しての住宅確保を支援。	—	—		8
多古町	新規就農農業経営者研修費助成	町内に住所があり、地域の中心的な農業者を目指す者で、農業経営者育成セミナーを受講した者	農業経営者育成セミナー参加者に対し参加費用として3万円を助成する。	—	—	産業経済課農業振興係 0479-76-5404	3
	多古町アグリセミナー	町内で新規就農を考えている方、就農して間もない方、農業後継者	対象者に向けて、農業の可能性と収益力のある農業経営の基礎を学ぶことができるセミナーを開催。	—	20名		2
東庄町	(1)新規就農農業経営者研修費助成 (2)新規就農希望者への支援・相談活動	(1)農業経営者育成セミナー参加者 (2)新規就農希望者等	(1)農業経営者育成セミナー参加者に対し参加費用として5万円を助成する。 (2)新規就農希望の方に対して、農業委員会、農業事務所等関係期間と連携して農地の相談、補助事業等の説明等の支援を行う	—	—	まちづくり課農政係 0478-86-6076	1,3,7
銚子市	農業人材育成確保支援事業 ・新規就農者激励会	新規就農者	新規就農者が市役所、JA、県農業事務所と関係機関を訪問し、激励及びアドバイスを受ける。	—	—	農産課 0479-24-8939	9
匝瑳市	匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金	市内に住所を有する40歳以下の新規就農者で千葉県海田農業事務所が開催する農業経営者育成セミナーの受講者又は千葉県指導農業士によるおおむね6ヶ月以上の技術研修を受ける者で、市税及び国民健康保険税に未納のないこと	農業後継者の確保と新規就農者の営農意欲を助長するため、1年度当たり20万円を助成する	—	—	産業振興課 0479-73-0089	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

千葉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
旭市	羽ばたくルーキー農業者激励事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①当該年度に新規就農または翌年度に新規就農予定の者。 ②旭市に住所を置く者。 ③年齢が50歳未満の者。	新規就農者が就農後の支援を受けやすくすることを目的として、関係機関(市役所、JA、県農業事務所)との交流の機会を設ける。	—	—	農水産課 0479-74-3671	9
	旭市農林水産業後継者育成事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①市内で農林水産業に従事している者。 ②申請日において市内に引き続き1年以上居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき記録されている者。 ③申請日において50歳未満の者。 ④世帯員全員の市税に未納がない者。	旭市の農林水産業の次世代を担うリーダー及び後継者を育成するための講演会などの開催や研修参加に対し、補助金を交付する事業  【講演会等開催事業】 補助率: 対象経費の1/2以内 ※補助限度額 100,000円  【研修参加支援事業】 補助率: 対象経費の1/2以内 ※補助限度額 250,000円	—	—		3
	旭市新規就農者支援事業	以下に掲げる要件を満たす者。 ①本市の住民基本台帳に登録され、かつ、市内で農業を営む者。(これから営もうとする者を含む。) ②50歳未満の者。 ③認定新規就農者。 ④本人または配偶者の1親等以内の親族が本市で農業経営をおこなっていない者。 ⑤同一事業につき、同一世帯において補助を受けていない者。 ⑥世帯全員の市税に未納がない者。	新たな農業の担い手を確保し、地域農業の振興を図るため、旭市内で就農する意志を持った青年等に対し、補助金を交付する事業。  【農業用機械・施設等導入支援】 補助率: 対象経費の1/2以内 ※補助限度額 500,000円  【農地賃借料支援】 補助率: 農地10aあたり20,000円以内 ※補助限度額 200,000円	—	—		4.7
	旭市親元就農チャレンジ支援金	以下に掲げる要件を満たす者。 ①本市の住民基本台帳に登録され、かつ、市内の農地で農業を営む者の子又は孫。 ②50歳未満の者。 ③就農日が平成31年1月以降であり、親等の税務申告書類で親元就農の事実が確認できる者。 ④年間150日以上農業に従事している者。 ⑤国が交付する農業次世代人材投資資金の給付を受けていない者。 ⑥世帯全員の市税に未納がない者。	次世代を担う、農業後継者の就業意欲の喚起と定着を図るため、親元で就農した青年等に対し、支援金を交付する事業。  【支援金】 一律20万円/年(最長5年間 最大100万円)	—	—		4
東金市	東金市定年退職者等農産物栽培講習会事業	定年退職等しており、農産物生産に興味・意欲のある者	野菜などの栽培方法を農業専門家が直接指導し、将来的に直売所へ出荷可能となる農産物生産者の育成を目指す。	令和3年 4月1日 ～5月12日	30	農政課農林振興係 0475-50-1137	2
山武市	山武市農業後継者新規就農支援事業	1. 3親等以内の親族が経営している農業を継承するものであること。 2. 主たる農用地が市内にあること。 3. 年間150日以上営農していること。	千葉県山武農業事務所が実施する農業経営者育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額: 1人につき6万円/年・最長3年	通年	—	農政課 0475-80-1211	3
大網白里市	新規就農希望者への支援、相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、就農に関する情報と支援制度の説明	—	—	農業振興課農政班 0475-70-0345	1
芝山町	芝山町就農者研修支援事業	〈対象者〉 本町で生産活動を行う農業経営体の後継者及び本町に住所を有し農業技術を習得する研修をしようとする者で、6ヶ月以上の研修を行う者。 本町に住所を有し、就農を目的とする研修生を6ヶ月以上受け入れた農業経営体。	農業者の育成を図るため農業後継者及び新規就農者の研修に対して補助金を交付する。 (助成額) 月1万円	—	—	産業振興課農政係 0479-77-3917 <a href="http://www.town.shibayama.lg.jp">http://www.town.shibayama.lg.jp</a>	3
	「輝け!ちばの園芸」次世代産地整備支援事業への加算措置	(認定農業者、認定新規就農者対象) 「輝け!ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領第3及び第4に規定する要件を満たし、かつ、町内に住所を有する者。 県事業に町予算を加算。	農業機械等の導入経費について、1/10以内で補助金を交付する	—	—		4
一宮町	農業振興事業	将来の地域の核となる担い手として育成する研修生は次の要件を満たすものとする。 (1)心身ともに健康で農業に意欲を持ち、長生郡内の農業振興地域(一宮町、長生村、白子町)で農業経営者を目指す意欲のある者又は兼務法人で雇用就農を希望する者で、当面の営農・生活資金を有した50歳以下の者。 (2)家族の同意と協力を得て自己責任で農業経営者を行うことができる者。 (3)概ね10年以上農業を継続する者。 (4)独立就農については、土地・施設・農機具等の投資資金や当面の生活資金が必要ことから、原則300万円以上の資金を有する者。 (5)研修中及び研修終了後も長生郡内の町村民及びJA長生の組合員となる者。 (6)概ね10年後までに年間農業所得500万円以上となることが見込まれる者。	将来の地域の核となる担い手を育成するため、就業意欲のある人材を広く集め「長生農業独立支援センター」の研修生として受け入れ、関係機関の連携により実践的な農業研修を行い時代の変化に対応できる農業経営者を育成し、一宮町、長生村、白子町に就農定着されることを目的に一貫した就農支援を行う。	毎年4月1日 から翌年3月末 日	若干名	産業観光課 TEL0475(42)1428	1、2、3、7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

千葉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
睦沢町	睦沢町若者定住促進事業	若者夫婦世帯が本町に住むために以下の助成を行います。 『若者夫婦世帯』とは…夫婦のどちらかが満40歳以下の世帯 ※平成24年4月1日以降に取得または賃貸契約を締結した方が対象となります。	マイホームの取得、賃貸住宅等の家賃に助成します。助成額や対象・条件等は、ホームページを参照してください。	—	—	産業建設課 建設班 0475-44-2522 http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/kurashi/allowance/allowance-live/若者世帯の住まいづくりを応援します--睦沢町若者.html	8
	空き家バンク制度	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供します。 また、平成30年度より「農地付き空き家バンク」を開始しました。空き家とともに登録された農地を活用し、農業に取り組むことが可能です。詳細はホームページを参照してください。	—	—	企画財政課 財政班 0475-44-2501 http://www.town.mutsuzawa.chiba.jp/kurashi/sumai/akiya/akiya_bank.html	7,8
長生村	農業支援事業	将来の地域の核となる担い手として育成する研修生は次の要件を満たすものとする。 (1)心身ともに健康で農業に意欲を持ち、長生郡内の農業振興地域(一宮町、長生村、白子町)で農業経営者を目指す意欲のある者又は集落法人で雇用就農を希望する者で、当面の営農・生活資金を有した50歳以下の者。 (2)家族の同意と協力を得て自己責任で農業経営者を行うことができる者。 (3)概ね10年以上農業を継続する者。 (4)独立就農については、土地・施設・農機具等の投資資金や当面の生活資金が必要ことから、原則300万円以上の資金を有する者。 (5)研修中及び研修終了後も長生郡内の町村民及びJA長生の組合員となる者。 (6)概ね10年後までに年間農業所得500万円以上と見込まれる者。	将来の地域の核となる担い手を育成するため、就業意欲のある人材を広く集め「長生農業独立支援センター」の研修生として受け入れ、関係機関の連携により実践的な農業研修を行い時代の変化に対応できる農業経営者を育成し、一宮町、長生村、白子町に就農定着されることを目的に一貫した就業支援を行う。	毎年4月1日から翌年3月末日	若干名	産業課 Tel0475(32)2114	1、2、3、7
白子町	農業支援事業	将来の地域の核となる担い手として育成する研修生は次の要件を満たすものとする。 (1)心身ともに健康で農業に意欲を持ち、長生郡内の農業振興地域(一宮町、長生村、白子町)で農業経営者を目指す意欲のある者又は集落法人で雇用就農を希望する者で、当面の営農・生活資金を有した50歳以下の者。 (2)家族の同意と協力を得て自己責任で農業経営者を行うことができる者。 (3)概ね10年以上農業を継続する者。 (4)独立就農については、土地・施設・農機具等の投資資金や当面の生活資金が必要ことから、原則300万円以上の資金を有する者。 (5)研修中及び研修終了後も長生郡内の町村民及びJA長生の組合員となる者。 (6)概ね10年後までに年間農業所得500万円以上と見込まれる者。	将来の地域の核となる担い手を育成するため、就業意欲のある人材を広く集め「長生農業独立支援センター」の研修生として受け入れ、関係機関の連携により実践的な農業研修を行い時代の変化に対応できる農業経営者を育成し、一宮町、長生村、白子町に就農定着されることを目的に一貫した就業支援を行う。	毎年4月1日から翌年3月末日	若干名	産業課 Tel0475(33)2115	1、2、3、7
長南町	長南町若者定住促進事業	令和6年3月31日までに住宅を取得した45歳以下の者。夫婦の場合どちらかが45歳以下の夫婦。	奨励金(上限200万円)を交付 ※詳細はホームページを参照してください	—	—	企画政策課 企画調整係 0475-46-2113 http://www.town.chonan.chibajp/kurashi/jutaku/wakamono.teijuu/3346/	8
	長南町空き家情報バンク制度	移住希望者	空き家を売買・賃貸したいと思っている方から、空き家バンクへの登録の申し込みを受け、空き家物件として情報を提供	—	—	企画政策課 企画調整係 0475-46-2113 http://www.town.chonan.chibajp/kurashi/jutaku/akiya/	8
	農林振興事業(新規就農者支援事業)	農業生産組合(長南町運根組合)	新規就農者への経営・技術に係るサポート活動に対し、指導料として交付(5,000円/半日)	—	—	農地保全課 0475-46-3396	9
勝浦市	新規就農相談	新規就農希望者	新規就農相談会の開催	-	-	農業委員会 0470-73-6637	1
	空き家バンク制度	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供	-	-	観光商工課 定住・ビジネス支援係 0470-73-6687 http://www.city.katsuura.lg.jp/	8
	若者等定住促進奨励金交付制度	①若者等住宅取得奨励金 新たに勝浦市内に住宅を取得し、該当住宅に住所を有した若者夫婦が対象 ②若者等賃貸住宅入居奨励金 新たに勝浦市内の賃貸住宅に住所を有した若者夫婦が対象	若者等の住宅環境の確保を支援	-	-		8
いすみ市	空き家バンク制度	移住希望者	空き家の賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供する。	—	—	企画政策課(移住・創業対策室) 0470-62-1332	8
	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農希望者に対し、農業事務所と合同で相談に対応する等、就業に必要な情報の提供や支援制度の説明を行う。	—	—	農林課(農政班) 0470-62-1515	1
大多喜町	大多喜町空き家・空き地バンク制度	移住希望者	町内空き家・空き地物件情報を提供し、移住就農にあたっての住環境の確保を支援。	通年	—	商工観光課 交流促進係 0470-82-2176 koryu@town.otaki.lg.jp	8

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



千葉県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
御宿町	御宿町町内就業者家賃支援事業補助金交付事業	○申請要件 ・町内の借家等を借り上げて家賃を支払う町内に就業する者。 ・本町に住居登録し、その日から1年を経過していない者。 ・本町に定住する旨の誓約書を提出できる者。 ・過去に本助成を24ヶ月分交付されていない者。 ・年齢が45歳未満の者。 ・町税に滞納がない者。 ・公的制度による補助を受けていない者(青年就業給付金は除く)。 ・暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに密接な関係を有していない者  ○就業要件 次の各要件のいずれかを満たす町内で就業している者 ①常勤雇用労働者 (パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者等を除く) ②個人事業主 ③農業者及び漁業者 ④就業希望者及び就業希望者の内、国の青年就業給付金事業の対象者として認められている者	御宿町で、農業・漁業・商工業等就業する方に対し、家賃の三分の一(限度額2万円/月)を町が補助。	通年	未定	産業観光課 0470-68-2513 nousui@town.onjuku.lg.jp	8
	空き家バンク	移住希望者	空き家の売買や賃貸を希望する方の「空き家バンク」登録申込みを受け、空き家物件等の情報を提供します。	通年	未定	企画財政課 0470-68-2512 kizai@town.onjuku.lg.jp	8
	御宿町耕作放棄地解消対策事業補助金交付事業	○補助対象者 御宿町の区域内にある耕作放棄地を耕作可能な農地に解消する事業を行う農業者又は農業者の組織する団体で、かつ、新規に耕作放棄地を取得し、又は借り受けて、当該地を再度耕作可能な状態にし、事業実施する年度から起算して3年以上継続して耕作する町内の農業者に限る。  ○補助対象 耕作放棄地を耕作可能な状態にまで再生する事業を対象とする。	耕作放棄地解消対策事業に要した額の1/2に相当する額を町が補助。ただし、耕作可能にした耕作放棄地面積1haあたり5千円を限度とする。補助金の申請については、耕作可能にした耕作放棄地につき1回を限度とする。国又は県の補助対象となるものまたは、過去に国、県又は町の再生補助実施を実施した農地は補助対象としない。	通年	未定	産業観光課 0470-68-2513 nousuika@town-onjuku.jp	4
館山市	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農を希望する者に対し、研修受入施設等での実地研修を行うための支援や独立就農に向けた準備等を支援する。	—	—	農水産課 0470-22-3396	1
鴨川市	鴨川暮らしセミナー	本市へ移住・2地域居住を検討されている都市住民または、既存移住者及び市民	農業事務所OB等を講師とし、座学・実習を組合わせた農業セミナーを年間20回開催。農的以外の内容もセミナーに組み込み、田舎暮らしに必要なスキルや楽しみ方も学ぶ。	随時	—	まちづくり推進課 住み続けたいまちづくり係 04-7093-7828 http://www.furusato-kamogawa.net/	2
	空き家バンク	本市への移住・2地域居住希望者	本制度へ登録した方に、空き家バンク等の物件情報を提供する。	通年	—		8
南房総市	三芳新規就農支援施設	市への定住意思がある、農業実務、農業研修の経験者、または、市内で農業研修を受ける者。	目的：新規就農者の定住を促進させるための初期段階として、農業経営者となることに強い意思を有するとともに農業で生計が成り立つ営農計画を作成できる者の住居として安価に借りられる施設  施設内容：和室(6畳)、洋室(10畳)、作業室(16畳)、浴室、トイレ、屋根裏(15畳) 使用料：月額35,000円	—	—		8
	南房総市新規就農者支援事業【就農研修支援事業】	(1)市内に住所があり、地域の中心的な農業者を目指す者で、農業経営者育成セミナーを受講する者  (2)原則55歳以下で市内に住所があり、研修終了後1年以内に市内で営農または雇用就農を開始する者	(1)県安房農業事務所が実施する農業経営者育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額：1人につき5万円/年・最長3年  (2)市長が認定した市内の研修機関において6か月以上の研修を受ける者に対し、補助金を交付する事業 補助額：1人につき5万円/月・最長2年	—	—	農林水産課地域資源再生室 0470-33-1073 http://www.city.minamiboso.chiba.jp/	3
	南房総市新規就農者支援事業【研修生受入支援事業】	指導農家士、農業士、認定農業者、農業生産法人または3戸以上の農家の集合体で、市内に住所がある者(事前に市長の認定を受けてもらいます。)	6か月以上かつ月間100時間以上の研修期間を設けて、研修生が就業に必要となる農業技術などを教える者に対し、補助金を交付する事業  補助額：研修生1人につき3万円/月・同一研修生につき最長2年	—	—		6
	南房総市新規就農者支援事業【経営自立安定支援事業】	概ね55歳以下で市内に住所があり、就業後3年以内で今後5年以上市内で営農および居住する者	地域農業の中心となる農業者になることを目指し営農する新規就農者に対し、補助金を交付する事業  補助額：就業後3年の間で次のとおり【非農家出身者】最長2年 交付1年目・1人につき5万円/月 交付2年目・1人につき3万円/月 【農家出身者】最長1年 1人につき3万円/月	—	—		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

千葉県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
鋸南町	鋸南町新規就農者支援事業	(1)町内に住所があり、千葉県が実施する農業経営体育成セミナーを受講する者 (2)研修終了後に町内農地で営農又は雇用就農を開始する者	(1)千葉県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額: 1人につき5万円/年・最長3年 (2)千葉県立農業大学校の主催する研修を受講する者に対し、補助金を交付する 補助額: 1人につき5万円/年・最長3年	—	—	地域振興課 0470-55-4805 http://www.town.kyonan.chiba.jp/	3
君津市	君津市新規就農支援事業	新規就農希望者	君津市新規就農支援センターを設置 君津市就農奨励金貸付制度(最大月10万円×12ヶ月×3年以内で貸付)	通年	1人	農政課 0439-56-1671 nousei@city.kimitsu.lg.jp	1,4
富津市	富津市空家バンク	市内に移住を希望する方	希望者の「空家バンク」登録申込みを受け、賃貸や購入が可能な市内の空き家を紹介する。	—	—	企画課 移住定住推進室 0439-32-1067	8
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市新規就農者育成事業補助金	市内に居住する45歳未満の農業後継者又は新規参入者であること。 袖ヶ浦市の市税等の未納がないものであること。	(1)千葉県農業大学校が実施する研修(農学科、研究科)の受講者1人につき1年度当たり8万円以内を補助する。ただし、最長2年度間とする。 (2)千葉県君津農業事務所が実施する農業経営体育成セミナー受講者1人につき1年度当たり6万円以内を補助する。ただし、最長3年度間とする。	—	—	農林振興課 0438-62-3426	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援  
8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

東京都							
区市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
目黒区	目黒区都市農業支援事業	1. 目黒区内に住所を有すること。 2. (1)区内で1アール以上の農地で営農する農家の経営主または(2)区内で5アール以上の農地で営農し、区民への農産物供給を行っている農家の経営主であること。 3. 栽培技術の向上のための研修等に参加する新規就農者(農業に専念してから3年以内の者)であること。	栽培技術の向上を目的とした研修への参加等に要する必要経費を、10万円を上限として交付する。	年度内	予算の範囲内	産業経済・消費生活課 03-5722-9880	3
世田谷区	せたがや農業塾	1. 世田谷区内の農業後継者であること 2. せたがや農業塾卒業後、販売農家として意欲的に営農活動に取り組むこと 3. 原則として実習・講義に全回出席できること	○せたがや農業塾概要 世田谷の農業を守り発展させていくために、世田谷区内の農業後継者に農業の基礎的技術、農業経営の基本的知識を修得してもらい、農業者としての資質向上を図る。併せて、農業経営者及び農業後継者の交流を進め、協力関係を強化する。 ○期間 3年間 ○実施内容 (1)栽培実習、講義 (2)土壌診断、講義 (3)塾生の園場巡回 (4)農業経営講義 (5)農業先進地視察研修 ○その他 (1)農業の専門的知識をもつコーディネーター(東京都農業改良普及指導員)を配置し、栽培指導は、区内先輩農家及びコーディネーターが、実習と講義により行う。 (2)経費については、区が措置し、塾生の参加料は無料。	3年に一度、5月～7月頃に募集(令和2年5月～7月に募集済で現在、実施中)	10名程度	経済産業部都市農業課 03-3411-6658	2.9
杉並区	成田西ふれあい農業公園サポーター制度 平成30年度～	(1)成田西ふれあい農業公園で行われる「農にふれあう講座」(全20回)の受講を終了した者 (2)成田西ふれあい農業公園で農業の経験を生かしたいと希望する者 (3)農に関心を持ち、成田西ふれあい農業公園の事業に理解のある者	・受講後も、成田西ふれあい農業公園で実施するイベントや農作業等の補助を行いながら、継続して農にふれあう機会を得ることができる。 ・積極的に農の魅力を伝える発信源になるとを目標とし、将来的にはサポーターの中から都市農業の担い手が生まれるきっかけづくりとする。 ・ボランティア保険加入。 ・自分の都合つく時間で参加が可能。 ・ステップアップ講習会を受講できる。	年度末	30名程度	産業振興センター都市農業係 03-5347-9136 <a href="http://naritanishi-agripark.com/">http://naritanishi-agripark.com/</a>	2
板橋区	成増農業体験学校	農業に従事する意欲のある区内在住者	受講生を対象に、年間30回程度のカリキュラムを受講してもらう。 受講内容は、様々な農作物について作付・防除から収穫までを体験する「実技」、土壌・肥料など栽培に必要な基礎的知識を学ぶ「座学」、地域の方々と農作物の収穫体験等を通して交流を図る「イベント運営」の3点で構成する。	年度末	20名	赤塚支所都市農業係 03-3938-5114	2
八王子市	農地バンク制度	東京都担い手育成総合支援協議会の新規就農者経営計画支援会議の助言を受けた者等	市街化調整区域内農地及び生産緑地で貸付けを希望する農地の情報を集約し、農業の経営規模を拡大したい農家や法人、新規就農者に農地の情報を提供し、利用権設定による貸借につなげていく制度	随時	希望者	産業振興部農林課 042-620-7250 <a href="http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/004/001/001/p006553.html">http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/sangyo/004/001/001/p006553.html</a>	7
	八王子市認定農業者等支援事業費補助金	認定農業者または認定新規就農者	農業経営改善計画または、青年等就農計画を推進する事業に要する経費の一部を補助する。	4月から9月末まで	予算の範囲内	産業振興部農林課 042-620-7250	4
立川市	立川市農業後継者顕彰	①農業後継者新規就農顕彰 毎年3月31日までに就農した39歳までの者であって就農後1年未満のもの ②農業後継者10年従事顕彰 農業後継者新規就農顕彰を受けた者であって、毎年3月31日において就農後10年に達したもの	①顕彰状を贈呈する。 ②顕彰状及び記念品を贈呈する。	6月頃	農業委員に推薦していただく 特に定めていない	産業観光課 042-528-4318	9
三鷹市	三鷹市農業委員会表彰(後継者)	市内に10年以上引き続き住所を有している満45歳以下の農業後継者で、主として農業に精進し、農業技術の研さん、農業生産の増進、農業経営の近代化、後進の育成等都市農業の担い手となっている者又はグループ活動に特に実績のあった者	表彰状を贈呈する。	毎年11月に農業委員会定例会に諮り決定する。	若干名	農業委員会事務局 0422-45-1151 内線3063	9
町田市	農業研修事業	農業研修事業 ・市内在住者 ・ある程度の農業経験のある者	農業研修事業 露地野菜について、自ら耕作できる技術の習得を目的とした研修の実施	1月下旬～2月上旬	13名	農業振興課 042-724-2166	2
小平市	小平市地域農業担い手支援事業	認定農業者及び認定就農者	農業者が計画に定めた目標を達成するために必要な事業を対象とし、当該事業に係る経費に対して補助金を交付する。 補助金の額は、補助対象経費に2分の1(対象者が認定就農者であるとき又は補助対象経費が直売所施設の整備に要する経費の場合は3分の2)を乗じて得た額と30万円(補助対象経費が直売所施設の整備に要する経費の場合は50万円)とを比較していずれか少ないほうの額とする。	3月下旬～4月中旬	予算の範囲内	産業振興課農業振興担当 042-346-9533 <a href="https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG0000926.html">https://www.city.kodaira.tokyo.jp/reiki/reiki_honbun/g135RG0000926.html</a>	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

東京都							
区市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
東村山市	東村山市農業後継者育成事業	・市内に在住していること。 ・研修参加時において年齢が40歳未満であること。 ・市内で農業に従事する見込みのある者又は市内で農業に従事してからおおむね3年以内の者であること。 ・既にこの規則による助成を受けた者については、その内容が重複しないこと。	農業後継者の育成を目的として行われる研修で、公益財団法人東京都農林水産振興財団の助成金を受けることができるもの、民間企業等が実施する研修で、その内容が前号に規定する研修に準ずるものと市長が認めるもの。ただし、その期間が3日以上のものに限る。  上記の研修を受けた農業者に対して、研修受講料(他の団体から助成金を受けることができる場合は、当該助成金額を控除した額)の2分の1以内の額で、毎年度予算で定める額とする。ただし、1回につき5万円を限度とする。	—	—	産業振興課 042-393-5111 (内線2912)	3
清瀬市	清瀬市農業後継者顕彰事業	①農業後継者として3年以上就農し、今後引き続き農業に精進するもの。 ②年齢18歳からおおむね40歳までの者 ③農業委員会の推薦があった者。	顕彰状の贈呈 記念品の贈呈	4月～9月末	数名	市民環境部産業振興課産業振興係 042-492-5111	9
武蔵村山市	農業教育講座	主に50歳以下の農業後継者等	農業後継者の育成を図るため、先進地視察をすることで、農業技術を習得し、農業情報収集を行う。	1年に一度、6月頃募集	16人	産業観光課 042-565-1111 (内線226)	2.3
あきる野市	新規就農者提案型農業経営支援事業	(1)次の要件を全て満たす者 ①市内に住所を有する方で、概ね65歳以下の方 ②秋川・五日市ファーマーズセンター、直売所「朝露」に入会を予定している者 ただし、酪農経営希望者については、別途協議する。 ③あきる野市農業振興会に入会する者 (2)農業以外の就農希望者 (1)の要件を満たし、東京都担い手育成総合支援協議会の推薦を受けた者 (3)農業後継者 (1)の要件を満たし、東京都農業改良普及センター主催の農業研修を修了した者、農業大学校、その他あきる野市担い手育成総合支援協議会が認める研修を修了または、卒業後、5年以内の者	【支援内容】 市内で農業経営を行う新規就農者に対し、農業経営を行うために必要な施設、機械等の購入に要する経費の一部を補助するもの  【補助対象経費】 施設、機械等の購入に要する経費  【補助金額】 予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1以内で上限50万円	年度内	予算の範囲内	農林課 042-558-1849(直通)	4
日野市	営農施設等整備事業	①農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた認定農業者 ②東京都エコ農産物認証要綱の規定に基づき東京都が認証したエコ農産物を生産している農業者 ③東京都が認定したエコファーマー ④市内に住所及び園場を有し、農産物を市内の小中学校の学校給食に供給している農業者で、市長が認める者	1農業経営者当たり40万円まで、対象者①～④以外の者については、1農業経営者当たり20万円までの補助を実施する。 総事業費60万円(消費税を含まず)以上の ①出荷施設の整備 ②栽培施設の整備 ③灌水施設の整備 ④園場の整備 ⑤加工施設の整備 ⑥農機具、運搬機具(自動車を除く)の購入 ただし、この補助を受けた年度の翌年度から起算して3年を経過しないものを除く。	年度内	予算の範囲内	産業スポーツ部 都市農業振興課 農産係 TEL042-514-8447	4
大島町	就農者育成支援事業 (大島町新規就農者支援研修センター)	・新規に大島町で農業に取り組む見込みであること ・概ね40歳以下の健康な方 ・出身については島内外問わず ・募集定員は約3名 ・研修期間は2年	【支援内容】 ・主要園芸作物の栽培技術、経営知識等農業技術の指導  【支援期間】 ・2年程度	6～11月	2～3名程度	産業課農業係 04992-2-1445 http://www.town.oshima.tokyo.jp/	1.2.3.7.9
新島村	新島村農業推進支援事業	・新島村在住 ・認定農業者の新規開墾・規模拡大(現耕作地+申請地合計が20a以上) ・認定新規就農者の新規開墾・規模拡大(現耕作地+申請地合計が10a以上) ・申請地における事業計画が3年以上にわたり計画されているもの ・認定農業者の新規開墾・規模拡大(現耕作地+申請地合計が5a以上)	・作物の種苗代 ・肥料代 ・土壌消毒代 ・伐根伐採及び耕耘作業に係る経費 ・養豚・養鶏等に係る経費 ・防獣対策に係る経費 ・重機の賃借に係る経費 ・生産用付帯施設に係る経費 ・農業用給水装置設置の工事費 ・人件費 ・農産加工品の作成にかかる経費	実施前年度 9～10月(要望調査)	予算の範囲内	産業観光課農林係 04992-5-0284 https://www.nijima.com/	4.9
神津島村	農業研修事業	神津島在住で概ね60歳以下	基幹作物である、レーザーファン・アシタバを中心とした作物を研修対象作物としています。  研修期間は3年間(4年目より1年更新とし、最長5年間まで延長可)、現在、平成30年4月から令和3年3月の第2期生が研修中。 初めの2年間は、基礎的な研修である座学や研修園場での実習を行います。 3年目以降は、研修所内園場での耕作をしながら、他の農地で営農開始するべく準備を平行して行って頂きます。	令和4年4月頃から第3期生を募集予定。(第2期生が研修を延長した場合、募集時期は後ろ倒し。)	3名	産業観光課 04992-8-0011 http://vill.kouzushima.tokyo.jp/	2
三宅村	三宅島農業後継者対策事業(長期研修)	【対象者】 ・18歳以上 【条件】 ・三宅島での就農を希望する者 ・三宅島農業後継者対策事業短期研修を受けた者  ※三宅島農業後継者対策事業短期研修(年1～2回、概ね4日間)	【支援内容】 ・地元農家の下での概ね2年間の研修 ①野菜、果樹、切り葉等の栽培・調整・出荷技術習得 ②農業機械の操作安全対策・メンテナンス等 ③農業経営に関する知識・技術習得 ・技術習得支援金の支給 (住宅費、保険料は別途支援)	随時	数名	観光産業課 04994-5-0992 https://www.vill.miyake.tokyo.jp/index.html	1.2.3.6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

東京都							
区市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
八丈町	八丈町農業担い手育成研修センター事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に八丈町で農業に取り組む見込みであること</li> <li>19歳～概ね50歳の方</li> <li>出身については島内外問わず</li> <li>研修期間は基本4年(最短2年)</li> </ul>	<p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主要園芸作物および野菜、果樹の栽培技術、経営知識等農業技術の指導</li> <li>研修センターにおける研修に係る経費負担(農業、肥料、光熱水費等)</li> <li>研修センターからの収穫物出荷による生産収益は研修生の収入とし、生活、独立就農のための資金として活用してもらう</li> </ul>	現在は4期生2名、5期生1名、6期生3名が研修中。(来年の4月1日より7期生は2名募集)※4期生2名が3月31日で卒業の為	上限6名	産業観光課 04996-2-1125 <a href="http://www.town.hachijo.tokyo.jp/">http://www.town.hachijo.tokyo.jp/</a>	1,2,3,4,6,7
小笠原村	中ノ平自立支援農業団地	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者は下記のすべてに該当する者。</li> <li>小笠原村に在住している者。</li> <li>就農の許可をした日以降に母島に居住することができる者。</li> <li>申請日以前に小笠原村において、農業経営1年以上または農作業従事3年以上の実績がある者。</li> <li>農地の安定確保または規模拡大を望んでいる者</li> <li>農業団地とは別に自ら農地を所有または安定確保できるまでの間、意欲的に就農できる者</li> </ul>	中ノ平自立支援農業団地内の圃場及び鉄骨ハウスでの就農許可。	随時	随時	産業観光課 04998-2-3114 <a href="https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/">https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp/</a>	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

神奈川県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
	横浜チャレンジファーマー支援事業	①農外から農業を職業として希望し、横浜市内で就農を希望する67歳以下の市民で、横浜市が指定する研修を修了し、ステップアップファーマーとして認定を受けた者 ②神奈川県が認定した認定就農者 ③横浜市が認定した認定新規就農者 ④農業従事経験者(横浜市農業参加に関する事務処理要綱第8条に定められた審査において農業に参加することを認められた者)	・ステップアップファーマーの研修実施と認定 ・横浜チャレンジファーマーの認定 ・横浜チャレンジファーマーへの就農時及び規模拡大時における農地の紹介 ・横浜チャレンジファーマー就農後における相談対応	ステップアップファーマー、令和4年1月から2月頃予定	ステップアップファーマー、5人以内	横浜市環境創造局環境活動支援センター 045-711-0635 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/center/event/challengefarmer.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/nochi/center/event/challengefarmer.html</a>	2,7.9
横浜市	新規就農者農業経営改善支援事業	①認定新規就農者 横浜市から農業経営基盤強化促進法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受け、市内において就農している農業者 ②横浜チャレンジファーマー 横浜市が実施するステップアップファーマー研修を受講し、研修修了後、横浜チャレンジファーマーに認定され就農した者 ③今後の地域農業を担うべき農業者子弟等 就農から5年以内の経営主でない者で就農の状況が証明できる者、又は5年以内に経営分離あるいは経営継承した農業者、及び人・農地プランに位置付けられた者、又は位置付けられることが確定である者 ④かながわ農業アカデミー卒業生等 農業後継者を育成する農業改良助長法に基づいて設立された研修教育施設を卒業し、営農を開始した者で、卒業から5年に満たない者 *①から③については市内で農地を耕作する権利を有することが確認でき、本事業を実施する年度の4月1日時点で、営農を開始してから5年以内の者。ただし、③のうち、5年以内に経営分離あるいは経営継承した農業者については、本事業を実施する年度の4月1日時点で、経営分離あるいは経営継承から5年以内の者 *③、④については、補助事業を実施する年度の4月1日時点で、49歳以下の者	・農業経営の改善のために導入する農業用機械・設備・備品・車両等の購入等に必要経費 ・農業経営の改善のために実施する農業用機械・設備・備品等の修繕に必要な経費 ・農業経営の改善のために導入する生産施設及び資材の購入等に必要経費 ・土砂流出防止柵の設置等の周辺農地への影響緩和を目的とした環境整備費 事業費の50%以内(消費税を除く、千円未満切り捨て。1事業者につき補助上限300万円)	①、② 令和3年4月から6月20日まで ③、④ 令和3年7月から8月20日まで *今後の募集期間に関しては調整中	予算の範囲内	横浜市環境創造局農政推進課 045-671-2630	4
川崎市	川崎市都市農業振興センター農業振興課	川崎市市内での就農希望者	市及び農業委員会が連携し、就農前後の相談対応を行う。	—	—	川崎市都市農業振興センター農業振興課 044-860-2462	1
葉山町	就農相談	就農希望者	就農までの流れや仕組みの説明等の相談	—	—	葉山町産業振興課 046-876-1111 内線(374)	1
	厚木市新規就農支度金	厚木市農業次世代人材投資資金等交付要綱による農業次世代人材投資資金を受給された方	厚木市内における青年新規就農者の創出へ向け、青年の就業意欲の喚起を図るとともに、就農後の営農定着を促進する。 ・助成額 100,000円(承認時に1回)	—	—	厚木市農業政策課 046-225-2800 <a href="http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/outline/23/3600/d032158.html">http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/outline/23/3600/d032158.html</a>	4
厚木市	厚木市都市農業支援センター(新規就農支援窓口)	厚木市内での就農を希望される方	【厚木市都市農業支援センター】 場所:JAあつぎ本所本館内2階 時間:午前8時30分から午後5時まで 厚木市・農業委員会・JAあつぎが連携し、市内で就農時及び就農後に必要な相談・支援を行う。 ・農地のマッチング ・就農計画書の作成支援 ・経営相談 ・農業機械のレンタル支援等	—	—	厚木市都市農業支援センター 046-221-5511 <a href="https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/soudan/soudan/houritsu/d028270.html">https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kurasi/soudan/soudan/houritsu/d028270.html</a>	1.4
	JAあつぎ農業塾 新規就農コース	厚木市内の農地を利用して新たに就農を目指している方	実践的な講座と園地実習を通して、新規就農者を育成する。	JAあつぎに12月中に要相談	10名程度(面接あり)	JAあつぎ 指導販売部 046-221-2273 <a href="http://www.jakanagawa.gr.jp/atsugi/index.html">http://www.jakanagawa.gr.jp/atsugi/index.html</a>	2
大和市	新規就農等ワンストップ相談窓口	市内での新規就農、農地の賃借、営農支援などに関する相談者	JAさがみ、大和市農業委員会、市が連携して新規就農希望等に対する相談を行う。	随時	—	大和市農業委員会 大和市農政課 046-260-5137 046-260-5132 <a href="http://www.city.yamato.lg.jp/">http://www.city.yamato.lg.jp/</a>	1.7
海老名市	海老名市農業支援センター	海老名市内における就農希望者及び新規就農者	・就農相談対応及び就農後支援 ・農業アカデミーと連携した担い手確保体制の構築(※現在調整中) ※海老名市農業支援センター 担い手確保等に取り組むため、海老名市が主体となり設立した任意組織	随時	—	海老名市農政課(海老名市農業支援センター事務局) 046-235-8539	1.7
綾瀬市	農業人材強化総合支援事業	市内に在住の新規就農希望者	農業次世代人材投資資金の補助に加え、市単で市内在住の就農者には30万円を給付する。また、市内に住居を賃借している場合は、住宅費助成として限度額5万円/月を併せて給付する。	—	—	綾瀬市産業振興部農業振興課 0467-70-5622	4.8
	新規就農者育成支援事業	新規就農者又は新規就農希望者を支援する農家に対して補助金を交付する。	新規就農者又は新規就農希望者を支援する農家を「綾瀬市新規就農育成サポーター農家」として位置づけ、支援開始から3年を上限として5万円/年を給付する。	—	—		6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

神奈川県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
愛川町	愛川町新規就農者奨励金	農業経営基盤強化促進法第4条第4項1号に規定する利用権設定等促進事業による利用権のうち、平成21年4月1日以降賃貸又は使用賃貸による権利を有する新規就農者。(利用権の設定期間が3年未満は対象外)	利用権が設定された農地1筆ごとの面積(100平方メートル未満は切り捨て)に次の定める1,000平方メートル当たりの単価(20,000円)を乗じて得た額とし、新規就農者一人につき60,000円を限度とする。	—	—		4
	愛川町新規就農者支援家賃補助金	・町内に在住し、利用権設定開始日から5年以内 ・認定農業者または、認定就農者であること ・農業所得を主として生計を維持していること ・年齢が45歳未満であること ・町内に転入した、または町内で親元就農から独立していること ・利用権設定した農地を耕作していること ・借家の賃貸借契約を締結していること ・1戸建て借家およびアパート、マンションなどの住宅に居住し、間借り利用していないこと ・納期の到来した町税(国民健康保険税を含む)を完了していること	1世帯につき支払った家賃月額額の2分の1以内(上限3万円/月) ※助成期間は初年度申請から5年間	—	—	愛川町農政課 046-285-6952 <a href="http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/">http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/</a>	8
藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町広域連携による新規就農者受入支援	就農を希望する者	①2市1町で受け入れ体制を統一 ②2市1町で貸出可能な農地情報を共有化。 ③新規就農者意見交換会の開催  ※農業の新たな担い手の確保、耕作放棄地の発生防止、農業振興、農地保全を目的として、新規就農者受入支援体制の統一化と農地情報の共有化について、平成24年10月に2市1町間で協定を締結している。	—	—	藤沢市経済部農業水産課 0466-25-1111(代表) <a href="http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/nousui/shigoto/nogyo/nocchi/shinkishuno.html">http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/nousui/shigoto/nogyo/nocchi/shinkishuno.html</a>  茅ヶ崎市経済部農業水産課 0467-82-1111(代表) <a href="http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/nousui/nogyo/1006515/1006533.html">http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/nousui/nogyo/1006515/1006533.html</a>  寒川町環境経済部農政課 0467-74-1111(代表) <a href="http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyokeizai/nouseika/nosei/info/sinkishuunou/1362022842358.html">http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kankyokeizai/nouseika/nosei/info/sinkishuunou/1362022842358.html</a>	1.7
藤沢市	農業研修受入支援事業	新規就農希望者の研修を受け入れている藤沢市農業経営士協議会、藤沢市内の認定農業者	新規就農希望者の研修を受け入れている藤沢市農業経営士協議会及び藤沢市内の認定農業者に対し研修受入に対する補助金を交付する。 定額(研修生一人当たり3万円)	—	—	藤沢市経済部農業水産課 0466-25-1111(代表)	6
平塚市	農業支援ワンストップ相談窓口	市内において就農を希望する者	新規就農希望者の相談に対して、市・農業委員会・JAなどの関係機関が連携を図り就農に向けて状況に応じた指導を行う。  窓口開設場所: JA湘南経済センター 開設日時: 毎週水曜日 13時30分～16時30分	—	—	平塚市農水産課 0463-35-8103 <a href="http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nosui/page-c_00650.html">http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nosui/page-c_00650.html</a>	1
秦野市	はだの市民農業塾	・新規就農希望者 ・原則は、秦野市民であること ※ただし、就農時まで市内に転居することが前提であれば、要相談 ・年齢制限なし ・研修終了後は、秦野市内で農地を借りること ・研修期間: 原則2年間 ・研修終了後、希望者は、県の「かながわ農業サポーター」の制度の活用 ・就農面積: 10a～40a	・露地野菜栽培に必要な知識、技術を身につける。 ・1年間を通じておよそ30品目の野菜の作付けを行う。 ・研修日数 【1年目】講義及び実習40～45回(3月から12月の毎週水曜日) ※月曜日及び金曜日に出荷作業あり 【2年目】圃場巡回または講義21回程度 ※割り当て圃場の管理 ・農家研修40日以上(1、2年目共通) ・講義、農場実習により、新規就農に必要な農業経営の知識、農作物の栽培技術等を習得する。	毎年1～2月 6名	6名	秦野市農業振興課 はだの都市農業支援センター 0463-81-7800 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000001269/index.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000001269/index.html</a>	2
伊勢原市	ワンストップ相談窓口 (令和元年12月に開設)	市内において就農を希望する者	新規就農希望者の相談に対して、市・農業委員会・JAが連携を図り、就農に係る相談への対応や必要な支援を行う。  窓口開設場所: JA湘南本所(旧JAいせはら本所)3階C会議室 開設日時: 毎月第2・第4火曜日 13時30分～16時30分	—	—		1
	農地賃借料助成	・認定新規就農者 ・就農時の年齢が50歳未満の者	・認定新規就農者の農地の賃借料に対して助成を行い、就農初期の負担軽減を図るため、補助金を交付する。 ・補助対象者が設定期間を2年以上とする賃借権を設定し、農地を借用した場合の農地に係る賃借料を対象。 ・助成率は、賃借料の1/2以内 ⇒1a当たり500円以内、1経営体当たり30aまで助成(上限額15,000円)	—	—	伊勢原市農業振興課 0463-94-4711(内線2113) 0463-94-4648(直通)	7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

神奈川県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
小田原市	新規就農者就学支援事業費補助金	○補助対象者 かながわ農業アカデミーに在学している者で、次の要件を満たす者 ・小田原市内に住所を有する者 ・入校した年の3月31日時点において65歳未満の者 ・小田原市において農業者として農業経営をおこなうとする者 ・市税の滞納がない者 ※交付条件等の詳細は、問合せ先に確認	○補助金額 かながわ農業アカデミーでの就学に係る学費のうち、授業料、教材資材費及び研修費に係る額の1/2以内(上限10万円)	補助事業 着手前	予算の範囲内	小田原市経済部農政課 0465-33-1494	3
	新規就農者支援事業費補助金	○補助対象者 小田原市内で新規就農した者、または就農のため研修中の者で、次の要件を満たす者。 (1)本市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している者 (2)就農のための研修の開始から5年以内の者又は農地の賃借を開始した日から5年以内の者 ○補助対象事業 (1)農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき、利用権を設定した農地を耕作していること。 (2)農地中間管理機構から借り受けた農地を耕作していること。 2. 就農した者又は就農のための研修中の者が居住するために貸家を借りる事業 (1)市内において借家の賃貸借契約を締結している者	1 農地賃借料補助 (1)賃借農地10アールあたり年額20,000円以内 (2)1経営体あたり50アール以内 (3)補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。 (4)年の途中で賃料の変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較して低額のもの補助額とする。 2 家賃補助 (1)月額家賃の1/2以内とし、月額30,000円を限度とする。 (2)算出した1か月あたりの補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。 (3)月の途中で月額家賃の変更があった場合の補助額は、変更の前後を比較して低額のもの補助額とする。 3 1経営体の助成期間は、初年度申請から5年以内とする。	補助事業 着手前	予算の範囲内		7.8
	耕作放棄地解消事業費補助金	耕作放棄地の解消を行う農業者、農業者組織、JAなどで、再生された農地を5年以上継続して耕作する見込みがある方。 ※耕作放棄地所有者の親族や、親族を含む団体は補助対象だが、所有者本人および本人が参加する団体は対象にならない。	農家や農業者団体が、耕作放棄地である農地に利用権を設定して整地等を行った場合、その事業費を補助。 【認定新規就農者】 ・自分で解消した場合(10aあたり補助金額)→5万円 ・重機を使用した場合(10aあたり補助率)→9/10 ※1申請あたりの補助金額上限40万円 【利用権設定による新規就農者】 ・自分で解消した場合(10aあたり補助金額)→5万円 ・重機を使用した場合(10aあたり補助率)→1/2 ※1申請あたりの補助金額上限25万円	補助事業 着手前	予算の範囲内		7
大井町	新規就農者就学支援事業費補助金	○目的 大井町において就農意欲のある農業後継者等が、農業に関する知識・技術等を習得することを支援する。 ○補助対象者 かながわ農業アカデミーに在学している者で、次の要件を満たす者 ・大井町内に住所を有する者 ・大井町において農業者として農業経営をおこなうとする者 ・町税の滞納がない者 ※交付条件等の詳細は、問合せ先に確認	○補助金額 かながわ農業アカデミーでの就学に係る学費のうち、授業料、教材資材費及び研修費に係る額の1/2以内(上限10万円)	—	予算の範囲内	大井町地域振興課 0465-85-5013	3
	夢おおいファーマー制度	【認定要件】 1. 自給自足や生きがいをはじめ、多様な農ある暮らしを目的とした小規模の耕作であること 2. 借り受けた農地を適切に管理できること (1)農地の全て(畑部分のほか作業道や隣接地との境なども含む)を管理できること (2)耕作に必要な農作業に常時従事できること (3)農地を効率的かつ適正に利用して耕作できること 3. 地域や他の農業者との適切な関係を保ち、耕作できること	夢おおいファーマー制度認定者には以下の取り組みを実施。 ○農地の輪転(借りられる農地) ・市街化調整区域の農地になります。 ・上限は、1,000㎡です。実際に借りられる面積は、耕作経験などで変わる(利用期間) 3年以内(農地所有者の同意が得られれば継続も可能) ○農作業についての指導(希望者)	—	—	大井町農業委員会(大井町地域振興課内) 0465-85-5013	9
開成町	開成町農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要領	以下の要件のいずれかを満たす者を農業委員会で審査し認定 ア. 認定農業者、農業経営士、町農業経営基盤基本構想に照らし適切な経営を行っている農家及び農地所有適格法人において2年以上研修を受けた者 イ. かながわ農業アカデミーの生産技術科又は技術専修科課程を修了した者 ウ. 認定就農者(青年等就農計画の認定を受けた者) エ. かながわ農業サポーター オ. 援農等により町内で2年以上継続して農業に従事している実績があり、援農地等の属する地域の農業委員の推薦を受けた者。 カ. ア～オの者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、農業委員会においてその事実を確認できる者	○耕作地(利用権設定)のあっせん ※利用権設定は、認定から3年以内かつ30a以内 ○助成金なし	—	—	開成町農業委員会(開成町都市経済部産業振興課内) 0465-84-0317	9

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



山梨県							
自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
甲府市	フンストップ窓口による相談事業	○甲府市で就農を希望する者	○就農に向けた指導や情報提供を、必要に応じ専門家を擁する中で、フンストップで行う。	-	-	産業部農林振興室就農支援課 就農支援係 055-241-5616 http://www.city.kofu.yamanashi.jp/index.html	1
	貸出農機具事業 (新規就農者無料化)	○甲府市在住者、新規就農(農地基本台帳登録)してから5年間	○甲府市で実施している農機具の貸出について、新規就農者は、就農してから5年間無料で借りることができる。	-	-		9
	甲府市新規就農者農地集積支援事業	○市の認定新規就農者の認定を受けてから3年以内の甲府市在住の新規就農者へ、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業振興地域内で0.1a以上の農地を3年以上貸した甲府市在住の者に対して、その面積に応じた奨励金を交付する。	○奨励金の額 農用地区域以外: 利用権設定3年以上6年未満 10,000円/10a、6年以上 20,000円/10a 農用地区域内: 利用権設定3年以上6年未満 15,000円/10a、6年以上 30,000円/10a	-	-	産業部農林振興室農政課振興係 055-298-4833 http://www.city.kofu.yamanashi.jp/index.html	9
	甲府市中核農家規模拡大育成事業	○市で認定を受けた認定農業者及び、認定新規就農者で、借り入れ面積との合計が認定農業者であれば50a以上、新規就農者であれば20a以上となる農用地を耕作し、農業経営基盤強化促進法に基づき農業振興地域内で0.1a以上の農地を3年以上借りた者に対して、その面積に応じた奨励金を交付する。	○奨励金の額 農用地区域以外: 利用権設定3年以上6年未満 10,000円/10a、6年以上 20,000円/10a 農用地区域内: 利用権設定3年以上6年未満 15,000円/10a、6年以上 30,000円/10a	-	-		9
南アルプス市	南アルプス市農業後継者奨学助成金	南アルプス市に在住で、山梨県立農業大学校に通う者(養成課・専攻科)卒業後30歳に達するまでに農業後継者等として市内に定着できる者	○事業内容 本市に在住で、県立農業大学校の在学学生への奨学助成金 ○補助金額 年間 96,000円 (48,000円を2回に分けて助成)	毎年4月～5月	予算の範囲内		3
	南アルプス市農業振興資金貸付制度	南アルプス市内在住の農業に従事している者で、貸付日の時点で65歳以下の者貸付けた資金の返済について、十分な返済能力を持っている者 資金の貸付の目的である事業の完遂能力を持っている者 ※連帯保証人を立てる必要あり	○事業内容 農業の近代化を推進し、意欲的に農業振興を図るために施設整備、機械購入などを行う農業者に対する無利子の資金貸付け ○貸付金額 認定農業者 最高200万円 一般農業者 最高150万円 ○貸付利率 無利子 ○貸付期間 5年以内 ○償還方法 元金均等償還	毎年9月1日～30日	予算の範囲内	農政課 055-282-6207 http://www.city.minami-alps.yamanashi.jp/sangyo/nougyo	9
	南アルプス市中高年の新規就農支援事業	南アルプス市内在住の50歳以上65歳未満で、農業研修等を経て5年以内に新規就農をした者 (農家子弟の農業経営・農地の継承等の就農は含まない)	○事業内容 本市にて就農を希望する中高年層に対する農業経営を開始する際のリスク・負担を軽減するための補助金の交付 ○補助金額 年間150万円(限度額) (交付金額の半額分を2回に分けて交付) ○補助期間 最長3年間	R3年度 4/1～5/31 8/1～9/30	予算の範囲内		9
北杜市	チャレンジ農業助成金	○認定農業者・認定就農者	○休耕田・遊休畑等を有効活用して、高収益の農業にチャレンジする者及び特産品を開発した者に対し、資材費等の1/2以内を交付する。 ○限度額100万円	随時	予算の範囲内	農業振興課 0551-42-1350 http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/	9
韭崎市	荒廃農地再生事業費補助金	(1)権利設定がされた圃場を有する者 (2)市税等を滞納していない者 (3)荒廃農地で権利設定が5年以上でされており、過去6か月以内に機構借受農地整備事業が実施されていること。	雑木等の伐採、圃場の耕うん又は整地等に要する経費で、10a当たり10万円を限度とする	通年	予算の範囲内		7
	ワイン原料用ぶどう栽培棚等設置事業費補助金	(1)本市に住所又は圃場を有する者で下記のいずれかに該当するもの ①本市に事業所を有するワイン製造業者と酒造用ぶどうの栽培契約を締結している又は締結する見込みのあるもの ②梨北農業協同組合を通じて市内のワイナリーに醸造用ぶどうを出荷している又は出荷する見込みのあるもの (2)市内ワイナリーで、本市に圃場を有する者と醸造用ぶどうの栽培契約を締結しているもの (3)棚等が設置されていない5a以上の圃場で、新たに醸造用ぶどうを10年以上継続して栽培する見込みがあるもの	・垣根式: 総事業費の3分の1で10a当たり20万円が限度 ・平棚式: 総事業費の3分の1で10a当たり40万円が限度。	通年	予算の範囲内	産業観光課農林振興担当 0551-22-1111(内線222)	4
	果樹新植苗購入費補助金	(1)本市に住所を有する果樹生産者 (2)市税等を滞納していないもの (3)もも、かき、りんご、ぶどう、すもも又はさくらんぼを同一年度内に10本以上購入したもの	果樹新植苗の購入経費の4分の1以内(ぶどうのうち富士の種については、2分の1)	通年	予算の範囲内		4
	農業保険加入推進事業費補助金	(1)本市に住所を有する者 (2)市税等を滞納していないもの (3)農業保険(収入保険・果樹共済・園芸施設共済)に加入した者	農業者が支払うべき保険料又は共済掛金の額の3分の1(上限1人当たり10万円)	通年	予算の範囲内		4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山梨県							
自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
山梨市	山梨市親元就農支援補助金	○次の条件をすべて満たす者。 (1)農業者の子か孫 (2)市内に住所を有し、かつ市内で農業経営を行う者 (3)年間農業従事日数が150日以上 (4)H28年分以降に新たに事業主として確定申告を行う者または行った者 (5)就農日における年齢が55歳未満 (6)補助金の交付決定を受けてから、引き続き3年以上市内に住所を有し、就農する者 (7)農業次世代人材投資資金、山梨市新規就農者支援補助金の受給していないこと (8)経営開始2年目以降に交付対象者の前年所得が350万円以下であること	○事業内容 親等の後継者として独立就農した人に対して補助金を交付 ○助成額 一世帯当たり年間30万円 ○補助率 定額 ○支援期間 就農日から最長3年間	R3年度は8月23日まで	予算の範囲内		4
	山梨市新規就農者支援事業補助金	○次の条件をすべて満たす者。 (1)新たに事業主として確定申告を行う者 (2)市内に住所を有し、かつ市内で農業経営を行う55歳未満の者で次のいずれかに該当する者 ・Uターン者で市内に生活拠点や営農基盤がなく市内に転入し、就農する者 ・Uターン者で市内に生活拠点や営農基盤を有していたが、農業以外の産業に従事するため市外に居住していた者で、市内に再転入し、就農する者 ・新規学卒者で市内に生活拠点や営農基盤を有している就業者で、卒業後就農する者 ・転職者で市内に生活拠点や営農基盤を有し、農業以外の産業に従事していた者で、就農する者 (3)年間農業従事日数が150日以上 (4)本市新規就農計画の認定を受けた者 (5)補助金の交付決定を受けてから3年以上、市内において就農が継続される見込みのある者 (6)農業次世代人材投資資金、山梨市親元就農支援補助金を受給していないこと (7)経営開始2年目以降に交付対象者の前年所得が350万円以下であること。	○事業内容 本市農業において農業で自立を目指す新規就農者に対して補助金を交付 ○助成額 一世帯当たり年間30万円 ○補助率 定額 ○支援期間 就農日から最長3年間	R3年度は8月23日まで	予算の範囲内		4
笛吹市	新規就農者支援事業	○Uターン、Uターン、新規学卒、転職による新規就農者のうち、以下の条件をすべて満たす方 (1)市内に住所を有し、かつ市内において継続して就農することを希望する45歳未満の方 (2)補助金の交付終了後、3年間以上市内において就農する見込みの方 (3)年間200日以上農業に従事し、翌年の確定申告時に事業主になる見込みの方 (4)市で認定された新規就農者	○事業内容 市内に就農する新規就農者に対して補助金を交付し、営農を支援 ○補助額 Uターンによる新規就農者：1世帯あたり1,000,000円/年 Uターン、新規学卒、転職による新規就農者：1世帯あたり500,000円/年 ○補助率 定額 ○支援期間 2年間 ○事業実施期間 令和3年度まで	随時受付	特に無し	農林振興課農林経営担当 055-262-4111 <a href="http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/">http://www.city.fuefuki.yamanashi.jp/</a>	4
	新規就農農業後継者支援事業	○Uターン、新規学卒、転職による新規就農者のうち、以下の条件をすべて満たす方 (1)市内に住所を有し、かつ、市内において継続して就農することを希望する35歳未満の方 (2)補助金の交付終了後、3年間以上市内において就農する見込みの方 (3)年間150日以上農業に従事し、翌年の確定申告時に事業専従者になる見込みの方 (4)市で認定された農業後継者	○事業内容 市内に就農しようとする農業後継者に対して補助金を交付し、営農を支援 ○補助額 1世帯あたり毎月30,000円 ○補助率 定額 ○支援期間 認定の決定から5年間又は35歳になる月の前月までのどちらか短い期間 ○事業実施期間 令和6年度まで	随時受付	特に無し		4
甲州市	甲州市就農定着総合支援制度	○申請時、原則40歳未満の者で、以下の条件をすべて満たす方 (1)就農に対し強い意欲を持ち、研修終了後、甲州市内へ就農することが確実と見込まれる方 (2)中型自動車免許等を有する方(研修開始までに取得する見込みの方を含む) (3)研修期間中は傷害保険への加入が必須	○事業内容 研修生に合わせた3種類のコース(区分)を用意。受け入れ先である、地区内グループ(市が委嘱した地区単位で構成された農家の組織)及びアグリマスター(市が委嘱した農家)のもとで栽培技術、農業経営管理手法等の指導を受け、地域への定着や担い手育成のための支援を行う。 ○助成額 区分①②:地区内グループ及びアグリマスター(報償費):50,000円/月、研修生(研修費):50,000円/月 区分③アグリマスター(報償費):150,000円/年 ○研修期間 原則1年以内 ※令和3年度から、区分①②について、事前に準備研修(区分3の本研修と同内容)を受けることが必須となった。	毎年4月(応募状況によっては年度途中も可)	果樹栽培を希望する者を中心に数名	農林振興課果樹農林担当 0553-32-2111 <a href="http://www.city.koshu.yamanashi.jp/">http://www.city.koshu.yamanashi.jp/</a>	2,3,6
市川三郷町	地域おこし協力隊推進事業(アグリ甲斐)	○三大都市圏等から市川三郷町内への移住 ○全国の条件不利地域を有さない市町村から、市川三郷町への移住 ※移住は住民票の移動 ○普通自動車免許等を有する方	○事業内容 支援機関に地域おこし協力隊員の募集・選考、農業活動の指導・支援や生活支援等を委託する。 ○助成内容 支援機関への委託費 2,000千円/年 農業協力隊活動報償費 225千円/月 ○補助率 定額 ○実施期間 36ヶ月間	R4年3月31日まで	R3年度1名	農林課 055-240-4163 <a href="http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/">http://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp/</a>	2,3,6

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

山梨県							
自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
都留市	農業振興施策コーディネーター事業	市内で農業経営を実施している者又は農業経営を実施しようとしている者(個人・法人)	農林水産物の栽培、有害鳥獣対策、農地の貸し借り等、農業経営に必要な知識や技術に係る助言や指導を行う等、相談者に応じたきめ細やかな対応を実施	通年	—	産業課 農林振興担当 0554-43-1111 内線151	1
	農林水産物産地消推進事業補助金	市内に住所を有し、市内の直売所等で農林水産物を販売している者	○直売事業(生産に必要な資機材等の購入に要する経費の一部) ⇒ 補助率:1/2・上限額:5万円 ○生産規模拡大事業(農業経営の規模拡大又は営農開始に必要な資機材等の購入に要する経費の一部) ⇒ 補助率:1/2・上限額:規模拡大面積1aにつき1万円	通年	—		4
	6次産業化推進事業補助金	市内に事務所若しくは事業所を有し事業を営むもの又は市内事業者により組織される団体	○加工品の開発に要する経費 ⇒ 補助率:1/2・上限額:100万円 ○加工施設・機械等の整備に要する経費 ⇒ 補助率:1/3・上限額:100万円	通年	—		4
	高収益作物導入事業費補助金	市内に住所を有し、市内において販売目的で果樹を栽培しようとする個人又は法人	○果樹園整備事業(果樹栽培のためのほ場の整備に必要な経費の一部:苗木代・設備代等) ⇒ 補助率:1/2・上限額:整備面積1a当たり5万円) ○果樹園管理事業(整備したほ場の翌年度以降の管理に必要な経費の一部) ⇒ 補助率:1/2・上限額:整備面積1a当たり5千円)	通年	—		4
	高収益作物(果樹)栽培に係る講習会	市内で果樹栽培を実施又は実施しようとしている者(個人・法人)	ブドウ及びモモの栽培に必要な知識及び技術の普及のため、その時期にあったテーマを設定した上で講習会を開催(随時お知らせ)	随時	—		9
富士吉田市	富士吉田市農業奨励補助金	1. 営農施設等整備事業 農地を耕作する農業経営者で、5年以上継続して農業を営むことが確実なもの	総事業費20万円(消費税を含まず。)以上の ①出荷施設の整備②栽培施設の整備③灌水施設の整備④圃場の整備⑤加工施設の整備⑥農機具、運搬機具(自動車を除く。)の購入。 総事業費又は購入費の2/10。ただし、1農業経営者当たり5万円以内。	随時	予算の範囲内	農林課 0555-22-1111 内線411	4
		2. 鳥獣害防止対策事業 農地を耕作する農業経営者で、5年以上継続して農業を営むことが確実なもの	総事業費10万円(消費税を含まず。)以上の鳥獣害防止資材を購入及び設置。 総事業費又は購入費の2/10。ただし、1農業経営者当たり3万円以内。	随時	予算の範囲内		4
上野原市	農業者育成支援事業	○研修生の条件 (1)市内に住所を有する者、若しくは研修終了までに市内に住民登録のうえ市内に居住し定住しようとする者 (2)研修終了後、市内に就農しようとする強い意志を有している者、又は国、山梨県及び民間事業者が実施する補助事業等を活用しながら市内での就農に向けた準備を行う意志のある者 (3)研修の開始時において20歳以上65歳未満の者 (4)この事業を受けたことがない者	○事業内容 研修受け入れ農業者は、市内に居住する者で、山梨県が認定するアグリマスター、指導農業士、青年農業士又はこれらと同等の技能を有する者として市長が認めたものとする。 ○助成額 受け入れ農家(報償金): 1,000円/日(最大8,000円/月)	随時受付	予算の範囲内	産業振興課 0554-62-3119 <a href="https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/">https://www.city.uenohara.yamanashi.jp/</a>	2.6
富士河口湖町	富士河口湖町有害鳥獣防護柵等設置費補助金交付事業	有害鳥獣が農地に侵入するのを防ぐために電気柵等を設置した農業者(富士河口湖町に住所を有し、現に住んでいる者)	農作物を有害鳥獣から守るために防護柵等を設置した農業者に対して費用の一部を補助する。 補助額:設置費用の1/2以内、限度額5万円まで	随時	予算の範囲内	農林課 0555-72-1115	4

支援分野の内容は、1.就農相談 2.研修制度 3.研修費用助成 4.営農費用助成 5.雇用費用助成 6.研修受入農家に対する助成 7.農地取得支援 8.住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9.その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
小諸市	小諸市新規就農者支援事業補助金	新規就農希望者の就農にあたり、必要な経費(中古機械、農地借入金、道具準備等)についての助成、また新規就農者を育成しようとする農家等に対する助成。 ■対象者:専ら農業で生計を維持することを目的に、小諸市内に1ターン等を完了した概ね45歳までの市内で新たに農業を営む予定の者(年間農業従事日数が150日以上以上の者)。 ①新規就農者:農業者の子弟以外の者で、長野県農業大学校や県の里親制度等で2年以上の研修を終了した者。 ②農業経営継承者:農業者の子弟以外の者で、長野県農業大学校や県の里親制度等で2年以上の研修を終了し、市内農家の経営を実質的に引き継ぎ、後継者となる新規就農者。 ③農業者の子弟:市内在住の農業者の子弟で、2年間の営農を行った後、申請をした者(但し申請時点で家族経営協定書の締結及び認定農業者の承認を受けていること)。 ④農家・集落等就農者育成支援:新規就農者を育成しようとする農家等。 ■①～③の条件:市内に住居を有し、事業決定後3年以上、市内で営農の継続が見込まれる者。3年経過後には実績を報告すること。 ■④の条件:県の里親制度等の研修を終了している者又は同等以上の農業技術を有する者で、市内に住居を有し、事業終了後3年以上、市内で営農の継続が見込まれる新規就農希望者を研修させること。	小諸市新規就農者承認申請書及び営農計画書による書類・面接審査を行い、適正な農業経営を行える新規就農者であることが認められた者に対し補助金を交付する。 ■補助金額(一世帯あたり) ①新規就農者:1,000,000円(定額) ②農業経営継承者:500,000円(定額) ③農業者の子弟:300,000円(定額) ④農家・集落等就農者育成支援助成事業:一団体あたり400,000円以内(里親期間1年の場合:200,000円、2年の場合:300,000円、4年の場合:400,000円) ■その他 ・補助金の使途は、農業を営む上で必要な経費に限定されること。 ・補助金の支給は、あくまで予算の範囲内での支給であること。	随時	予算の範囲内	農林課農業ブランド振興係 0267-22-1700 内線2222 <a href="http://www.city.komoro.nagano.jp">http://www.city.komoro.nagano.jp</a>	1,4,6,7
佐久市	就農相談会	1ターンやUターン等で佐久管内に定住し、新規就農を考えている方	住宅、農地、営農指導、補助金等の制度について、紹介、支援を実施。	毎月1回	1回につき、5名程度		1
	佐久市新規就農者定着支援事業補助金	(1)就農時の年齢が60歳未満で、就農後3年を経過しない者であること。 (2)独立・自営就農であること(親族の経営体に就農する場合、家族経営協定等で役割が明確化されていること) (3)市税の滞納がないもの (4)市内に住居を有するもの (5)5年以内に認定農業者になる見込みがある者。 (6)人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。	・就農給付金 新規就農者の場合、3年間で計100万円。 農業後継者の場合、3年間で計50万円。	年度ごと	予算の範囲内	農政課 0267-62-3203 <a href="http://www.city.saku.nagano.jp/machizukuri/nogyo/sangyo/sinkshyuunou/shinkshyuunou/shinkisyunosien.html">http://www.city.saku.nagano.jp/machizukuri/nogyo/sangyo/sinkshyuunou/shinkshyuunou/shinkisyunosien.html</a>	4
	農業研修生住宅	(1)農業研修生及び新規就農をしてから1年目の者であること (2)市内に本人または親族の所有する住居が無いこと (3)市税の滞納が無いこと	月額10,000円で住宅を貸与。	年度ごと	3戸		9
小海町	就農相談支援	小海町での就農希望者	就農相談	随時	-		1
	農業用ビニールハウス設置補助	(1)小海町に住所及び農地を有しハウスを設置する農家 (2)小海町直売所へ出荷するため、当該ハウスで農作物を3年以上作付する者	補助率1/2(最大20万円) 新設、又は増設するハウスの資材費及び組み立て労務に要する経費。 新規就農者については、ハウスの他、農業用倉庫・作業場等も対象とする。	年度ごと	予算の範囲内	産業建設課農林係 0267-92-2525	4
	鳥獣被害防止対策事業	(1)小海町に住所を有する農業従事者 (2)町長が認めた農業団体 (3)その他町長が認めた者	資材費の1/2(最大5万円) 小規模型アニマルネット又は電気柵等など町長が指定した取扱店から購入したものを対象とする。	年度ごと	予算の範囲内		9
佐久穂町	新規就農研修センター事業	1 入居できる者 ① 新規に常時農業に従事しようとするおむね40歳以下の者 ② 農業経営に意欲のある者 ③ 入居期間は最長3年 2 研修室を利用できる者 農業経営に意欲のある者	1 居室 1DK(単身用) 2部屋 10,000円/月 2DK(世帯用) 2部屋 20,000円/月 2 研修室 2,000円/回(夏期) 3,000円/回(冬期)	-	4部屋	産業振興課農政係 0267-86-2529 <a href="http://www.town.sakuho.nagano.jp/">http://www.town.sakuho.nagano.jp/</a>	4
	新規就農者支援事業補助金	次の条件をすべて満たす者 1 佐久穂町内に居住 2 認定農業者 3 18歳以上55歳未満 4 農業次世代人材投資事業(経営開始型)を受けていない、又は受ける見込みがない。 5 5年以上営農の継続が確実	補助金50万円を交付する。 (使途は営農の経費、1人1回に限る、就農後2年以内に申請)	-	-		4
南相木村	南相木村農林振興対策事業補助金交付要綱に基づく助成	南相木村に住居を有し、村内で農業を営む者	・ほ場整備事業(補助率1/3) ・産業振興資金利子補給事業(審議会にて決定) ・有害鳥獣電気捕獲補助事業 ・農業用廃プラスチック処理助成 ・ビニールハウス購入補助(補助率1/3)	年度ごと	予算の範囲内	振興課 0267-78-2121 <a href="http://www.minamiaki.jp/">www.minamiaki.jp/</a>	4,7
	新規就農者向け農地賃貸借料助成事業	・認定新規就農者 ・農地法に基づき、5年以上の農地賃貸借契約をした者	・農地の賃借料を助成。1/2以内、単年度85千円上限。 ・助成は就農から2年間	随時	予算の範囲内		4
北相木村	北相木村農林振興対策事業補助金交付要綱に基づく助成	北相木村に住居を有し、村内で農業を営む者	・ほ場整備事業(補助率1/3) ・パイプハウス設置事業(補助率1/3) ・農機具倉庫設置事業(補助率1/3) ・防護柵設置事業(補助率1/3) ※上記事業について、新規就農から5年以内 に実施する場合は補助率1/2 ・農業近代化資金利子補給事業(2%以内)	随時	予算の範囲内	経済建設課 0267-77-2111	4,7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
軽井沢町	就農相談支援	軽井沢町での就農希望者	就農相談	随時	—	軽井沢町役場 観光経済課 農林振興係 0267-45-8572	1
御代田町	就農相談支援	御代田町での就農希望者	就農相談	随時	—	御代田町 産業経済課 農政係 0267-32-3113	1
立科町	遊休荒廃農地復旧対策事業	農業者等が耕作の権限を有するおおむね10アール以上の立科町の区域内の遊休農地等で次の要件を満たす事業。 (1) おおむね5年以上継続して耕作することが確実と認められるもの。 (2) 当該農地の実情に即した適正な価格により算出した事業費であるもの。	遊休農地等を将来とも農地として有効利用するために要する経費の1/2以内。ただし、総事業費は、10アール当たり140,000円を限度とする。	年度ごと	予算の範囲内	農林課農林係 0267-88-8408	9
	立科町鳥獣被害防止施設設置事業	立科町の区域内の農地。	鳥獣被害の防止のために農業者等が設置する次に掲げる資材等の購入に要する経費の1/3以内。 ただし、総事業費は、300,000円を限度とし、長野県農業共済組合の助成金を受けられる場合は対象としない。 (1) 電気柵 バッテリー含む (2) 防除柵 柵、ネット、トタン等で鳥獣の侵入を防ぐものをいう。 (3) 音響設備 音又は、音波で専ら鳥獣からの被害を防止するために開発された機器。ただし、爆音機は除く。	年度ごと	予算の範囲内		9
	農業用ビニールパイプハウス設置事業	立科町の区域内。同一事業主体による申請は、同一年度内において1申請を限度とする。	農作物の出荷を目的とした農業用ビニールパイプハウス類(育苗ハウスを除く。)を設置するために要する資材の購入に要する経費の1/3以内。 ただし、総事業費は、600,000円を限度とし、JA佐久浅間等から助成がある場合は補助残を対象経費とする。	年度ごと	予算の範囲内		4
	果樹園地経営安定推進事業	立科町内に住所を有する農家。	果樹共済の掛金(農家負担額)の1/4以内。	年度ごと	予算の範囲内		4
	りんご苗木購入助成事業	立科町に住所を有する農業者又は、町内に事業所を有する農業法人。	果実の販売を目的として実施するりんごの苗木の購入に要する経費の1/3以内。ただし、JA佐久浅間等から助成がある場合は補助残を対象経費とする。	年度ごと	予算の範囲内		4
	ワイン用ぶどう栽培奨励事業	立科町の区域内の農地。	ワイン用ぶどうを栽培するための苗木の購入及びトレリスの設置に要する経費の1/2以内。	年度ごと	予算の範囲内		4
上田市	上田市担い手農家育成定着支援事業	○新規就農者 認定新規就農者 ○農業後継者 主として農業で生計を立てている世帯の後継者として3親等内の親族の農業経営継承後3年以内、継承時55歳未満の認定農業者かつ経営継承時期が記載された家族経営協定を締結しているか法人の役員になっていること	○スタートアップ支援事業 農業生産資材購入費用を対象に補助率1/2以内、200万円を限度に補助 ○家賃支援事業 賃貸戸建て住宅の家賃を補助率1/2以内、月額5万円(子育て世帯は月額10万円)を36ヶ月を限度に補助。	随時	—	上田市農政課 0268-23-5122 <a href="http://www.city.ueda.nagano.jp/nosei/index.html">http://www.city.ueda.nagano.jp/nosei/index.html</a>	9
東御市	新規就農確保育成事業	●農業経営に意欲を持ち、東御市内へ就農を希望する者 ●研修実施農家に通勤可能な者 また、東御市就農トレーニングセンター条例に、農業経営に意欲的で、現実的な営農計画を持ち、農業の担い手として市の農業農村の活性化に貢献が期待できる者であって、市税等を滞納していないものとする。 とあるため認定新規就農者となる必要がある。 ○東御市新規就農等補助金交付要綱に基づく助成	○制度資金に関する相談窓口 ○就農トレーニングセンター(就農住宅含む)の設置 東御市就農トレーニングセンター条例に規定【利用の条件】 センターを利用できる者は、東御市に就農を希望する者のうち、農業経営に意欲的で、現実的な営農計画を持ち、農業の担い手として市の農業農村の活性化に貢献が期待できる者であって、市税等を滞納していないものとする。(現実的な営農計画を持つということから認定新規就農者となる必要がある) ○東御市新規就農等補助金交付要綱に基づく助成	随時(要相談)	—	東御市農林課 0268-64-0535 <a href="http://www.city.tomi.nagano.jp/category/nougyou/101883.html">http://www.city.tomi.nagano.jp/category/nougyou/101883.html</a>	1,2,4,6,7,8
茅野市	茅野市農業研修者育成支援事業	市内に住所を有する55歳未満の者で、通算して1年以上受け、当該研修を終了後、速やかに市内で就農し、認定農業者又は認定新規就農者の認定を受け、5年以上農業に従事する者	研修期間中月2万円を給付	年度ごと	予算の範囲内	産業経済部農業支援センター (0266) 72-2101(内404) <a href="https://www.city.chino.lg.jp/life/3/24/134/">https://www.city.chino.lg.jp/life/3/24/134/</a>	3
	茅野市農業担い手育成支援事業	市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者のうち、前年度の農作物等の販売額が、2百万円以上であり、市税の滞納が無い者 農業用機械又は農業用施設の導入支援(新品、税抜50万円以上、市内業者購入)	農業用機械又は農業用施設の導入支援(新品、税抜50万円以上、市内業者購入) 補助金交付上限額は、1,000,000円	年度ごと	予算の範囲内		4
富士見町	新規後継者支援事業	○支援対象者・条件 ・新規農業後継者で年齢が66歳未満の者 ・町内に住所がある者 ・親元就農時に親が担い手であること ・就農の家族同意がある者 ・事業終了後5年以上町内で営農を継続する者 有識者の審査に合格したもの ※詳細は町担当者に要確認	補助額 1世帯月額50,000円以内	年度内	若干名	産業課 営農推進係 0266-62-9328 <a href="http://www.town.fujimi.lg.jp/page/sa03-02.html">http://www.town.fujimi.lg.jp/page/sa03-02.html</a>	1,4
	新規就農者支援事業(定年帰農者)	○支援対象者・条件 ・定年退職後1年以内に就農し、認定農業者の認定を受けた者 ・年齢が66歳未満の者 ・町内に住所がある者 ・事業終了後5年以上町内で営農を継続する者 有識者の審査に合格したもの ※詳細は町担当者に要確認	補助額 1世帯月額50,000円以内	年度内	若干名		1,4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
原村	原村農業後継者育成事業	認定農業者の後継者として、交付要綱に定める要件を満たし(年齢等)、農業経営継承後に認定農業者となった者。	・補助金交付 200,000円(一回のみ)	随時	予算の範囲内	農林課 農政係 (0266)79-7931 http://www.vill.hara.nagano.jp/www/index.jsp	9
伊那市	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	市役所農政課 0265-78-4111(代表)	1.2,3
	伊那市短期農業研修生助成事業	農業大学校及び農業専門学校の学生で、学校の推薦があるもの	以下の経費及び助成金の交付(限度額8万円) ①居所から伊那市までの往復の交通費 ②短期農業研修中の伊那市内における宿泊費 ③短期農業研修中の伊那市内における交通費	随時	若干名		1.3
駒ヶ根市	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	市役所農林課 0265-83-2111(代表)	1.2,3
	駒ヶ根市新規就業準備校	将来農業に就こうと考えている人、移住して家庭菜園をしたい人、農業に興味・関心のある人	週末(土曜日)を利用した農作業体験。年4回(露地野菜の定植、収穫、果樹や花卉の作業体験。先輩農業者との交流など)	随時募集 中、定員になり次第締め切り	若干名		1.9
辰野町	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	産業振興課 0266-41-1111(代表)	1.2,3
箕輪町	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	町役場産業振興課 0265-79-3111(代表) http://www.town.minowa.lg.jp/	1.2,3
	新規就農者住居費補助制度	支援対象者: 町外から転入し、町内において農業経営開始から3年以内、かつ、農業経営開始時の年齢が60歳未満の方	補助額:住居費の1/2 ※上限月額15,000円	—	—		9
	①空き家片付け事業補助制度 ②空き家改修費等補助制度 ③若者世帯定住支援制度	①支援対象者: 空き家バンクを利用して空き家の売買又は賃貸借の締結をした方で、2年以上居住しようとする方 ②支援対象者: 定住する目的で、町内の空き家に入居する方、改修等した空き家に2年以上居住する方 ③支援対象者: 町外に5年以上居住していたもので、町外から転入または町内に居住して3年以内夫婦のいずれかが40歳未満の若者世帯またはひとり親世帯の親が40歳未満の若者世帯 取得した家に5年以上居住する方 対象となる建物: 取得価格税込350万円以上の住宅 かつ、居住部分の床面積が50㎡を超えるもの	①対象となる経費: 空き家の片付けに係る費用 ※国、県又は町のほかの制度の補助、融資等の対象となる費用がある場合は、その対象費用部分を除いた額を片付けに係る費用とする。 補助額:上限100,000円(補助率1/1) ②対象となる経費: 空き家の改修に係る費用 給排水設備工事に係る費用 家財道具の引っ越し費用 ※国、県または町の他の制度の補助、融資等の対象となるものは除く 補助額:上限400,000円(補助率1/2) ③対象となる経費: 新築住宅は工事費用 建売・中古住宅は購入費用 補助額: 基本交付額:400,000円 加算額1つにつき:100,000円 加算事項 子育て加算、転入加算、公共共済設置加算 転入加算対象者は更に女性加算・新増加算・Uターン加算	—	若干名		8
飯島町	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	産業振興課 0265-86-3111(代表)	1.2,3
	飯島町住宅取得支援事業	支援対象者: 町外に居住していたもので、町外から転入または町内に居住して3年以内に住宅を取得した方 小学生以下の子どもがいる世帯または夫婦共に40歳未満の世帯 または父母が40歳未満のひとり親世帯 取得した家に5年以上居住する方 対象となる建物: 取得価格税込100万円以上の住宅 かつ自治会組織に加入、住宅取得後90日以内に申請	・1ターン者 50万円 ・Uターン者 30万円 ・上記以外(50歳未満の世帯) 町内業者から取得 20万円 町外業者から取得 10万円	—	—	地域創造課 0265-86-3111(代表)	8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
南箕輪村	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	村役場産業課 0265-72-2104(代表)	1.2,3
	①空き家片付け事業補助制度 ②空き家改修費等補助制度	①支援対象者: 空き家バンクを利用して空き家を購入または借主となる方 購入、賃借した空き家に3年以上居住する方 ②支援対象者: 空き家バンクを利用して空き家を購入または借主となる方 購入、賃借した空き家に3年以上居住する方	①対象となる経費: 空き家の片付けに係る費用 ※上限100,000円 ②対象となる経費: 空き家の改修にかかる費用等 ※補助額:改修に関する費用の1/2 ※上限500,000円	随時	—		8
中川村	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	村役場産業振興課 0265-88-3001(代表)	1.2,3
	中川村新規就農者育成事業	支援対象者 ①1ターン・Uターン等で農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～40歳で、将来中川村での就農を目指す者 ③将来、中川村に居住し、地域活動や生産組合等へ積極的に参加する意志のある者	里親農家での(長野県新規就農里親制度)の2年間の研修実施 家賃補助(家賃の半額を研修中2年間、就業後1年間補助:上限3万円)	10月頃締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名		1.2,6,7,8
宮田村	JA上伊那農業インターン制度	支援対象者 ①JA上伊那管内の組合員農家の後継者、1ターン・Uターンで農業で新規参入する者 ②年齢は概ね18～50歳でJA上伊那管内で農業をすることが確実と見込まれ、地域の住民になる者 ③研修終了後10年以上農業を継続するもの	研修手当の支給(R3年度15万円/月) 農作業及び出荷流通などの体験、栽培技術の習得、就業支援情報の提供	10月締切、審査決定すれば翌年4月研修開始	若干名	村役場産業振興推進室 0265-85-5864	1.2,3
	空き家バンク制度 空き家等改修補助制度	支援対象者 村内にある空き家を買いたい・借りたい者	空き家のあつせん 空き家バンク登録物件の改修にかかる補助制度(上限60万円)	随時	—	村役場みらい創造課 0265-85-3181	8
	輝く子育て応援事業	支援対象者 新たに住居を取得し、引き続き10年以上居住の意志を有する者で、9歳以下の子どもを養育している父母、又は夫婦の年齢の合計が80歳以下の者	当該年度における固定資産税相当額(最長5年)を補助	随時	—	村教育委員会子ども室 0265-85-4128	
	新規就農支援事業補助金	支援対象者 宮田村に住居を有する者で、村内で農業を営む者であって、村税等の滞納がなく、以下のいずれかの要件を満たす者 ・次世代人材投資資金準備型を終了後就業 ・農業インターン研修制度を終了後就業 ・市町村、県、農業団体が実施する研修等を受けた後就業 ・専ら農業で生計を維持することを目的に経営を承継する予定の後継者で50歳未満の者	1世帯あたり20万円の補助金を交付	随時	—	村役場産業振興推進室 0265-85-5864	4
飯田市	○新規就農者支援事業補助金	飯田市内に住居を有し研修終了後3年間飯田市内で営農を継続する見込みである者 ※①、④、⑤のイについては農業次世代人材投資資金の交付を受けていない者 ※補助金交付後、原則3年以上飯田市内での営農を継続する見込みである者。	① 研修費助成金 県の里親研修を受ける認定新規就農者を目指す者に月額4万円 ② 新規就農者就業時支援 農業経営を開始した認定新規就農者に一人一回35万円(一定以上農作業に従事する配偶者と共に就業した場合は45万円) ③ 農業後継者就業時支援 農家の後継者が就業した際、一人一回10万円 ④ 農地賃借料助成金 就業後の3年間、年額85,000円以内(②交付済の方) ⑤ 住居費助成金 ア)里親研修等の農業研修開始から2年間、月額2万円以内 イ)就業後の3年間、月額1万円以内(②交付済の方)	通年	—	飯田市農業振興センター 0265-21-3217 <a href="http://www.city.iida.lg.jp/">http://www.city.iida.lg.jp/</a>	1.3,4,7,8,9
	○あぐりチャレンジ資金	飯田市内に住居を有し、条件に該当する者若しくは農業法人	市とJAの融資審査を経た新規就農者等に対し、限度額500万円以内を農業資金として融資。(最大10年償還で5年間は無利子)				

支援分野の内容は、1. 就業相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
松川町	○移住体験住宅	・町内へ移住及び定住希望の方、農業体験等	・町内へ移住及び定住希望の方、農業体験等に利用できます・2泊～最長29泊まで ・1棟1泊1,000円(滞在人数不問)	通年	—	営農支援センター 0265-34-7066 http://www.matsukawa-town.jp/cms-sypher/www/search/result.jsp	1,2,3,4,7,8,9
	○移住促進住宅	・町内へ移住及び定住希望の方が利用できます	・入居することができる期間は3年間 ・家賃月額20,000円				
	○若者定住住宅取得祝い金	45歳以下の方が町内に住宅を取得した場合	1戸あたり10万円(マークギフトカード)をお祝い金として交付				
	○住宅リフォーム補助金制度	—	住宅リフォーム工事費用の10%を補助、上限額10万円(マークギフトカード)まで				
	○果樹農業研修制度	・松川町での就農を目指す者	・3年後の松川町での就農を目指し、地域おこし協力隊員として果樹農業研修 ・協力隊員任期中、住宅家賃、研修に要する経費、報酬を支給				
	○仲間づくり支援	・町内の青年農業者等	若手農業者グループ「若武者」「MATSUKAWA農業女子」「新・みらい塾」				
高森町	○移住前支援	特に制限なし	日帰り市民農園 45㎡～55㎡/区画 年額:1,500円	通年	—	営農支援センター 0265-35-3044 http://www.town.nagano-takamori.lg.jp/jigyo/5/1/index.html	1,7,8,9
	○就農支援	以下のどれかが当てはまる者 ①高森町内に住所を有する ②高森町で農業を営む ③高森町内に勤務している	・農業用機械貸し出し事業 管理機・草刈機等10種の機械を有償貸し出し ・農地及び空き家の斡旋 ・営農(技術・経営)相談				
	○耕作放棄地再生事業	耕作放棄地の解消及び有効利用を図る者	・3年以上使用する場合に、10aあたり100,000円以内の補助				
阿南町	○住宅新築事業等補助金	町内の農業者	① 住宅新築事業補助金 新築費用が1,000万円以上の場合、100万円(町内業者に発注した場合50万円上乘せ) ② 住宅リフォーム事業補助金 リフォーム費用が20万円以上の場合、それに要する費用の20%補助(上限20万円) ③ 空き家利用促進事業補助金 5年以上町外に居住したUターン者へ住環境の整備を対象に、補助対象経費の1/2(限度額100万円)を補助	—	—	振興課 0260-22-4055 http://www.town.anan.nagano.jp/	1,2,3,4,7,8,9
	○新規就農研修給付金		国(農業次世代人材投資事業)等の対象者で、新規就農に向けた研修を受ける者に、月額4万円(上限2年間)を助成				
	○農業機械等導入事業補助金		認定新規就農者等が新たに農業に参画するために購入する機械等への補助 補助対象経費100万円以上で、この経費の2/3以内(上限500万円)を補助				
	○農業機械導入補助金		町内で農業経営を行っており且つ、出荷実績がある農業者への補助。 機械導入にかかる事業費の10/6を補助。(上限50万円)				
	○農業用パイプハウス購入補助		事業費の50%以内の補助(上限100万円)				
	○大豆の出荷販売への補助		出荷者へキログラム当たり200円～450円の補助				
	○農地流動化促進事業		農地を借り受けた農業者への奨励金。10a当たり10,000円				
	○遊休荒廃地活性化対策事業		遊休農地の解消をはかる草刈り、起耕等に要する経費に対し、10aあたり3万円以内の補助				
阿智村	○新規就農者支援事業(就農に必要な資金の貸付)	村内に住居を設け居住する者で、新規に就農し3年以内に認定就農者になろうとする45才以下の者。	貸付限度額:150万円以内	—	—	建設農林課政係 0265-43-2220 http://www.vill.achi.nagano.jp/	1,2,3,4,7,8,9
	○就農準備支援事業(住宅料の一部を補助)	①村内で就農するために研修を受ける43歳以下の者。	①助成金:上限月2万円 2分の1以内 最大2年間 ※国の農業次世代人材投資資金準備型を受給する者				
	○農業研修住宅	阿智村内で就農を目指す者	村内で就農を目的として研修する者の住宅支援				
	○農産物生産推進事業(きゅうり、アスパラ、他振興作物)	有機活用農業振興委員で新規栽培農	助成金:ハウス資材、支柱等資材、種苗代等への補助(1/2以内100万円以下) 阿智村産完熟堆肥の一部補助				
	○特産品産地形成振興事業(大豆・そば・加エトマト、菊芋、にんにく等)	村の指定する振興作物を村が指定した業者へ出荷した者	助成金:種苗代1/2以内の補助、価格補てん、コンバイン使用料補助				
	○遊休荒廃農地復活支援事業	農地復活を行う者	助成金:10aあたり10万円補助。※5年以上耕作すること				
平谷村	○農業用機械貸し出し事業	村内の農地を管理する者	トラクター、管理機、マルチャーを有償で貸し出す。各1日1,000円(半日500円)	—	—	産業建設課 0265-48-2211 http://www.vill.hiraya.nagano.jp	1,4,8,9
	○住宅新増築補助金	新築50歳以下、増築60歳以下。村内に居住する者。	①住宅新築補助 100㎡以上の新築の場合100万円 ②住宅増築補助 20㎡以上の増築の場合25万円				

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
根羽村	○若者定住祝金	概ね40歳以下	夫婦の場合20万円、単身の場合10万円 子供(15歳未満1人につき)5万円を支給	—	—	振興課 0265-49-2111 <a href="http://www.nebamurajp/">http://www.nebamurajp/</a>	1.8.9
	○就業祝金	1 年齢 16歳以上 40歳以下 2 学校卒業後1年以内に村内に居住し、就業した者(農業に限定せず) 3 就業して1年経過後50%3年経過後50%を支給	10万円(16歳以上40歳以下、新規学卒1年以内に居住し就業した者 就業して1年経過後50% 3年経過後50%				
	○住宅用地取得補助金	1 16歳以上50歳以下 2 村内に住民票がある者 3 自分の土地であること 4 用地取得後の3年以内に住宅を建てること。	取得費(消費税は除く)の10%以内(上限100万円)				
	○起業補助金	1 年齢16歳以上50歳以下(夫婦にあつては当事者の一方が該当すれば可) 2 地域の需要や雇用を支える事業を興すと村長が認める起業家とする 3 必要経費は企業のために必要な施設(店舗及び事務所等)とその土地取得費及び必要な機材 4 就業祝金は対象外とする 5 他の起業補助金を受けたものは除く	必要経費の10%以内(上限150万円 下限10万円)				
下條村	○若者定住促進事業	年齢上限45歳・農業分野に限らず	①住宅新築補助 1000万円以上の工事費の10%以内を補助(限度額100万円) ②住宅増改築・中古住宅取得補助 工事費または取得費の10%以内を補助(限度額50万円)	—	—	振興課経済係 0260-27-2311 <a href="http://www.vill—shimojo.jp/">http://www.vill—shimojo.jp/</a>	1.4.7.8.9
	○農業用パイプハウス購入補助	村内に居住する者	○事業費の25%以内を補助(限度額10万円)				
	○定住促進住宅用地取得等補助金	(農業に限定せず)	45歳未満で下條村に定住するために住宅用地の購入(中古物件含)、造成を行う方に購入・造成費用の2分の1を補助				
	○空家・空き店舗活用事業補助金	(農業分野に限定しない)	村内の空家、空き店舗(1000㎡未満)を活用し、企業し恒久的に事業を行う者に対し、工事費の2分の1を補助				
	○農地流動化促進事業	10a以上利用件設定の場合	農地を借りて耕作する人に奨励金を交付(新規就農者に限定せず)				
	○移住奨励支度金	(農業に限定せず)55歳以下で飯田下伊那郡外からの移住者	20万円				
	○若者新規就職応援補助	30歳未満の新卒者で、卒業後4～6月以内に就職、就農、起業する者。就農の場合は認定新規就農者になることが要件。	10万円				
売木村	○村内の生産者の新規事業・新技術・規模拡大等を支援するための無利子資金融資	村内に居住する者	個人の場合は100万円以内で5年以内に償還	—	—	産業課 0260-28-2311 <a href="http://www.urugijp/">http://www.urugijp/</a>	1.7.8.9
	○農地流動化促進事業	農地を借り受けた農業者への奨励金。	10a以上の農地を耕作する農業者を対象に、10a当たり8,500円以内				
	○U・ターン助成金	40歳以下で、引き続き1年以上居住して永住の意思がある方が対象。	夫婦20万円、子ども1人当たり15歳未満5万円、15歳以上1万5千円、単身10万円				
	○住宅新築事業等補助金	65歳未満、夫婦の場合は片方が65歳未満、村に永住する者	住宅の新築、増築、取得、土地の取得、造成に係る費用1,000万円以上に対し、100万円を補助				
	○住宅リフォーム補助金	村内の施工業者による施行、住宅の居住者かつ所有者による申請であること	20万円以上の住宅リフォームに要する工事費に対し20%を補助(限度額20万円)				
	○空き家対策事業補助金	20歳以上で5年以上村内に居住している者。または住所を所有している者。または5年以上定住する意思のある者。	・空き家活用事業 空き家の家財等の搬出や清掃を行う費用に対し、50%を補助(限度額20万円) ・空き家改修事業 空き家の改修費用に対し、20%を補助(限度額20万円) ・老朽空き家対策事業 危険空き家の撤去及び清掃等を行う費用に対し、80%を補助(限度額50万円)				
天龍村	○定住促進事業	年齢60歳以下・農業分野に限らず	①【住宅新築補助】上限200万円 ②【住宅増改築】上限100万円 ③【空き家取得】上限100万円 ④【住宅用地取得】取得費の100%以内(上限100万円)を補助(①②③と併用可) ⑤【U・ターン助成金】夫婦の場合10万円、単身の場合5万円、18歳以下の方は1人につき2万円を補助(このほかに、就業先等の条件を満たした場合には、別に5万円支給) *①～③については、申請者の年齢により補助率が異なります。	—	—	地域振興課 0260-32-2001 <a href="http://www.vill.tenryu.jp/">http://www.vill.tenryu.jp/</a>	8.9
	○その他 ①住宅新築・リフォーム補助金 ②空き家片づけ事業補助金	農業分野に限らず	①事業費20万円以上のうち25%(上限20万円)を補助 ②空き家バンク登録物件の片付け費用等について事業費の100%以内、最大20万円を補助				
泰阜村	○若者定住促進事業	年齢上限45歳	①住宅増改築補助金 定額80万円 ②住宅用地取得補助金 取得価額の100分の50以内、限度額100万円	—	—	振興課農村振興係 0260-26-2111 <a href="http://vill.yasuoka.nagano.jp/">http://vill.yasuoka.nagano.jp/</a>	1.8.9
	○農業振興資金	村内在住で107アールの農地について耕作している者。 農業者の組織する団体	貸付対象事業・生産者盤確立事業、村・農協政策普及推進事業、特認事業 貸付条件:最低貸付額 10万円、貸付限度額 一般(個人)200万円以内、一般(団体)特認300万円以内				
	○農業後継者育成対策事業	村長が認める農業後継者	県の新規就農里親活動支援研修制度に準ずる金額				

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
喬木村	○新規就農者支援	村内で農業研修を行う研修生及びその指導者への支援 JAが行う就農研修の指導者への支援	・研修終了時に研修生へ25万円(法人雇用及び長野県新規就農里親研修を除く) ・研修終了時に指導者へ50万円 *研修とは、喬木村により青年就農計画が認定された研修、JAが行う就農研修をいう ②農地及び空家(住居)の斡旋 ③営農(技術・経営)相談 ④新規就農者住宅支援 ・新規就農者が村内の住宅を賃貸借する場合の経費助成 月額10,000円 研修中の2年間と研修終了後の1年間 *認定就農者の資格を有し、研修終了後、村内に定住し、村内の農地を耕作すること。賃料が月額3万円以上の住宅であること。	—	—	産業振興課農政係 0265-33-5126 http://www.vill.takagi.nagano.jp/	1,3,4,6,7,8,9
豊丘村	○新規就農者支援事業	認定新規就農者としての認定が必要	・里親研修支援金 10万円(研修開始から3ヶ月後) ・就農支援金 20万円(就農時支給) ・住宅支援金 12万円(1万円×12ヶ月×1人。家賃から25,000円を控除した額を月額1万円を上限に補助する) ・げんき農業支援金 上限100万円営農のための施設・機械整備、種苗購入費等の費用に事業費の1/2を補助する。 ・里親農家支援金 20万円(里親研修終了時に、里親に支給)	—	—	産業建設課 0265-35-2520 http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp/	1,3,4,6,7,8,9
	○農地及び空家(住居)の斡旋	農業分野に限らず	希望者と所有者のマッチングの補助、農業委員会の補助支援	—	—		
	○営農(技術・経営)相談	特に制限なし	相談窓口として、農協技術員や支援センターと協力して対応を行う。	—	—		
大鹿村	○ターン・ウターン助成事業	年齢上限45歳・農業分野に限らず	①住宅新築補助金:建築費の1/3、限度額150万円(村内業者)、100万円(村外業者) ①住宅用地取得補助金:取得価額の1/3以内、限度額60万円 ②住宅改築補助金:工事費の1/2以内、上限60万円(村内業者)、50万円(村外業者)(工事費20万円以上)	—	—	産業建設課 0265-39-2001 http://www.vill.looshika.nagano.jp/	1,8,9
	○遊休農地等活用支援事業:	農地所有資格法人又は3人以上で構成された組織が、5年以上継続して行う遊休農地対策事業に対し補助。	・遊休農地等活用事業 1アールにつき1,150円以内。 ・援農事業補助 農作業受託実績により作業料の一部を補助。 ・農地賃借料補助 支払実績の1/2補助。	—	—		7
JAみなみ信州	○新規就農支援金	50歳以下の農家後継者。50歳以下の非農家出身の新規参入就農者。正組合員である。新規就農者登録されている。部会に属し、組合出荷している。	新規就農者がJAから購入した購買品(種苗、肥料、農薬等、農業機械は3万円未満)の利用総額に対し2/3を対象限度として就農支援金を交付。 支援限度額:後継就農者・新規参入就農者ともに一律 10万円以内	—	—	営農企画課 0265-52-6644 http://www.ja-mis.ijian.or.jp/	1,2,4,9
木曾町	○担い手育成研修補助金	・農業経営に意欲を持ち、木曾町での就農を希望する者	・短期研修 町内の経営体で短期研修する場合に、居住地から町への交通費及び宿泊費を補助 補助率10/10以内 限度額6万円 ・長期研修 本格的に農業を目指したい方には、開田高原就農トレーニングハウスが利用できます。単身用10,000円/月～	—	—	建設農林課 0264-22-4286 https://www.town-kiso.com/kurashi/hoyokin1/100317/	2,3
	○担い手確保育成支援補助金	・認定農業者の後継者及び新規就農者(認定農業者を目指す者) ・5年以上就農意思のある者	担い手支援補助金 就農初年度 50万円/年 2～5年目 30万円/年	随時	—		9
	○農業機械及び農業施設等補助金	・農業施設や加工設備等を整備する経費(50万円以上) ・認定農業者含む3名以上の団体での共同使用	・補助率2/3以内 限度額120万円 (条件により補助率等定めあり)	随時	—		4
	○農業振興団体活動支援補助金	・遊休農地等を活用する活動に取り組む経費 ①2名以上の団体 ②認定農業者又は認定新規就農者	①補助率1/2以内 限度額20万円 ②補助率10/10以内 限度額5万円	随時	—		9
木祖村	木祖村農業担い手確保育成事業 研修生生活支援	将来、木祖村に居住して農業経営(繁殖和牛経営、白菜栽培経営等)を行う意欲のある者で、以下の条件を満たす者。 ・「就農」とは30アール以上の農地について、利用権の設定等を受け、農業経営を営むことをいう。 ・村内に居住していること、又は居住する予定があること。 ・研修終了後、3年以上継続して就農できること。 ・平均以上の農業経営を目指す意欲及び能力を有すること。 ・研修中から、地域の行事等(地域自治協議会への参加、消防団への参加など)に参加して、地域住民と協働できる者。	原則として2年間、村内の里親農業者のもとで研修を行い、3年後には独立就農して頂くため、以下の支援を行う。 ・当初から、どのような経営を目指すのか、「就農計画」を立てながら研修を進め、長野県の「認定就農者」の取得を目指す。具体的には、必要資産の検討、資金借り入れ、国庫村の補助事業の活用等についてサポートする。 ・木曾農業農村支援センターや農業協同組合と連携し、定期的なミーティングを行い、就農研修や就農に向けた相談・助言を行う。 ・研修期間中2年、経営開始後5年、最長7年間家賃免除。 ・農地は村で手配し、就農後の居住地については当事者と相談しながら手配する。 ・研修生1名当り月額25,000円を限度に支給する。 ・国の農業次世代人材投資資金交付制度を活用できるよう支援する。	現在相談のみ受け付けている	若干名	産業振興課 0264-36-2001 http://www.vill.kiso.nagano.jp/	1,2,3,4,7,8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
松本市	松本新規就農者育成対策事業	以下の条件をすべて満たす者 ○松本市内に居住、または研修開始時に松本市に居住していること ○概ね60歳以下の、健康で中核的農業者となり得る者 ○原則として農家子弟でない者 ○研修終了後直ちに松本市内で就農し、3年以上農業経営を継続できる者 ○農業次世代人材投資資金準備型との重複申請は不可	研修期間：3年 研修場所：市内の農地を協議会が借上げ、研修生が専属で耕作 研修内容：JA松本ハイランドの指導の下でJA推奨作物(りんご、ぶどう、すいか、セルリ、施設野菜など)の栽培を行う。 支援内容：営農生活資金7万円/月の支給 研修用農地借上げ料を協議会が負担 最低限必要な農業機械の無償貸与 研修終了後に貸与機械を取得額の1/7で払い下げ 果樹苗木購入費1/2補助 施設園芸ハウス建設費1/5補助(上限20万円)	8月1日～8月31日	3名程度	農政課担い手担当 (運営：松本新規就農者育成対策事業運営協議会) 0263-34-3222 <a href="http://www.city.matsumoto.nagano.jp/">http://www.city.matsumoto.nagano.jp/</a>	1,2,3,4
	新規就農者支援事業	以下の条件をすべて満たす者 ○松本市内に居住する者 ○主業農家の子弟、または主業農家を旨として新規参入した者 ○就農後3年を経過していない者 ○認定農業者でない者 ○市税全般を滞納していない者	内容：農業機械等の取得費用の一部を補助 対象：1件50万円以上の農業機械又は農業用施設(中古機械も対象) 補助率：1/2以内、上限50万円	4月～翌年1月(予算枠に達し次第終了)	6名程度	農政課 0263-34-3222 <a href="http://www.city.matsumoto.nagano.jp/">http://www.city.matsumoto.nagano.jp/</a>	4
塩尻市	新規就農者就農支援金給付事業	60歳以下で農業に新規参入する(農家子弟を除く)、次の全てに該当する者 ○長野県の新規就農親研修者もしくは会長が認める農業法人で研修を受けるものを受ける者 ○塩尻市内に居住か居住予定の者 ○国等の類似する補助(県担い手基金の研修支援を除く)を受けない者 ○研修終了後1年以内に塩尻市内で独立就農する者 ○支援後3年以上塩尻市内で独立営農する者	支援内容：就農前後(研修2年、就農1年の連続した3年)に、支援金を給付する。 給付額：7万円/月以内	—	—	塩尻市農林課 0263-52-0818 <a href="mailto:nousei@city.shiojiri.lg.jp">nousei@city.shiojiri.lg.jp</a>	1,3,4
	新規就農者機械導入事業補助金	65歳以下で次に該当する者 ○認定新規就農者、農業後継者又は定年帰農者	内容：塩尻市内で新たに就農するために必要な機械、器具等の購入に要する経費の一部補助 補助率等：経費の1/2以内、認定新規就農者は上限100万円(農業後継者、定年帰農者は上限50万円)	—	—		4
安曇野市	新規就農者住宅の設置	次のいずれかを満たす者 ○安曇野市内で就農して5年以内の者 ○3年以内に安曇野市内で就農することが確実な農業研修者	家賃：月1万5千円 居住期間：最長5年間 その他：3棟設置 空き状況に応じて入居者を募集する	空き状況に応じて	予算の範囲内		8
	親元就農促進事業	認定農業者の2親等内の直系単属又はその配偶者で、次に掲げる要件の全てを満たす者 ○安曇野市内に住所を有し、かつ、安曇野市内において農業経営を行う者 ○年間農業従事日数が200日以上である者 ○就農日における年齢が55歳未満の者	①親元就農支援金交付事業 内容：親元就農者に対し定額の支援金を交付(国の農業次世代人材投資資金の交付を受けたことのある者は対象外) 交付額：年額20万円(最長5年間給付) その他要件等：就農日が平成18年4月以降の者、前年所得が500万円未満で市税等の滞納がない者 ※交付の可否は、関係者による審査会を設け、地域への貢献度等を審査した上で決定 ②親元就農機械等整備支援事業 内容：農業経営に必要な農業機械・施設の取得費用の助成(国庫等補助事業を活用できない場合に限り助成) 補助率：3/10以内(上限100万円) その他要件等：親元就農支援金の条件をすべて満たす者(経営状況に応じて親等の認定農業者を対象とする場合あり)	年度ごと	予算の範囲内	農政課農村振興担当 0263-71-2429 <a href="http://www.city.azumino.nagano.jp">http://www.city.azumino.nagano.jp</a>	4,9
	新規就農者支援事業(住居費助成)	・農業経営に意欲的かつ現実的な営農計画を持ち、農業の担い手として市の農業の活性化に貢献することが期待できる者で、次のいずれかを満たす者 ○安曇野市内で就農して5年以内の者 ○3年以内に安曇野市内で就農することが確実な農業研修者。	・賃借料が月額2万円以上の賃貸住宅に住んでいる場合、月額1万円とし、3年を限度として補助 その他要件等：市税等の滞納がない者	随時	予算の範囲内		8
	新規就農者支援事業(研修費助成)	・将来、市内での就農を考え、農業に興味をもつ市内在住者。	・年に複数回開催される研修の各回の受講費相当額を補助。 ・対象研修 ①農のある暮らし入門研修 ②就農体験研修 その他要件等：市税等の滞納がない者	随時	予算の範囲内		3
麻績村	遊休荒廃農地対策事業補助金	(1)5年以上継続して耕作すること。 (2)当該遊休荒廃農地の存する地区の農業委員が、遊休荒廃農地対策事業として適当な者であると認める者であること。	耕作のための復元に要する経費 40,000円/10a以内 景観作物の作付けのための復元に要する経費 30,000円/10a以内 景観樹木、省力果樹の作付けのための復元に要する経費 20,000円/10a 特に荒廃が著しいと認めるときは、上記の補助金額に30,000円以内の額を加算	年度ごと	予算の範囲内	振興課 0263-67-3001 <a href="http://www.vill.omi.nagano.jp">http://www.vill.omi.nagano.jp</a>	4
	地域おこし協力隊起業支援金	地域おこし協力隊退任後1年以内に村内で就農すること。	100万円以内	地域おこし協力隊退任後1年以内	—	村づくり推進課 0263-67-3001 <a href="http://www.vill.omi.nagano.jp">http://www.vill.omi.nagano.jp</a>	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あつせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
山形村	新規就農者支援事業	・就農時の年齢が50歳未満で農業次世代人材投資事業の対象にならない者 ・平成25年1月以降に就農した者(平成24年度以前に就農した者は対象外) ・村内に居住する者(他の市村に居住し、山形村に作出している者は対象外)	就農支援金30万円	随時	—	産業振興課 0263-98-5664 <a href="https://www.vill.yamagata.nagano.jp/docs/1899.html">https://www.vill.yamagata.nagano.jp/docs/1899.html</a>	4
	農業経営者支援事業	・村内に居住する50歳未満の者で、自己が経営する耕地面積の概ね3分の2以上を村内に有し、現に経営をする農業者の後継者、または新規に就農する者及び新規認定就農者、ただし後継者の場合は新しい作物に取り組む者 ・村内に居住する自己が経営する耕地面積の概ね3分の2以上を村内に有し、農地中間管理事業を通じて50a以上の面積拡大を行なう認定農業者	農業機械及び農業施設の取得に係る費用の1/2を補助する。ただし上限を50万円とする	随時	—	産業振興課 0263-98-5664 <a href="http://www.vill.yamagata.nagano.jp/forms/info/info.aspx?info_id=30833">http://www.vill.yamagata.nagano.jp/forms/info/info.aspx?info_id=30833</a>	4
生坂村	農業公社新規就農研修事業・3研修費用助成	公益財団生坂村農業公社	公益財団生坂村農業公社が実施する新規就農研修事業に対して、事業費を助成する。	—	—	振興課 0263-69-3112	3
朝日村	新規就農者研修受入事業	おおむね45歳までの就農希望者	・露地野菜栽培技術の習得のための研修生の受入支援(45歳まで、最大5名) ・研修終了後は農地、資金等の相談に応じる	11月～2月	若干名	衛農地ホスピタル朝日 0263-99-3072	1.2
筑北村	農地流動化奨励金	・村内に住所を有すること ・農地取得後の耕作面積が40a以上になること (野菜、花卉の栽培の場合は20a以上) ・村内の農家との農地の貸し借り ・農業振興地域内の農用地であること ・3年以上の利用権の設定した農地で1回限り	【交付額】 借り手農家に対して 3年以上6年未満 5,000円/10a 6年以上10年未満 10,000円/10a 10年以上 15,000円/10a	随時	—	産業課 0263-66-2111	7
大町市	就農促進支援事業	就農後1年以内の新規就農者(三親等以内の者が経営する農業を継承する場合を除き、新たに農地を取得又は利用権の設定を受けた者)	営農用の機械及び資材購入に要する経費への補助 営農用機械及び資材購入費の1/2 限度額30万円	—	—	農林水産課 0261-22-0420	4
	就農相談等	市内就農希望者	就農希望等の聞き取りに応じて各関係機関へ連絡し、情報共有	—	—		1
池田町	事業名無し (池田町移住定住推進協議会 就農支援部会として検討中)	町内で就農を希望する方	就農・農地取得・住宅取得についての相談	—	—	池田町営農支援センター 産業振興課 0261-62-3127	1
松川村	就農相談等	就農希望者	就農相談	—	—	経済課農林係 営農支援センター 0261-62-3109 0261-61-1031	1
	松川村農業機械等導入助成事業補助金	認定新規就農者、認定農業者	事業費100万円以上を対象とし、事業費の20%以内で上限50万円	—	—		4
白馬村	就農相談等	就農希望者	就農相談	—	—	農政課農政係 0261-85-0766	1
小谷村	就農相談等	就農希望者	就農相談	—	—	観光振興課農林係 0261-82-2588	1
JA大北	就農相談等	就農希望者	就農相談	—	—	農家対策支援室 0261-22-1842	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
長野市	1 親元就農者支援事業	・長野市により認定を受けた認定農業者の子又は孫※1であること ・転入または退職等※2を伴って、1年以内に就農又は指定研修※3を受ける者であること ・転入または退職等をした日の年齢が45歳未満であること・市内に住所を有し、市内に就農すること ・年間の農業従事日数(指定研修に要する日数含む)が150日以上であること ・国、県等が実施する同様の補助金、交付金、その他の給付金を受けない者であること ※1 子または孫に代わってその配偶者が就農する場合、当該配偶者を子等とみなす ※2 学校卒業から就農までの間に就労実績がない場合は対象外 ※3 指定研修とは、長野県農業大学の各種研修コース、長野県農業里親研修を指す。	助成金額：120万円/年 助成期間：3年間	年1回(7月1日から7月末日)	予算の範囲内		4
	2 農業機械化補助金	1 対象者 認定新規就農者であり、かつ次の各号のいずれかの対象者 (1) 農業次世代人材投資資金(経営開始型)交付対象者 (2) 長野市親元就農者支援事業助成金助成対象者 (3) 市内に就農した農業次世代人材投資資金(準備型)交付対象者 ※園芸の単一経営者は対象外	(1)機械購入金額の1/2以内 (2)最大80万円 1機当たりの金額が20万円以上の農業用途に特化した機械。中古機械にあつては、残存耐用年数が2年以上あり、かつ当該農業機械の新品当時の購入費が1機当たり20万円以上であること。 ※認定新規就農者の認定期間を通算して80万円の補助が可能	随時	予算の範囲内	農業政策課 026-224-5037 http://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/nosei/	4
	3 長野市新規就農者支援事業等里親農業者支援謝金	1 長野県知事による登録を受けた里親農業者であること 2 研修生を受け入れた期間が、農業次世代人材投資事業(準備型)の交付が開始された月から起算して継続して概ね2年間であること。 ※1研修生が市内に住所を有し、研修終了後市内で就農することが確実であるものに限る ※2研修1年目は県で謝金を支払い、研修2年目の謝金を市で支払う。	研修生を受け入れた里親農業者に対し40万円以内	研修2年目終了月の末日まで	予算の範囲内		6
	4 農業体験受入事業	対象者：次のいずれにも該当する方 (1) 長野市内での就農を希望している方 (2) 年齢が18歳以上60歳以下の方 (3) 農業体験に係る傷害保険に加入している方 (他に、自動車の運転ができる方、健康な方等の要件を設けています。) 体験期間 令和3年8月頃～11月頃 (令和4年度は5月頃～11月頃の予定) 体験日数 2日～3日 長野市内の農業者の指導の下、体験を受けていただきます。	支援内容： 長野市外に在住の方が農業体験を受けられる場合、以下の補助制度があります。 (1) 補助対象経費：宿泊費、交通費、傷害保険料、レンタカー代(燃料費は除く) (2) 補助率、補助限度額 補助率10/10、補助限度額2万円以内(通算3回まで)	令和3年7月1日(木)～10月29日(金)予定 (令和4年度は4月～10月の予定)	募集人数38名(予定) (金)予定 (令和4年度は、予算の範囲内での募集予定)		3
須坂市	新規就農者研修給付金	市内に在りて、次のいずれかの研修を1年以上受ける55歳未満の方 1. 長野県農業大学校総合農学科、研修部、実科・研究科や長野県新規就農里親制度に登録している里親農家などで受ける研修 2. 農業後継者が、親元で受ける農業研修(研修時間が年間で概ね1200時間以上) -会社等と常勤の雇用契約を結んでいる場合は対象となりません。 -研修終了後は、 1) 速やかに市内で就農し、 2) 認定農業者または認定新規就農者の認定を受け、 3) 5年以上農業に従事することが条件です。	月2万円を2年間支給 ※農業次世代人材投資資金(準備型)受給者には1万5千円を給付。 ※農業次世代人材投資資金(準備型)が対象にならない者で独立・自営就農を目指し、住居を必要とする方につき8万円を加算 ※農家子弟が実家等で受ける場合も給付	随時(申請した月分から給付します。前月の実績を確認後、翌月支給します。)	予算の範囲内	産業振興部農林課 026-245-1400 内線3412、3414、3415 http://www.city.suzaka.nagano.jp/roudou/nourin/syunou/	1,2,3
	新規就農者支援事業	市の認定新規就農者(家業の農家を継承する者を除く。)で、農地法(昭和27年法律第229号)で定める別段面積以上を今後5年以上継続して耕作しようとする者	就農に必要な機械・器具を購入するための経費の2分の1の額。ただし、1経営体当たり20万円を限度とし、1回限りとなります。	随時	同上		4
千曲市	就農体験研修費助成	市内での就農を予定している者	【内容】市内での就農を予定している者が県農業大学校主催の研修を受講する際の受講料の支援 【補助率等】県農業大学校が定める要領に基づく受講料等(10/10以内)				3
	農業用機械取得費助成	就農後3年を経過しない認定新規就農者	【内容】新規参入者が農業機械等を取得する際の経費の助成 【補助率等】1件50万円以上の農業機械(中古機械含む)1/2以内(上限50万円以内)				4
	農業後継者支援	就農時の年齢が50歳未満で、かつ、農地を活用した農業に年間日数200日以上従事する親元就農者	【内容】親元就農者に対する営農費用の助成 【補助率等】年間25万円(最長5年間)	随時	予算の範囲内	経済部農林課生産振興係 026-273-1111 (内線3282) http://www.city.chikuma.lg.jp/docs/2016052400024/	4
	U・ターン就農者支援	U・ターンにより市内で就農予定の里親研修修了者で、5年以上農業を続け、自ら居住するため住宅(賃金を含む。)を借り受け、家賃を支払う55歳未満の者(農業次世代人材投資資金の交付対象者を除く。)	【内容】U・ターン者に対する生活支援金・住宅支援金の交付 【補助率等】生活支援金月額5万円(最長3年間)、住宅費支援金月額2万円(最長3年間)				4
	荒廃農地解消対策事業	農業者等、実施面積5a(500平方メートル)以上	【内容】荒廃農地を耕作可能にするために要する経費への補助 【補助率等】1/2以内(上限10万円)				7

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県							
市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
坂城町	4・8 新規就農者支援事業	町内に新規就農してから5年以内(概ね65歳未満の方)の方で、認定新規就農者の認定資格者。	【住居助成事業】 新規就農者が町内の賃貸住宅に居住する場合の賃貸料を助成 月額賃貸料の1/2を助成(月額上限2万円) ※空き家バンク登録物件を借りる場合は1/2助成で月額上限3万円 【農機具等購入助成事業】 新規就農者が農業機械及び施設等の購入に対し1回限り助成 単年度で20万円以上の営農上必要な農業機械及び施設など購入額の1/3を助成(ただし、上限20万円・1経営体につき、1回限り)	随時	予算の範囲内(若干名)	商工農林課 農業振興係 0268-75-6207 nougyou@town.sakaki.nagano.jp	4.8
小布施町	新規就農者用住宅の貸与	町外出身者の内、町内在住で里親研修を利用し農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している者、もしくは、受給すると認められる者	家賃:18,000円/月(単身用、家具付き)、30,000円/月(世帯用) 期間:農業次世代人材投資事業(準備型)受給終了まで	随時	単身用2名 世帯用1世帯	産業振興課 026-214-9104 http://www.town.obuse.nagano.jp/site/sinkisyunouweb/	3
	住居費助成事業	町外出身者の内、町内在住で里親研修を利用し農業次世代人材投資事業(準備型)を受給している者、もしくは、受給すると認められる者、または、小布施町から農業次世代人材投資事業(経営開始型)を受給している者	補助率:2/3以内 上限:4万円/月 期間:最長7年間	随時	若干名		3.4
	農地賃借料助成事業	小布施町から農業次世代人材投資事業(経営開始型)を受給している者 ただし、親族から借り受けた農地は対象外 農地の他、土地改良区の負担金や水利等に係る費用も含む	補助率:1/2以内 上限:10万円/年 期間:最長5年間	随時	若干名		4
	共同利用倉庫の貸与	町外出身者で小布施町から農業次世代人材投資事業(経営開始型)を受給している者、または、町長が認めた者	家賃:1,000円/月 期間:農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給終了まで	随時	若干名		4
	物産展等出展経費助成事業	町内に居住する45歳未満の農業次世代人材投資事業(経営開始型)を受給している者に対し、物産展等の出展に要する経費の一部を給付する事業	補助率 10/10以内(一人年間15万円まで) 1 基本額 上限6万円/回 2 車借上代 上限4万円/回	随時	若干名		9
高山村	1、就農者支援事業 ①先進的経営体における研修費助成	概ね55歳未満で、高山村で就農する方	月額20千円以内(2年間限度)	随時	予算の範囲内	産業振興課 農政係 026-214-9268 http://www.vill.takayama.nagano.jp/	2
	②農業機械等賃借料の助成	村が認定する認定新規就農者(見込を含む)	賃借料の2/3(限度額200千円、就農後3年間)				4
	③就農支援金の支給	村が認定する認定新規就農者(見込を含む)	50千円(配偶者も就農した場合は100千円)				4
	④農地賃借料の助成	村が認定する認定新規就農者(見込を含む)	賃借料相当額(限度額85千円、就農後5年間)				4
	⑤農業共済制度の掛金助成	村が認定する認定新規就農者(見込を含む)	掛金の2/3以内(限度額300千円、就農後5年間)				4
	⑥奨学金返還助成	村が認定する認定新規就農者 農業関係の高等学校等を卒業し、奨学金を返還する方	高山村奨学金貸付制度の年間返還額以内(利息分は除く)				4
	2、住環境等整備事業 ①住居費の助成	村が認定する認定新規就農者(見込を含む)	月額10千円(5年間限度)				8
	②住宅修繕費の助成	村が認定する認定新規就農者(見込を含む)	対象経費の1/3以内(限度額100万円)				4
	③転入経費助成	村内の先進的経営体で6ヶ月以上研修を受ける方 研修開始または就農にあたり村内に転入する方	住宅購入または賃貸契約仲介手数料(限度額50千円)				3.4
	④家財運搬経費助成	村内の先進的経営体で6ヶ月以上研修を受ける方 研修開始または就農にあたり村内に転入する方	対象経費の1/2以内(限度額は距離に応じて村長が定めた額)				3.4
3、農業技術研修指導事業 ①農業技術研修指導助成	村が認定する里親農業者	月額10千円以内(2年間限度)	6				
新規就農者住宅(全5棟)	45歳未満 村が認定する認定新規就農者(見込を含む) 同居しようとする配偶者がいる方(婚姻予定を含む)	木造2階建て(2LDK、農業用倉庫(15帖)、駐車場2台) 家賃月額25千円(敷金2ヶ月分)	空室となった場合	—	建設水道課 建設係 026-214-9297	9	
信濃町	新規就農者支援	1 農地賃借料助成 町内に住所を有する新規就農者に対し、利用権設定を行った農地の賃借料を助成 2 家賃補助制度 町内に住所がある者で、40歳以下かつ世帯の総収入が800万円以下の者に補助	1 農地賃借料助成 利用権設定を行った初年度のみ 8,000円以内/10a 2 家賃補助制度 5年間を限度(または41歳まで) 15,000円以内/月	随時	予算の範囲内	産業観光課 026-255-3113 https://www.town.shinano.lg.jp/	1.3.4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
飯綱町	1 農業研修生受け入れ事業	1 農業研修生受け入れ事業 年齢45歳未満の認定就農者で、2年間の研修終了後1年以内に町内において就農し、3年以上飯綱町で就農する者 ※上記以外で研修を希望される方	1 農業研修生受け入れ事業 ・家賃補助(長期研修期間(最大2年間)、月額35,000円を上限) ※短期・中期の研修を希望される場合は、町の宿泊施設を通常より安く利用できる制度あり ※農業次世代人材投資資金との併用不可	随時	予算の範囲内	産業観光課農林係 026-253-4765 <a href="http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/113/index.html">http://www.town.iizuna.nagano.jp/14/113/index.html</a>	1,2,3
	2 新規就農者支援事業	2 新規就農者支援事業 ①新規就農者住宅 ②就農支援金 ・農業後継者就農支援事業(年齢55歳未満で町内にて農業を5年続ける事を確約でき家族経営協定を締結している者) ・親元就農者(農業後継者就農支援事業の条件及び親が認定農業者である者)以下、認定就農者のみ対象 ③農機具・農業用施設整備補助金 ④土壌診断の無料実施	2 新規就農者支援事業 ①倉庫付き戸建て3棟、家賃は月2万円、最長8年間 ②就農支援金 ・農業後継者就農支援事業(年額30万円とし、1年間を限度に支給) ・親元就農者支援事業(年額60万円とし、2年間を限度に支給) ※農業次世代人材投資資金受給者は対象外 ③農機具・農業用施設整備補助金(農機具等(税別50万円以上)の購入の3分の1を補助。但し、上限30万円) ④土壌診断に係る費用を4検体まで町が負担する。	随時	予算の範囲内		4
小川村	新規就農者支援事業	村内に移住されて生産出荷をする農業経営者でおおむね60歳までの方が対象、最長3年間	・農地の借料に支援(借料の3分の2、限度額40,000円) ・生産施設、農業機械のリースや購入に支援(購入費・借料の2分の1、限度額50万円/年)	随時	予算の範囲内	建設経済課産業係 026-269-2323 <a href="http://www.vill.ogawa.nagano.jp/index.html">http://www.vill.ogawa.nagano.jp/index.html</a>	1,4
		村内へ新規就農を目指し、村内で営農する農家から実践的な技術を習得することを目的に、研修を受ける者、及び受入経営体に給付金を給付  受入経営体 受入新規就農者1人当たり 月額3万円	新規就農者 ①45歳未満(青年就農付金 準備型を受けける方)2年間 月額2万円 ②65歳未満 2年間 月額10万円 ③①、②ともに、同居の扶養家族がある場合、一人当たり月額2万円を加算				
中野市	農業後継者研修支援事業	・50歳以下の方 ・研修終了後1年以内に中野市内で就農し、5年以上営農を継続する方 ・雇用形態で研修を受ける場合、給与が150万円/年未満の方 ・国の次世代人材投資資金の交付対象者でない、またはその要件を備えていない方 ・市税に滞納のない方	・年間48万円 ・最長2年間	—	—	農業振興課 (0269)22-2111 <a href="http://www.city.nakano.nagano.jp/">http://www.city.nakano.nagano.jp/</a>	3
	農業後継者営農支援事業	・50歳以下の方 ・中野市内の農家の子弟またはその配偶者で中野市内に居住し、主として農業に従事する方 ・事業終了後5年以上、中野市内で営農の継続が見込まれる方 ・承認申請から3年以内に家族経営協定を締結している方 ・家族経営協定の中に、中野市新規就農者支援事業補助金を受けた兄弟姉妹がいない方 ・就農する農家の前年の農業所得が中野市で定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における目標所得未満の方 ・市税に滞納のない方 ・国の次世代人材投資資金の交付対象者でない、またはその要件を備えていない方	・年間60万円 ・配偶者が経営に参画する場合は年間30万円 ・最長3年間	—	—		4
	激励事業	・市内に住所を有する方で、農業に従事して3年以内かつ51歳以上65歳以下の者 ・補助金受給後3年以上、市内で営農の継続が見込まれる者 ・退職等の後に主として農業に従事し、かつ耕作面積を拡大する予定の者 ・市税に滞納のない方	・市外から転入して3年以内の者 51歳以上58歳以下 50万円 59歳以上65歳以下 20万円 ・上記以外の者 51歳以上58歳以下 25万円 59歳以上65歳以下 10万円 ※市外から転入して3年以内の者に対し、機械施設等の取得経費の1/2以内の額を補助。ただし上限は50万円	—	—		4
	新規参入者営農支援事業	・50歳以下の方 ・中野市内に居住し、主として農業に従事する方 ・事業終了後5年以上、中野市内で営農を継続する方 ・卒業、農業以外の職業からの離職、研修の終了または農業を営む者からの独立から5年以内に農業を開始する方、または認定新規就農者 ・中野市内に農業(法人)の経営を行っている親等以内の親族及び兄弟姉妹がいない方 ・中野市農業委員会が定める下限面積以上の農地の所有権又は利用権を有する方 ・2親等以内の親族からの取得又は賃借ではない方 ・市税に滞納のない方	・中野市内で農地を取得又は農業機械・農業施設を取得又はリースする場合(総額50万円以上) ・取得額の3分の1以内 ・上限100万円 ・リース料の3分の1以内 ・上限月額1万5千円 (リース開始日から3年以内)	—	—		7
	新規参入者定住支援事業	・50歳以下の方 ・中野市外から転入して5年以内で、農業を主として従事している方 ・事業終了後5年以上、中野市内で営農を継続する方 ・卒業、農業以外の職業からの離職、研修の終了または農業を営む者からの独立から5年以内に農業を開始する方または認定新規就農者 ・中野市内に農業(法人)の経営を行っている親等以内の親族及び兄弟姉妹がいない方 ・中野市農業委員会が定める下限面積以上の農地の所有権又は利用権を有する方 ・2親等以内の親族からの取得又は賃借ではない方 ・市税に滞納のない方	・中野市内の住居を取得又は賃借する場合 ・取得額の2分の1以内 ・上限200万円 ・賃貸料の2分の1以内 ・上限月額3万円 (最長3年間)	—	—		8

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他

長野県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
中野市	遊休荒廃農地再生支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50歳以下の方</li> <li>・中野市に居住し、主として農業に従事する方</li> <li>・事業終了後5年以上、中野市内で営農を継続する方</li> <li>・卒業、農業以外の職業からの離職、研修の終了または農業を営む者からの独立から5年以内に農業を開始する方または認定新規就農者</li> <li>・中野市農業委員会が定める下限面積以上の農地の所有権または利用権を有する方</li> <li>・2親等内の親族からの取得または賃借ではない方</li> <li>・市税に滞納のない方</li> </ul>	市内の遊休荒廃農地(※)を再生するために、農地を取得または農業機械・農業施設を取得またはリースする場合(総額50万円以上) <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得額の3分の1以内 上限100万円</li> <li>・リース料の3分の1以内 上限月額1万5千円 (リース開始日から3年以内)</li> </ul> (※)遊休荒廃農地 1年以上耕作されていない20a以上の農地	—	—	農業振興課 (0269)22-2111 http://www.city.nakano.nagano.jp/	9
飯山市	○飯山市新規就農総合支援事業 (農業次世代人材投資事業)	国の定める要綱の要件を満たした者	支援額:最大150万円/年(国) +50万円/年(市単独) 期間:最長5年間	—	—	農林課 0269-67-0729 http://iyama-nougyo.jp/	4
	○飯山市農業後継者等総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人就農支援 50歳未満の就農から5年以内で、認定新規就農者又は一定の研修を修了(見込みも含む)した者のうち、一定の条件を満たす者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人就農支援 農業用資産・資材等の購入及び修繕費用・農業に関する研修費用・居住に要する経費の一部の3/4以内(限度額120万円)を最長3年間補助</li> </ul>	—	—		4.5
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年帰農支援 50歳以上65歳以下の就農から5年以内で、一定の研修を修了(見込みも含む)した者のうち、一定の条件を満たす者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定年帰農支援 農業用資産・資材等の購入及び修繕費用・農業に関する研修費用・居住に要する経費の一部の3/4以内(限度額50万円)を最長3年間</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・親元就農支援 50歳未満の親元に就農又は就農見込で、一定の研修を受講する者のうち、一定の条件を満たす者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親元就農支援 農業用資産・資材等の購入及び修繕費用・農業に関する研修費用・居住に要する経費の一部の3/4以内(限度額120万円)を最長3年間</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入参入農業者定住支援 転入してから5年以内及び就農から5年以内で50歳未満の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転入参入農業者定住支援 市内の住居を取得するための経費の3/4以内(限度額200万円) 住居の賃借料の3/4以内(限度額3万円/月)</li> </ul>				
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休荒廃農地再生支援 就農から5年以内で50歳未満の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休荒廃農地再生支援 遊休荒廃農地を再生するために必要な農地等を取得するための経費の3/4以内(限度額100万円) 機械等リースの場合3/4以内(限度額1.5万円/月)</li> </ul>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地効率利用奨励交付金 就農から5年以内で50歳未満の方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地効率利用奨励交付金 借受期間が3年以上の農地の利用権設定した面積に対し、10a当たり2万円を乗じて得た額(限度額10万円)</li> </ul>						
○飯山市農業担い手育成事業	50歳未満の飯山市内において新たに農業経営を開始しようとする者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市農業研修センターにおいて、2年間月額13万円を支給し、研修する。</li> </ul>	—	—	2		
○飯山市農村定住支援住宅事業	飯山市内で、主に農業に従事する者	初段階(おおむね2年間)に安価(家賃:月1万円(諸経費別))な住宅を提供	—	—	8		
山ノ内町	山ノ内町農業経営雇用促進事業補助金	次に掲げるいずれかに該当する農業経営体で、町内に住所または本店を有し、町税を滞納していない者 (1)経営耕地面積10a以上の農業を営む個人又は法人 (2)農産物販売金額が年間15万円以上ある個人又は法人	2親等以内の親族 15歳以下 町内を含む市町村の住民登録のない者 外国籍(農業就労が認められている物を除く) その他法令等に抵触する者  以外の者を雇用したとき、 ①長野県の定める最低賃金×②労働時間(上限8時間)×③雇用人数(上限2人)×④雇用期間(上限10日)×補助率(25%、認定農業者、認定新規就農者、就農5年目以内の農業者は40%)の金額で補助金を交付	通年	50名程度	農林課 0269-33-3112 shinko@town.yamanouchi.lg.jp	4
	がんばる農業就農奨励金	町内に住所及び就業場所を有する65歳未満の新規就農者で、将来にわたり専業農家として農業経営を続けていく意思と条件を有し、人・農地プランにおける中心経営体(同一経営体を含む)に認定される見込みのある者	奨励金として年齢が50歳以下の者は10万円、年齢が51歳以上の者は5万円、1ターン就農者(50歳の限なく)10万円を1回限り支給。	—	—	9	

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他



長野県

市町村名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
木島平村	木島平村農業後継者等育成奨励金交付事業	<p>農業後継者、新規農業参入者であり、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、村長が特に認めた者は、この限りではない。</p> <p>(1) 村民である者                      (2) 農業後継者又は新規就農者である者                      (3) 年齢が概ね45歳以下である者                      (4) 認定新規就農者又は認定農業者である者                      (5) 村内で5年以上農業経営継続が見込まれる者                      (6) 農業者年金に加入できる者                      (7) 市町村税その他義務的納金を滞納していない者                      (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者</p>	奨励金100万円を支給する(単年度)。	随時	—	産業課農林係 0269-82-3111	1,3,4
	木島平村新規就農研修者支援事業	<p>次に掲げる要件をすべて満たす者、または村長が特に必要と認める者。</p> <p>(1) 村内に住所を有する又は新たに住所を有しようとする者                      (2) 研修開始時において満18歳以上42歳未満の者                      (3) 研修終了後、村内の農地を活用し、5年以上農業経営に従事することができる者                      (4) 新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱に規定する準備型又は経営開始型青年就農給付金の交付を受けていない者</p>	<p>【木島平村農業振興公社等で農業研修を受けるものに対して予算の範囲内で補助金を交付する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金は1年度に限る。</li> <li>・補助金の額は次に掲げる額とし、限度額は150万円とする。</li> </ul> <p>(1) 公社または公社が指定する農家で研修を受講する場合 日額8,000円                      (2) 村が必要と認める研修会に参加する場合 日額8,000円</p>	—	—		2

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他